

別紙

訴 状 (訂正)

2022年7月31日

東京地方裁判所 御中

原告 三宅勝久

〒166-0004

東京都杉並区阿佐谷南2-22-12 第2森屋荘12 (送達場所)

電話 080-4620-8544

10

被告1 奨学金問題対策全国会議

上記代表者 代表大内裕和

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-7-4 セラピュアビル4階

せたがや市民法律事務所 電話 03-6453-4390

被告2 大内裕和

〒176-8534 東京都練馬区豊玉上1-26-1 武蔵大学 (就業先)

電話 03-5984-3713

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

20

予納郵券代 6000円

請求の趣旨

1 被告らは連帯して、原告に対し、160万円及びこれに対する2019年7月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

10 本件は、ジャーナリストである原告が、一時所属していた権利能力なき社団・奨学金問題対策全国会議とその代表者に対して損害賠償を求めた事案である。全国会議については、いったん退会した後に再入会を申し出た原告に対して、規約に定めた入会の承認手続きを行わず、活動方針に批判的な意見を持っているといった不当な理由を口実に再入会を拒否したことが原告の人格権を侵害するとして、民法709条又は一般社団法人法78条類推適用により損害賠償を求めている。被告大内裕和に対しては、全国会議代表者としての使用者責任に加え、自身の不正行為（原告の著作盗用）の露呈を免れたいとする不当な動機のもと全国会議が原告の再入会を拒否すべく代表者の影響力を行使したとして、民法715条、709条又は一般社団法人法117条1項類推適用による損害賠償を求めている。

第2 当事者

1 原告

20 原告は、多重債務問題や奨学金問題を長年取材してきたジャーナリストである。2013年10月から2016年1月ごろまで被告奨学金問題対策全国会議（以下「全国会議」ということもある）の会員であった。また全国会議編集による共著『日本の奨学金はこれでいいのか!』（以下「共著」ということもある）の第2章「ルポ・奨学金地獄」の著作権を専有する者である。（甲1-1、甲3）

2 被告1

奨学金問題対策全国会議は、奨学金問題の調査研究等を目的に掲げる権利能力なき社団である。法曹関係者や教員、原告を含むジャーナリスト、一般市民らに広く参加を呼びかけて、2013年3月に設立された。（甲1-1）。

3 被告2

大内裕和は、2022年3月まで中京大学教授、現在は武蔵大学の教授職にある研究者で、奨学金問題対策全国会議の設立当時の代表者である。『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章及び『奨学金が日本を滅ぼす』の著者である（以下「被告大内」という）。

第3 事実経過

1 規約

- 10 全国会議は「奨学金問題対策全国会議規約」（以下「規約」という）に基づき、民主的に運営することを定めている。会の目的、構成員、入退会、意思決定、除名などに関する規定は次のとおりである。

第3条（目的）

本会は、

- 1 奨学金（名称の如何を問わず学費のための貸付金・給付金全般を言う。以下、同様）トラブル・被害の相談及び救済
- 2 奨学金、学費、及びこれに関する学生支援制度の実態調査
- 3 奨学金制度、学費及びこれに関する学生支援制度についての調査・研究
- 20 4 真に学びと成長を支える奨学金制度・学費その他学生支援制度改革の意見表明・立法運動
- 5 第1項ないし4項の課題についての諸団体との連携
- 6 第1ないし5項の課題に対する情報交換並びに教育を図ることを目的とする。

第5条（構成員）

本会は、個人会員（学者、弁護士、司法書士、その他本会の目的に賛同する

個人)をもって構成する。

ただし、本会の目的に明らかに反すると認められるものは除く。

第6条 (入会)

本会への入会は、入会申込書の提出と会費を添えて行い、事務局会議の承認を得るものとする。なお、全国クレジット・サラ金問題対策協議会の会員以外の入会については本会の会員2名の推薦を必要とする。

第9条 (意思決定)

2

(1) 事務局会議は、代表、副代表、幹事、事務局長、事務局次長、で構成する。

(2) 事務局会議は、事務局長により臨時招集され、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を議決する。議決は出席者の過半数により行う。会員は、代表に対し、事務局会議の招集を求め、また自由に事務局会議に参加し、発言をすることができる。

第10条 (事務局長らの職務)

1 事務局長ならびに幹事は、全国の会員の名簿の作成、会員間の連絡、情報の交換並びに会計を担当し、事務局次長はその補佐をする。

第11条 (退会)

会員はいつでも退会することができる。

第12条 (除名)

事務局会議は、本会の趣旨・目的に反する行動を行なった会員に対し、弁明の機会を与えた上で、退会勧告をし、又は除名することができる。

全国会議は、上記規約と入会申込書を『日本の奨学金はこれでいいのか!』のなかに資料編として掲載し、広く一般に入会を呼びかけ、入退会の自由が保障された組織運営を行うことを公表している。

2 原告が全国会議に入会した経緯

原告は2013年3月ごろまでに、被告事務局長の訴外岩重佳治（以下「岩重事務局長」という。甲1-1、甲11）を通じて、同時期に設立された被告への入会を要請された。原告はこれに応じて入会した。原告が従来から独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という）の回収のあり方を中心に取材を行い、関連記事や著作を発表していたことから、活動への協力を求められたものである。（甲2-1、2-2、甲3）

3 共著出版の経緯

10 2013年4月下旬ごろ、原告は岩重事務局長を通じて、共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』出版の協力を打診され、受諾した。共著者には、原告のほか被告大内がいた。（甲4-1、4-2）

4 一括請求問題発見の経緯

2013年8月から10月にかけて、原告は共著のうち担当した第2章「ルポ・奨学金地獄」の取材・執筆作業を行った。その際、支援機構が、「繰り上げ一括請求」という違法性が疑われる債権回収を行なっている問題（以下「一括請求問題」ということもある）を発見し、原稿に反映した。支援機構の一括請求問題は当時まったく注目されておらず、本格的に記事で取り上げた最初の例であった。（甲1-2）

5 繰り上げ一括請求問題について

20 一括請求問題とは、支払能力を有さない債務者に対しては期限の利益を喪失させてはならない旨日本学生支援機構法施行令（以下「施行令」という）が定めているにもかかわらず、支援機構がそれを無視し、経済的困窮者に多額の請求を行っているという、いわゆる違法な貸し剥がしの問題である。施行令5条5項（旧4項）は「学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の

全額を返還しなければならない」と定めている。この支払能力を支援機構はいっさい審査せず、債務者が経済的困窮状態にあると知りながら5条5項を適用して期限の利益を喪失させ、一括請求を行なっている。その結果、延滞金が大幅に増加したり、破産を余儀なくされるなどの事態を多発させている問題で、国会でも取り上げられている。(甲1-4)

6 全国会議は一括請求に無関心だった

この一括請求問題に気づいた原告は、会員の立場から、大内代表をはじめとする全国会議のメンバーに対して、一括請求問題についての議論や研究をはじめめるべきであると再三にわたって呼びかけた。しかしながら被告らの関心は低く、反応は皆無同然であった。

7 退会

一括請求問題に対する被告らの無関心は、共著出版から2年以上が過ぎても変わらなかったため、2016年1月ごろ、原告は全国会議を自発的に退会した。動機は主に次の2点であった。

- ・原告は被告らとの共著を通じて一括請求問題を告発した。それにもかかわらず原告が籍を置く全国会議がこの問題に取り組まないのでは、読者から指摘を受けた際に説明できない。ジャーナリストとしての信用を失う。
- ・全国会議が一括請求問題に取り組むよう外部から働きかけたい。

退会に際して、原告は大内代表や岩重事務局長を含む全国会議メンバーが加盟する別のメーリングリスト上で次のように述べた。(甲5)

私の選択は、愛想をつかしたとかそういう類ではないことをご理解ください。一括請求の問題がなかなか「対策会議」で取り上げていただけないので(努力されていることは承知しています)、これ以上対策会議にいたばあい、「なぜ対策会議は一括問題を取り上げないのか」と私が指摘された際、いちいち言い訳をしなくてはなりません。いつそ組織を離れたほうが気楽に発言

できるし、批判すべきが批判できる、そのほうが事態の改善にはよいだろうと判断したわけです。

東京新聞が大きな記事にしているのに、このタイミングでなぜ一括請求の問題が取り上げられないのか、やはりオピニオンリーダ委（ママ）である対策会議から「一括はおかしいぞ」というメッセージが出てこなかったからです。とても残念です。これは意見です。今後はこうした意見を外に向かって発信することが可能になります。だからといって対策会議が嫌いになって絶交したとか、そんなのではないのです。

10 対策会議をやめたことで、いつまでたっても一括請求の問題への取り組みが甘いようでしたら、ぼろくそに書かなければならない日がきますよ——というメッセージを送ったつもりでもあります。借り手の身になったら当然です。返せないヤツは米軍の二軍として使ってやろうという話まで公然とでてきているのです。

学生に何百万円も貸せるのは与信不要の日の丸ローンだけです。普通のローンではないからですが、ではなぜ普通のローンじゃないのに一括請求するのか。すぐに中止しろ！ と大声を上げることが何よりも必要だし効果的だとも思うのですよ。一括請求がなくなれば、何百万円借りていても返還期日の最終日がくるまでには時間があるわけで、それほど慌てることはありません。

20 ということで、サラ金の「グレーゾーン」問題のときのように「一括繰り上げ撲滅運動」をぜひ力をあわせてやろうではありませんか。

考えや立場のちがいを互いに認めたうえで共通した理念のもとに結集してこそ力になるのだと思います。

原告としては、将来全国会議が一括請求問題に取り組むようになったときは、再び入会して共に活動をするつもりであった。

8 退会後も全国会議は原告の問題提起に無反応だった

全国会議を退会した原告は、引き続き、一括請求問題に関心を払うべきであるとの提言を被告らに対して行った。しかし、従前どおり反応は皆無だった。そのため原告は、被告らの一括請求問題に対する関心は依然として低いと考えていた。全国会議代表者である被告大内は、一括請求問題に関して一度たりとも意見を述べたことはない。

なお、原告の一括請求問題に関する継続的な問題提起に対して被告らから「会の活動に支障が出るから控えてほしい」などといった苦言の類が出されたことは一度もない。

10 9 被告大内、岩重事務局長らによる著書出版

2017年、岩重事務局長は著書『奨学金地獄』を出版し、そのなかで「一括請求」について言及した。その際、岩重事務局長が原告に相談したり意見を聞くことはなかった。原告が上記出版の事実と著書の内容を知ったのは2020年7月ごろ以降である。(甲6)

2017年、被告大内は著書『奨学金が日本を滅ぼす』を出版し、そのなかで「一括請求」について言及した。その際、大内代表が原告に相談したり意見を聞くことはなかった。原告が上記出版の事実と著書の内容を知ったのは2020年7月ごろ以降である。(甲7-1)

20 なお、大内代表が2017年に出版した「奨学金が日本を滅ぼす」の記述の一部に、原告が執筆した『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章の記述と類似している部分があった。こうした事情を原告が知ったのは2020年7月ごろであった。この点については後述する。

10 全国会議が冊子「提言」を発行

2019年5月、被告全国会議は、冊子『「奨学金」制度改善への政策提言—利用者の「負担」と「不安」を軽減するために—』(以下「提言」という。

甲8)を発行した。その72頁に、岩重事務局長は「5、違法な繰上げ一括請

求」と題する記事で一括請求問題に言及した。事前に岩重事務局長ら被告関係者から原告に問い合わせ等はなかった。原告が上記記事の内容を知ったのは2019年7月ごろであった。

11 再入会申し出

「提言」に掲載された一括請求の記事を読んだ原告は、ようやく全国会議のなかに一括請求問題への関心が高まってきたとの認識を持った。そこで、再び全国会議の会員として一括請求問題に取り組みたいと考え、2019年7月17日、電子メールで岩重事務局長に宛てて再入会の申し出を行なった。

10 再入会は問題なくただちに受け入れられると原告は予想していた。しかし申し出から2日が過ぎた同月19日になっても返事がなかったため、原告は岩重事務局長に宛てて回答を促すメールを送った。それでもなお返事がなかったため、「再入会を拒否することを考えているのかもしれない」と不安を抱いた。一括請求問題をめぐって全国会議の活動方針を批判してきたことを問題視しているのかもしれないと原告は思ったが、原告の言動はすべて全国会議の趣旨目的に即したものであり再入会拒否の理由にはなり得ないと考え、引き続き回答を待った。(甲9-1、9-2)

12 再入会拒否

20 2019年7月31日、全国会議は、被告大内代表らの名前を付した「再入会のお申し出に対するご回答」と題する文書(以下「ご回答」という)を原告に電子メールで送付し、原告の再入会を拒否する旨を通告した(以下「本件「再入会拒否」という)。「ご回答」には、趣旨として次の内容が記載されていた。

(甲10-1、10-2)

- ・再入会は認めない。
- ・事務局のメンバーで話し合った結果、再入会を認めない意見が多数だった。再入会に賛同する意見はなかった。
- ・再入会拒否の理由は、原告が一括請求問題を重視すべきだとの強い意見を

もっており、再入会すると会の運営に支障がでるからである。

再入会を拒否する旨の意思決定を行った手続きについては「事務局のメンバーで話し合った」としか記載されていなかった。

13 手続き等について説明を求めた経緯

全国会議による再入会拒否は原告にとって予想外であり、大きな精神的衝撃を受けた。承服しがたかったので、岩重事務局長を通じて、根拠となる規約は何か、どういう手続きをとったのか説明を求めた。また抗弁の機会を与えるよう求めた。再入会拒否理由についても、理解困難だったので説明を求めた。しかしながら、これらの求めに対して被告らから内容のある回答はなく、抗弁の機会も与えられなかった。

14 「ご回答」に記載された事実の不正確さ

「ご回答」には事実には不正確な部分があった。例えば「当会議でも最優先の課題として中心的に取り組むべきであると主張され続け、それをしない当会議の姿勢は評価できないとして、当会議を退会されました」との記述（甲10-2、1頁最終行から上に数えて15行目～13行目）についてみると、原告は「最優先の課題として中心的に取り組むべき」との主張をしたことはない。「一括請求問題とはなにか」といった初歩の議論をはじめなるべく呼びかけを行ったというのが事実である。原告が批判したのは、いっさい関心を持とうとしない姿勢に対してであった。あたかも議論を尽くした上で原告が横車を押していたかのような上記説明に原告は強い違和感を覚えた。

15 嫌悪感情について

「ご回答」から約1ヶ月後（時期に関して原告の記憶はややあいまいである）、訴外新里宏二・被告副代表（甲11）から原告に連絡があり、霞ヶ関の弁護士会館で面談した。新里副代表は、再入会拒否に関してこれ以上抗議しても事態が好転する可能性は低いからやめたほうがよいと忠告した。また冗談のような口調ではあったが、「三宅さん、あなた嫌われているよ」とも述べた。その発

言を聞いた原告は、全国会議の活動のあり方を批判した結果、会員らのなかに嫌悪感情が生じている可能性があるとの印象を持った。感情の悪化を避けるため、原告は以後、再入会拒否に関する発言を被告らにすることをやめた。

16 被告大内による著作盗用について

2020年7月ごろ、原告は大内代表の著書『奨学金が日本を滅ぼす』（2017年）を読む機会を得た。そして、同書の86頁1行目～87頁2行目の記述（甲7-2）が、共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』の原告執筆部分である第2章「ルポ・奨学金地獄」の90頁8行目～91頁13行目の記述（甲1-4）と酷似していることを発見した。出版の世界では一見して盗用・

10 剽窃だと指摘される程度の著しい類似であった。

不適切な引用ではないかと原告は当初考え、被告大内に問い合わせたところ、引用ミスの類ではなく、大内被告自身の著述である旨回答があった。偶然ではあり得ない程度の類似であったので、意図的な盗用であると原告は判断した。原告が『奨学金が日本を滅ぼす』の出版元である訴外朝日新聞出版社に事情説明を求めたところ、同社は2020年9月14日、同書を出庫停止とし、電子版を販売停止にした。（甲11）

その後、原告が訴外雑誌「選択」に寄稿した記事の一部を盗用したとみられる被告大内の記事や著書や著書が続々と発覚した。最終的に10件以上を数えた。（甲12）

20 一連の盗用が発覚した後、原告と大内被告は代理人を通じて示談交渉を行った。交渉の過程で、大内代表はいったん一定程度非を認め、解決金を支払う内容の和解案を提示した。しかしながら、和解が不調に終わった後は、いっさい非を認めず謝罪もしない姿勢に転じ、現在に至っている。（甲13）

第4 違法性

1 被告全国会議の違法行為

(1) 再入会拒否は規約違反である

再入会拒否の意思決定は、規約6条および9条に定めた手続きを踏んでいない。規約にのっとって事務局会議が招集され、議決がなされた形跡はない。再入会拒否の手続きについて被告らは説明を拒んだが、これは説明しようにも説明ができなかったためであり、規約に沿った手続きを行っていない証拠である。同様に、抗弁の機会を与えよという原告の要求を拒否したのも、規約に沿った手続きを行っていない証拠である。

10 全国会議が広く市民に開かれ、奨学金問題に関心がある者は誰でも自由に入退会ができる組織運営をしていることは、規約内容や規程が公開されている事実からも明らかである。原告の再入会を拒否した被告らの行為は、その手続きにおいて規約に違反している。

(2) 再入会拒否理由は不合理である

再入会拒否の理由も不合理きわまりない。「ご回答」において被告らは、原告の再入会を拒否する理由について、趣旨としてこう説明する。

〈再入会を認めれば原告が一括請求問題を強く主張することが予想され、会の活動に支障が出る〉

20 しかし、原告の再入会を認めたとしても全国会議の活動に支障が生じるおそれがないのは明らかである。たしかに、原告が入会すれば、活動において一括請求問題について積極的な発言をする可能性はあった。しかし、その方法は全国会議のメーリングリスト上に意見を投稿するという穏当なものであり、内容も、一括請求について議論をはじめべきだというしごく常識的なものであった。原告の再入会によって活動にいささかの支障が生じないことを被告らは知悉していた。

一括請求問題に取り組むこと自体が全国会議の活動の趣旨目的にかなうことは、原告の退会后、被告大内や岩重事務局長が自身の著書で一括請求問題について記述し、全国会議が作成した冊子「提言」においても「一括請求問題」に

言及がなされた事実からも明らかである。規約第3条3項は、活動目的として「奨学金制度、学費及びこれに関する学生支援制度についての調査・研究」を掲げている。原告が全国会議のなかで「一括請求問題」に関する発言を積極的に行うことは、活動目的に沿ったものである。

全国会議は広く一般に入会を呼びかけており、設立目的に賛同する者は事実上全員入会を認めている。「一括請求問題」を理由に原告の再入会を拒否した全国会議の行為は、規約違反であると同時に思想差別である。または、「一括請求問題」を口実にした原告に対する人格攻撃である。

(3) 違法性について

- 10 上に述べたとおり、全国会議が原告の再入会を拒否した行為は、故意または過失によるものであり、民法709条の不法行為を形成する。または一般社団法人法78条類推適用により損害賠償責任を負う。

2 被告大内の違法行為

(1) 使用者責任

被告大内は全国会議の代表であり、被告全国会議の不法行為に対して民法715条に基づき使用者責任を負う。

(2) 盗用に関連した責任

- 20 「ご回答」によれば、原告の再入会を支持した者はいないとのことであるから、原告の再入会の可否を判断する過程において、被告大内が再入会を拒否すべきであるとの考えを示し、全国会議の意思決定に代表としての影響力を行使したことは明らかである。しかしながら、原告が再三提唱してきた「一括請求問題」について被告大内はいっさい発言してこなかったのであるから、被告大内が上記の行動をとった動機が「一括請求問題」にあるとは考えにくい。むしろ、原告の著作からの盗用という自己の不正が露呈するの恐れのためと考えるのが自然である。これは規約12条が定める「本会の趣旨・目的に反する行動」に該当する行為であり、代表者としての権限乱用にあたる。故意又は過失があ

り、不法行為（民法709条）を形成する。もしくは、全国会議代表者としてその職務を行うにあたり悪意又は重大な過失があり、一般社団法人法117条1項の類推適用により損害賠償義務を負う

第5 損害

原告は、奨学金問題に長年真摯に向き合ってきたジャーナリストであり、全国会議への再入会を望んだ場合は、規約にのっとってそれが認められ、会員として平穩に活動をする人格権ないし人格的利益を有している。それを被告らは著しく侵害し、原告に多大な精神的苦痛を与えた。被告らの一連の行為による

10 人格権侵害の程度は社会通念に照らして受容限度を超えている。原告が被った損害は金銭に換算すると160万円を下らない。

第6 結語

よって、請求の趣旨のと通りの判決を求める。

以上

付属書類

書証：甲1-1～甲13

証拠説明書記載のとおり

和4年(ワ)19068号 損害賠償請求訴訟

原告三宅勝久 被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

訴状訂正申立書2

2022年10月13日

東京地方裁判所民事43部御中

原告 三宅勝久

訴状訂正書別紙を次のとおり訂正する。

第1 2頁9～10行目

「被告大内裕和に対しては、自身の(原告の著作盗用)の露呈を免れたいとする
10 不当な動機のもと全国会議が原告の再入会を拒否すべき代表者の影響力を行使し
たとして、民法709条又は一般社団法人法117条1項類推適用による損害賠
償を求めている。」 ~~(削除)~~

第2 13頁14行目～16行目

「被告大内は全国会議の代表者であり、以下に述べるとおり、民法709条に基
づき個人責任を負う。」(小見出し「(1)使用者責任」を削除する)

第3 13頁17行目

小見出し「(2)盗用に関連した責任」を削除する。

以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

答弁書

(被告奨学金問題対策全国会議)

令和4年11月28日

東京地方裁判所民事第43部へA係 御中

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人 弁護士 岩 重 佳 治



同 弁護士 西 川 治



(代理人の表示は別紙目録のとおり)

<目 次>

第 1	請求の趣旨に対する答弁.....	3
第 2	請求の原因に対する認否.....	3
1	「第 1 事案の概要」(2 頁)	3
2	「第 2 当事者」(2 ～ 3 頁)	3
3	「第 3 事実経過」(3 頁)	3
4	「第 4 違法性」及び「第 5 損害」	12
5	「第 6 結語」	12
第 3	被告 1 の主張.....	12
1	はじめに.....	12
2	被告 1 は入会希望者を入会させる義務を負わないこと	13
3	被告 1 の入会拒否の理由は不合理でなく、かつ思想差別でもないこと ...	16
(1)	はじめに.....	16
(2)	原告の被告 1 退会前及び退会直後の言動	16
(3)	「繰り上げ一括請求」に関する被告 1 の認識等	20
(4)	原告の態度は被告 1 の規約が想定する組織のあり方と相いれないこと .	22
(5)	上記経過を踏まえた原告の投稿 (甲 9 の 1) の評価	23
(6)	小括.....	24
4	原告の入会拒否が原告に対する人格攻撃とならないこと	24
5	結語.....	24

第1 請求の趣旨（令和4年9月26日付訴状訂正申立書による訂正後）に対する
答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因（令和4年9月26日付訴状訂正申立書による訂正後）に対する
認否

1 「第1 事案の概要」（2頁）

認否の限りでない。

2 「第2 当事者」（2～3頁）

(1) 「1 原告」

第2文は認め、その余は不知。ただし、積極的に争うものではない。

なお、原告が被告奨学金問題対策全国会議（以下、原告に倣って「被告1」
という。）を退会したのは、平成27年12月30日である。

(2) 「2 被告1」

概ね認める。ただし、被告1の目的は「奨学金（名称の如何を問わず学費
のための貸付金・給付全般を言う。以下、同様）トラブル・被害の相談及び
救済」等である（被告1の規約3条）。 この研究 = 3条2.3項、
そのほか。

(3) 「3 被告2」

認める。

3 「第3 事実経過」（3頁）

(1) 「1 規約」

「入退会の自由が保障された組織運営を行うこと」のうち、「入会」に係
る部分が、被告1への入会を希望する者は、誰でも自由に入会でき、入会を
拒否されることはないという旨の主張であれば、否認する。

規約6条本文のとおり、入会には「事務局会議の承認を得る」必要があるから、被告1への入会を希望する者は誰でも自由に入会できるものではなく、事務局会議の承認が得られなければ、入会を拒否されることがありうる。このことは、退会について「会員はいつでも退会することができる」(11条)として、事務局会議の承認等に係らせていないことと対比すれば明確である。

(2) 「2 原告が全国会議に入会した経緯」

找原因， 100% 12
X 2 12 24 24 24
~~X 2 12 24 24~~

第1文は、訴外あけび書房株式会社から企画の打診を受けた岩重事務局長が、これを原告に取り次いだことがあるから（甲4）、その限度で認める。

同共著に、学費と奨学金に関する多岐にわたる問題点の指摘と提言がなされていることから分かるように（乙2）、被告1は、あるべき学費と奨学金制度実現のため、広範な問題に取り組む団体として設立され、活動を続けている。

學生支援機構 (以)

第1文は認める。第2文のうち原告が独立行政法人日本学生支援機構（以

下、単に「機構」という。)の一括請求問題を原稿に反映したことは認め、
その余は不知。第3文は不知。 → 12月21日付の請求書に

(5) 「5 繰り上げ一括請求問題について」

ア 独立行政法人日本学生支援機構施行令（以下、「施行令」という。）5条5項に原告指摘の記載があること、機構が同項を適用して期限の利益を喪失させ、繰り上げ一括請求を行う例があること、その中に機構が支払能力を十分審査していないと疑われる例があること、機構による繰り上げ一括請求について国会で取り上げられたことがあることは認める。

イ 同規定に反する疑いのある繰り上げ一括請求が散見されることについては、被告1も問題視している。ただし、事実は事案ごとに異なり、断定的な評価は必ずしも適切でない。

貸し剥がし、延滞金の増加、破産を余儀なくされるなどの事態が繰り上げ一括請求によって生じているとの指摘については、被告 1 は見解を全く異にする。

これまでの原告の言動に照らすと、原告は、返済困難者に対して繰り上げ一括請求をすれば著しく困難が増大するが、繰り上げ一括請求がなければまだ希望があるといった認識を持っていると思われるが、相談・救済の現場における認識と乖離している。事態はもっと深刻である。返済困難者のほとんどは、経済的に極めて厳しい状況にあり、その背後に幾重もの困難を抱えている。実感としては、相談者の約半数が精神的な問題を抱えている。これら返済困難者の多くは、毎回の割賦金の支払い自体あるいは返済期日到来分の全部を支払うことが既に困難なのであって、将来分を一括請求されたことによって苦境に陥っているのではない。一例を挙げる。

ウ 日本学生支援機構の学資金貸与制度の場合、返還困難者には、「返還期限の猶予」等の救済制度があるが、救済制度として不十分であるばかりか、利用するために必要な周知がなされていない。返済困難者への請求時にも

教示がなされず、制度利用の前提となる事情聴取すらなされないまま、無理な請求だけがなされているのが現状である。

仮に延滞者がこれらの救済制度の存在を知ってこれを利用しようとする
と、今度は、既に延滞が生じていることが障害となる。過去の延滞を解消
しない限り、これらの救済制度の利用を制限するとの不当な運用がなされ
ているからである。

この場合、過去の延滞のある期間に遡って、経済困難、病気などの「返
還期限の猶予」該当性を証明して猶予の申請し、承認されれば、過去の延
滞がなくなり、繰り上げ一括請求の問題は解消するが、そのような方法は
ほとんど教示されていない。加えて、機構は、過去の猶予該当事由の証明
手段を役所の所得証明等に限定しているため、延滞の年数が長期に及ぶと
資料が取得できずに、制度の利用から排除される。

仮に過去分の延滞の解消に成功したとして、将来に向けて返還期限の猶
予を利用しようとする、今度は救済制度の期間制限が障害となる。経済
困難を理由とする返還期限の猶予は最長10年という制限があるから、そ
れを過ぎると割賦金の返済が開始する。しかし、10年もの間、返済困難
であった者にその後の返済を期待することは無理であり、たとえ繰り上げ
一括請求がなされなくても、割賦金の請求により窮地に立たされる。

このように救済制度の利用の網から排除された事案では、最後の手段と
して、総額を確定した長期の分割返済の和解をすることがある（繰り上げ
一括請求がなされていても可能である）。機構の場合、最長240回（2
0年）以内で、毎月の支払額が約定の割賦金額以上であることを求められ
るが、それでも、毎回の支払額が低額になり、2回分以上支払いを怠らな
い限りは長期間にわたって利息も延滞金も生じないことによる利益は相当
程度ある。

エ このような方法によっても困難が解消されないケースでは、そもそも支

払いを前提とした救済は無理であり、自己破産等の法的な解決を目指すほ
かない。実際、返済困難者の多くは、生活に大きな困難を抱え、疲弊の度
合いも大きく、自己破産が唯一の又は最適の救済方法であることが多い。

5 しかし、機構の学資金の利用者の約半数が人的保証を利用しており、そ
のほとんどの場合、父母などが連帯保証人に、おじ、おばや兄弟姉妹が保
証人になることが多い。そうすると、借主は、これら保証人への影響を怖
れて、自己破産等を避け、無理な返済を続けることが多く、状況は更に深
刻となる。

10 そこで、被告1は、ここ数年、貸与奨学金における保証制度の問題に取り
組んできた。その中で、機構が「分別の利益」を無視して、保証人に対
して全額の請求と回収を組織的に続けてきたことを社会問題化し、機構に
超過分の返還を求める訴訟を提起した。結果、本年5月19日、札幌高裁
は、機構を悪意の受益者と認定して超過金の返還を命じ、機構が知れたる
保証人への返還を開始した。被告1は、これを梃子にして、今後、個人保
15 証制度の撤廃その他の制度改革を求めていく予定である。もし被告1が、
限られた人員の中で、繰り上げ一括請求の問題への議論や対応に原告が求
めるような力を注いでいたら、上記の成果を得ることは困難であったと考
える。

20 オ 被告1は、繰り上げ一括請求問題は機構の課題の1つではあるが、原告
のいうように優先して扱う課題だとは考えていない。それは、相談・救済
の現場から得られたものである。ちなみに、被告1の相談・救済の現場で、
繰り上げ一括請求の有無が、救済等の解決に影響した事案は皆無である。

25 なお、繰り上げ一括請求を容認するつもりは一切ないが、皮肉にも、繰
り上げ一括請求がなされ、又は予告されて初めて、当事者が相談や救済を
求め、その結果、救済につながる人が多いのが現場の実感でもある。

 今回の主張を見ても、原告との間には、従前も、今も、大きな溝がある

ようである。

(6) 「6 全国会議は一括請求に無関心だった」

被告1が一括請求に無関心だったとの主張も反応が皆無同然であったとの主張も否認する。

上記のとおり、様々な問題が山積する中で、現場の実感と経験から、原告とは違う認識を持っていたものである。

また、岩重事務局長や他の被告1の会員は、上記のような説明と認識について必要に応じて原告に伝え、説明をしたが(乙3～5)、原告は、自らの考えに固執し、およそ聞く耳を持つようには見えなかった。

(7) 「7 退会」

第1段落(「一括請求問題に～働きかけたい。」)のうち、原告が被告1を退会したことは認め、退会の動機は不知。なお、退会日は平成27年12月30日である。

第2段落(「退会に際して」～「(甲5)」及びそれに続く引用部分)は認める。同メッセージの中には「すぐに中止しろ!と大声を上げることが何よりも必要だし効果的だと思うのですよ。一括請求がなくなれば、何百万円借りていても返還期日の最終日が来るまで時間があるわけで、それほど慌てることはありません。」との指摘があるが、被告1が認識を異にすることについては、既に述べたとおりである。被告1から見ると、現状はそうのように甘くない。遙かに深刻である。

第3段落(「原告としては、将来」～「つもりであった」)は不知。

(8) 「8 退会後も全国会議は原告の問題提起に無反応だった」

第1段落第1文及び第2文は、具体的にどの提言を指すのか不明であるから不知とする。被告1も、原告が自らの記事でそのような主張をしていたことは認識している。原告はこれに対して無反応だったというが、仮にそうだととしても、原告の提言に反応しなかったことにいかなる問題があるのか不明

である。

第3文は、原告の内心であるから不知。

第4文は、期間あるいは誰に対してのものであるか不明であるから不知とする。被告大内は、学費と奨学金の問題を広い視点から洞察し、問題意識を持っているから、原告が、被告大内の一括請求の問題に対しての意見を見いださなかったとしても、そのどこが問題なのか理解に苦しむ。

第2段落は認める。原告の継続的な問題提起に被告らから苦言の類が呈されたことがないと言うが、被告1を退会した原告の記事や言動に被告らが口を挟まなかったことをもって、何を主張しようとしているのか不明である。

(9) 「9 被告大内、岩重事務局長らによる著書出版」

第1段落第1文及び第2文は認め、第3文は不知。

第2段落第1文及び第2文は認め、第3文は不知。

岩重事務局長や被告大内が、自らの著作の中で「一括請求」に言及する際に、原告に相談したり、意見を聞かなかったとして何ら問題はないし、本件と関係がない。

第3段落は否認ないし不知。なお、原告はこの点が著作権侵害であるとして被告2に対して損害賠償請求訴訟を提起したが、第1審で原告の請求は全部棄却され（東京地裁令和3年（ワ）第10987号、令和4年2月24日判決）、控訴審でも維持されている（知財高裁令和4年（ネ）第10035号、同年8月31日判決）。

(10) 「10 全国会議が冊子「提言」を発行」

第1文から第3文までは認め¹、第4文は不知。

同提言で一括請求問題に言及するに際し、被告関係者が原告に事前に問合等しなかったとして、何ら問題はないし、本件と関係がない。

¹ ただし、「72頁」とあるが、これは被告1が付したのではない。被告1がウェブサイトで公表したものでは「12頁」である。

(11) 「11 再入会申し出」

原告が令和元年7月17日及び同月19日に送信したという電子メールが甲9の1及び甲9の2を指すのであれば、原告が同電子メールを送信したことは認め、その余は否認ないし不知。

甲9の1及び甲9の2のメールは、原告及び岩重事務局長を含むクレサラ対協（正式名称は「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」）の会員が加入するメーリングリスト上の投稿であって、岩重弁護士を宛先として送信されたメールではない。もっとも、これを岩重事務局長が閲読したこと自体は認める。念のため、原告は同月18日、甲9の1と同趣旨の再加入を希望する旨のメールを岩重事務局長に宛てて直接送信し、岩重事務局長はこれを受信して閲読している。 (内さいせ)

なお、同提言に繰り上げ一括請求についての言及があるが、上記(5)オのとおり、被告1は従前から繰り上げ一括請求を多くの問題の一つとして認識しており、そのとおり記載したに過ぎない。原告が長年訴えてきたからでも、原告の外部からの批判で議論の機運が出てきたからでもない。 (内さいせ)

付言すると、再入会を希望する上記メールの後、原告から岩重事務局長に電話で、再入会の件はどうなかったかとの問合せがあった。これに対し、岩重事務局長が、検討の上回答する旨伝えたところ、原告は岩重事務局長に対し、概要「別にどうっていいこともね。また、クレサラ対協のメーリングリストでいろいろやらなきゃならないからね。」と述べた。岩重事務局長は、あたかも入会を認めなければ、クレサラ対協のメーリングリストで批判を繰り広げる可能性を伝えて、判断に圧力をかけているかのような原告の言葉に、大きな違和感を覚えた。 (内さいせ)

(12) 「12 再入会拒否」

第1段落第1文は認め、その余は甲10の1及び甲10の2の記載と合致する限度で認め、その余は否認する。

(13) 「13 手続き等について説明を求めた経緯」

第2文及び第3文に関し、原告が岩重事務局長に対して再入会拒否に関して問い合わせをしたこと、第4文のうち被告1が原告に対して再入会拒否についての抗弁の機会を与えなかったことは認め、その余は知らないし否認する。

原告の問い合わせに対しては、岩重事務局長において必要な範囲で説明を行っている。「抗弁の機会」を与える必要がないことは後記第3の2(4)のとおり。

→ 原告が岩重事務局長に対して再入会拒否について問い合わせをしたこと、第4文のうち被告1が原告に対して再入会拒否についての抗弁の機会を与えなかったことは認め、その余は知らないし否認する。

(14) 「14 「ご回答」に記載された事実の不正確さ」

否認する。

後記第3のとおり。

(15) 「15 嫌悪感情について」

不知。

なお、新里弁護士と原告との面談に際しては、岩重事務局長が、事前に、新里弁護士から電話で事情を聞かれ、面談後も、同弁護士から電話で報告を受けている。

事前の電話の際、新里弁護士は、原告の再入会を認めなかったことにつき、クレサラ対協のメーリングリスト上への原告の投稿がヒートアップしていることを懸念し、冷静な対応を求めるため、面談しようとしているとのことであった。その際、岩重事務局長は、新里弁護士から、電話でそれまでの経緯を聞かれ、再入会についての原告への回答書（甲10の2）に沿う内容を、丁寧に説明した。そして、同回答書は、原告を強く非難する内容とならないように、原告が孤立しないように、できる限り配慮をして作成したものであることを伝え、決して、原告を嫌って、再入会を認めなかったものでないことを伝えた。

面談後の新里弁護士の報告によると、面談の際に原告に伝えた言葉は「三

宅さん、あなた嫌われているよ」ではなく、「三宅さん、奨学金問題対策全国会議には、あなたの居場所はないよ。」である。 *つるい、*

(16) 「16 被告大内による著作盗用について」

否認ないし不知。

前述のとおり、原告は被告2に対して損害賠償請求訴訟を提起したが、第1審で原告の請求は全部棄却され（東京地裁令和3年（ワ）第10987号、令和4年2月24日判決）、控訴審でも維持されている（知財高裁令和4年（ネ）第10035号、同年8月31日判決）。

4 「第4 違法性」及び「第5 損害」

否認し争う。

5 「第6 結語」

争う。

第3 被告1の主張

1 はじめに

原告は、被告1に対する請求原因として、

①被告1は入会希望者を加入させる義務を負うところ、原告を加入させなかった、

②仮にそうでないとしても、被告1は不合理な理由で、又は思想差別により原告を加入させなかった、

③被告1は、原告の入会を拒否することで原告に対する人格攻撃をした、

と主張するようであるが、後記のとおりいずれも理由がない。

2 被告1は入会希望者を入会させる義務を負わないこと

(1)ア 被告1は、奨学金トラブル・被害の相談及び救済に関わる弁護士、司法書士、教員・研究者、返済当事者、学生、その他奨学金問題の相談及び救済活動を行ってきた個人が結成した権利能力なき社団である。

イ そもそも社団にあっては、当該社団の入会の許否を任意に決することができ、特段の理由なく入会を拒否したとしても、それによって損害賠償の責めを負うことはないと解すべきである。

なぜならば、社団にとって誰を構成員とするか（入会を認めるか否か）ということはその社団の趣旨・性格にも密接に関連する重要な事項であって、憲法21条1項が結社の自由を保障していることを踏まえれば、私法秩序においても、誰を構成員とするかについての社団の自律的判断は最大限尊重されるべきだからである（最判昭和63年12月20日集民155号405頁（共産党袴田事件）、最判平成7年5月25日民集49巻5号1279頁（日本新党松崎事件）参照）。

ウ 社団であっても、法令上の根拠を有する場合²、地縁による団体、入会団体のように一定の範囲の者により構成され、入会を拒絶されることにより生活上の不利益を生じさせ、又は入会することで経済的利益を得られる場合³などにあっては、社団が入会を拒否するには合理的な理由が必要であると解する余地があるが、被告1はこれらのいずれにも該当しない。

エ したがって、被告1は、入会の許否を任意に決定でき、特段の理由なく入会を拒否したとしても、それによって損害賠償の責めを負うことはない。

² 強制加入団体である弁護士会、司法書士会等。また、労働組合法5条2項4号は「何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。」としている。

³ 地方自治法260条の2第7項は「第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。」としている。また、入会地の賃借料を会員に分配していた権利能力なき社団につき、最判平成18年3月17日民集60巻3号773頁参照。

(2) なお、上記(1)ウで指摘した法令上の根拠を有する場合等のいずれにも該当しない社団であっても、①当該社団の規約等で入会希望者はすべて入会できる旨を定めている、②規約等で入会拒否ができる場合を限定しており、かつ入会希望者がその入会拒否ができる場合に該当しないといった事情があれば、入会希望者を入会させる義務を負うとする余地があるかもしれない。

この点、被告1は、会員の入退会について次のとおり定めている(乙1)。

第6条(入会)

本会への入会は、入会申込書の提出と会費を添えて行ない、事務局会議の承認を得るものとする。なお、全国クレジット・サラ金問題対策協議会の会員以外の入会には、本会の会員2名の推薦を必要とする。

第11条(退会)

会員はいつでも退会することができる。

第12条(除名)

事務局会議は、本会の趣旨・目的に反する行動を行なった会員に対し、弁明の機会を与えた上で、退会勧告をし、又は除名することができる。

第13条(会計)

本会の会計は、会員からの下記年会費、任意の寄付金並びに本会発行の各種出版物の販売代金等をもって充てる。

弁護士・司法書士：1口5,000円

その他会員：1口2,000円

学生：無料

すなわち、被告1は、入会にあっては、会費2000円⁴を添えて入会申込

⁴ 原告は、被告1の規約13条の「弁護士・司法書士」及び「学生」のいずれにも該当しないから、「その他会員」として1口2000円の会費を添える必要がある。

書を提出することをもって入会の申込みとし、そのうえで①全国クレジット・サラ金問題対策協議会の会員であるか、又は被告1の会員2名の推薦を受けた上で、かつ②事務局会議の承認を得たときでなければ、被告1として申込みに対する承諾をしないものとしている。このことは、被告1の規約で「会員はいつでも退会することができる」（11条）として事務局会議の承認に触れていないことと対比すれば明確である。

そして、規約6条は、②の事務局会議の承認にあたって、承認をしない事由（入会拒否事由）を特に定めていない。

以上のとおり、被告1は、①当該社団の規約等で入会希望者はすべて入会できる旨を定めておらず、かつ②規約等で入会拒否ができる場合を限定していない（事務局会議の判断に委ねており、要件を具体的に定めていない）のであるから、入会希望者を入会させる義務を負わない。

ひいては、原告の入会を拒否した理由に関わらず、被告1が原告の入会を拒否したことにより損害賠償の責めを負うことはない。

(3) なお本件において、原告は、会費2000円を支払わず、入会申込書も提出していないから、入会の申込み自体が存在せず、原告のメール（甲9）はせいぜい入会の申込みの予告に過ぎない。原告は、原告が被告1に対し入会の申込みをしたことを前提に損害賠償請求をするが、前提を欠く。

また、原告は全国クレジット・サラ金問題対策協議会の会員ではなく、かつ被告1の会員2名の推薦も受けていないから、事務局会議の承認を論ずるまでもなく、原告は被告1の入会の条件を満たしていない。したがって、この点でも原告の請求は理由がない。

(4) 念のため、原告は被告1が規約6条、9条の手続を踏んでいない旨を主張するが、そもそも被告1が入会希望者との関係で規約6条、9条の手続を踏む義務を負うとする根拠がない。

加えて、仮に被告1が規約6条、9条の手続を踏む義務を負うとしても、

理め

×会費は...
...
...
...

所定の手続が行われた結果、原告の入会は認めないとの決定がなされたのであるから、何ら違反はない。

すなわち、岩重事務局長は、被告1の事務局会議の構成員が加入するメーリングリストに、原告から再加入したい旨の連絡があったことを受けて意見を募ったが、反対又は慎重な意見が相次ぎ、原告の入会を承認すべきであるという意見は1件もなかった。被告1においては、定例（月1回）の事務局会議のほか、メーリングリスト上での議論により事務局会議を行い、運営等について意思決定を行うこともあり、本件でも原告が再加入したい旨の連絡（甲9の1）をした2日後には催促をするなど（甲9の2）、早期の回答を希望しているとみられたことを受け、この方法によって事務局会議を行っているから、規約6条、9条の手続を経ている。

また、規約上、除名（規約12条）と異なり、入会拒否にあたって弁明の機会を与えることを要しないから、原告に抗弁の機会を与えなかったことをもって手続違反となることもない。

3 被告1の入会拒否の理由は不合理でなく、かつ思想差別でもないこと

(1) はじめに

仮に被告1が不合理な理由で、又は思想差別により原告を加入させなかったときに損害賠償義務を生じうるとしても、被告1が原告の入会を拒否した理由は次のとおりであって、不合理でなく、かつ思想差別でもない。

(2) 原告の被告1退会前及び退会直後の言動

原告は、平成27年12月30日まで被告1の会員であったが、被告1の会員が加入するメーリングリストにおいて乙3～5の投稿をするなど、奨学金についての最大の問題点が機構による繰り上げ一括請求であって、これを止めさせることを最優先で取り組むべきであるという趣旨を繰り返し述べて

↓
...
...

...
...
...

きた⁵。

さらに原告は、被告1が機構による繰り上げ一括請求を止めさせることを最優先で取り組まないならば、かかる被告1を批判すると述べたうえ（乙3の1）、実際、退会直後の平成28年1月、自らのブログにおける投稿（乙8）において、次のとおり記載している（下線は引用者）。

残念ではあるが、日本学生支援機構がやっている事業の問題の本質を、いまひとつとらえきれていないように感じたからだ。対策会議の活動を否定するつもりはない。しかし、重要な問題を見落としているように思う。会の外からこの足りない部分を批判していくためにも会を辞めることにした。

足りないもの、見落としているものとはなにか。

ひとつには「一括繰り上げ請求」の問題である。日本学生支援機構の「奨学金」という名の学生ローンがもたらす最大の被害が、この一括繰り上げ請求にある。たとえば、20年かけて返還するはずが、いきなり2年目で300万円を一括請求される。そして300万円に対して年5%（かつては10%）の延滞金がつく。

（中略）

この正義もなければ根拠規定もない繰り上げ請求を凍結するだけでどれほどの利用者が救われるだろうか。

『日本の奨学金はこれでいいのか』をはじめ、この問題を取り上げるよう筆者はくりかえし対策会議のメンバーに訴えてきた。しかしながら会の発足から3年になるいまもなお、対外的に「一括繰り上げ請求はやめるべきである」とのメッセージは出されていない。

なぜメッセージをださないのかについて合理的な説明もない。

⁵ なお、乙4の2で原告は平成27年11月24日の事務局会議に参加したい旨を述べているが、結局、参加できなくなったとして参加しなかった。

対策会議は「奨学金問題」のオピニオンリーダー的存在でマスコミもしばしばコメントを引用している。よって、マスコミの論調にも「一括繰り上げ請求」の問題はでてこない。筆者はこうした不可解な態度の組織に身を置き続けることにもはや我慢がならなくなった。

冒頭でもふれたとおり、日本学生支援機構が「奨学金」と呼んでいるものは、一般名詞では「（政府系）学生ローン」である。米国や韓国で深刻な問題を引き起こしているものと同じシステムである。「奨学金」とは官僚の創作した本質をごまかす言葉である。

この言葉の問題をとっても、対策会議はいまだに「奨学金」という官僚言葉を無批判に使い続けている。そして、給付型奨学金を創設すべきだという議論を行っている。給付型奨学金という呼び方自体が自己矛盾をはらんでいるのだが、「給付型」の議論は、日本学生支援機構の学生ローンがもたらす問題の焦点をみごとにはずす効果をうんでいる。本当の奨学金が足りないという問題と官製学生ローンが深刻な債務被害を出しているという問題はまったく別の問題であって、それぞれ議論すべき話である。

給付型奨学金――すなわち、本当の意味での「奨学金」を、かりに大規模な学生ローンたる日本学生支援機構が取り入れたとしても、債権をすべて放棄するならともかく、機構の本業が学生ローンであることにはかわりはない。

対策会議がほんらいなすべきは、「日の丸学生ローン」の被害を食い止めることである。そして「一括繰り上げ請求」の凍結は、十分に実現可能だし、実現すれば絶大な被害防止効果がある。

いっこうにそれをしようとしないうちに筆者は納得がいかず、3年をへて失望するにいたった。

けっきょく、すくなくともいまのところ、対策会議というのは、日の丸ローンの首謀者である官僚と決定的には対決しない、そういう限界のなかでの改革運動にすぎないのではないか。そう思う。

すなわち、原告は「日本学生支援機構がやっている事業の問題の本質」として「一括繰り上げ請求」があると指摘し、被告1は、その凍結が「十分に実現可能だし、実現すれば絶大な被害防止効果がある」のに「いっこうにそれをしようとしなさい」と述べている。

原告は、「繰り上げ一括請求」を奨学金問題に関する数ある課題の1つである程度の位置づけにはとどめず、奨学金問題の本質であるとしている。そして、「十分に実現可能だし、実現すれば絶大な被害防止効果がある」として、これを最優先に取り組むべき課題であると位置づけている。 「おまじ」

それにとどまらず、当時、被告1が給付制奨学金の創設を重視していたことを批判し⁶、「「給付型」の議論は、日本学生支援機構の学生ローンがもたらす問題の焦点をみごとにはずす効果をうんでいる。」「対策会議は「奨学金問題」のオピニオンリーダー的存在でマスコミもしばしばコメントを引用している。よって、マスコミの論調にも「一括繰り上げ請求」の問題はでてこない。」として、被告1の姿勢が原因で「一括繰り上げ請求」が注目されず、改善されないままであるかのように述べた上、「けっきょく、すくなくともいまのところ、対策会議というのは、日の丸ローンの首謀者である官僚と決定的には対決しない、そういう限界のなかでの改革運動にすぎないのではないか。そう思う。」と被告1を公然と非難するに至った。 「おまじ」

そして、原告は、平成28年1月30日、被告1のメーリングリストに上記ブログの投稿を引用した上、「強烈なる反論をおまちしています。」と付記して投稿をした(乙7の1)。他の会員がこれに反論すると(乙7の2)、

⁶ 当時、日本学生支援機構が行う奨学金制度は、全部が貸与制であった。その後、政府は平成28年6月2日の「ニッポン一億総活躍プラン」等において給付型奨学金制度創設に向けた検討を行うこととし、平成29年3月31日成立の独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律により給付型奨学金が導入され、平成29年から先行実施、平成30年から本実施された。

反論は「公開を前提に直接メールにて頂戴したい」として、奨学金問題解決へ向けた活動が内部で方針対立を起こしているかのごとき内容を公開する意向を表明した（乙7の3）。

5 (3) 「繰り上げ一括請求」に関する被告1の認識等

ア なお、原告が重視する「繰り上げ一括請求」とは、期限の利益を喪失させることである。機構にあつては、「学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。」（現行。10 施行令5条5項）と定められており、「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるとき」が期限の利益を喪失する要件とされている。

ところが、機構は支払督促、民事訴訟等にあたつては、「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるとき」に該当15 するか否かを十分調査しないまま、滞納者が期限の利益を喪失したとして残債務全額を請求していると言わざるを得ない例があり、原告はこれが奨学金問題の本質であると主張しているのである。

イ しかし、期限の利益を喪失させなかったとしても、既に弁済期の到来した割賦金について延滞に陥っている以上、民事訴訟法、民事執行法に基づ20 いて返還強制の手続がなされうること、その際には当該割賦金について延滞金が発生することは変わりがない。

被告1は、奨学金の返済に困難を抱える者の相談に応じ、返還期限の猶予や返還免除（独立行政法人日本学生支援機構法15条2項、3項）の活用25 のほか、和解による返還方法の見直し、場合によっては破産、個人再生等を利用することで対応してきたが、いずれも「繰り上げ一括請求」の有

無にかかわらず何らかの対応が必要であったものばかりであり、「繰り上げ一括請求」がなければ何も問題が生じなかったという例はない。すなわち、奨学金問題の本質が「繰り上げ一括請求」であるという原告の見解は独自のものであって、少なくとも被告1の構成員の多数の見解ないし実感と異なる。

ウ 被告1は、これを踏まえ、将来の返還能力の見込みを問わずに貸し付ける貸与奨学金制度の性質上、一部に返還困難となる者がいることは当然に予想されること、奨学金は教育の機会均等を目的に実施されるものであるが（独立行政法人日本学生支援機構法3条）、返還困難者に対する救済措置が不十分であれば、将来の返還に対する不安から奨学金の利用をためらい、ひいては経済的困難のある者が進学を断念し、又は退学するなどして教育の機会均等を損なうことを指摘して、救済措置の拡充や制度趣旨に則った運用・広報、所得に応じて返還額を定める所得連動返還の導入⁷、返還を要しない給付制奨学金の導入などを提言してきた。

これは被告1の構成員が奨学金トラブル・被害の相談及び救済に携わる中で得た経験、実感に基づき、被告1の構成員で議論をした結果としてなされたものであった。

エ 被告1の他の構成員も、機構が施行令5条5項の要件を満たさない「繰り上げ一括請求」により、法令に違反して過大な延滞金を発生させていることについては問題があるという認識である。

例えば被告1が原告の退会後まもない平成28年2月15日に発表した「「所得連動返還型奨学金制度」に対する意見書」では、「3 延滞が生じまたは生ずるおそれがある場合の救済を充実させて下さい。その際、最低限、以下のことを法規で定めるなどして、これを機構に遵守させて下さ

⁷ 平成29年4月入学者から導入された。

い。」として、「④ 返済期限未到来の割賦金の繰り上げ一括請求は絶対にしないこと。」を掲げるなどしていた（乙9）。

もともと、被告1の構成員の大半の認識は、繰り上げ一括請求は、あくまで奨学金問題の数ある課題の1つという位置づけであり、またその改善によって奨学金問題の大幅な改善が実現するほどのものとまでは考えておらず、原告の認識とは違いがあった。

(4) 原告の態度は被告1の規約が想定する組織のあり方と相いれないこと

被告1は、「奨学金と学費に関する問題をひろく活動の対象とし、日本学生支援機構の奨学金のみならず、自治体の奨学金その他、名称の如何を問わず学費のための貸付金・給付、学費、及びこれに関する学生支援制度の問題全般を取り扱う」（規約2条）ものとして、規約3条に定める目的に賛同する個人（規約5条）により構成されている。

したがって、被告1は、その構成員の間に、奨学金問題を含む学生支援制度について、現状認識、問題点としての比重の置き方、解決の方向性（将来像や運動論含む）などについても幅があることを前提に結成されたものである。その構成員には、奨学金問題を含む学生支援制度の充実という方向性を共有するとともに、現状認識や比重の置き方、解決の方向性の考え方の違いは、議論して間を埋めていく努力をしつつ、考え方の違いがあることを前提に、学生支援制度の問題全般を改善する方向で互いに協力できる部分で協力し合おうという姿勢が求められる。

そして、被告1はかかる規約に沿い、会員である高校、大学の教員や事務職員の現場での実感、奨学金返還者や学生の当事者としての体験や不安などをできる限り気軽に出し合えるようにし、闊達な意見交換を行いながら意思決定をしていくことを目指してきた。

しかるに、原告の従前の態度は、「一括繰り上げ請求」が（少なくとも現

728 414.
JCM 10 228
74 212 211. 212.

在の) 奨学金問題の本質であり、その改善が最優先課題であるという見解を堅持し、これと異なる見解や運動方針は奨学金問題の改善に資さないもの、果ては改善を妨げるものと位置付けて、被告1内部のみならず、インターネット上でも公然と批判するというものであった。

5 これは学生支援制度の問題全般を改善するという方向を共有するはずの会員間で、考え方の違いを殊更に取り上げ、協力ではなく分断を生み出すものというほかないし、被告1における闊達な意見交換を妨げるものである。

かかる原告の態度は、およそ被告1の規約が想定する被告1の組織のあり方と相いれるものではない⁸。

★ JCM 10 228 4.
20 2012 4, 3 10
74 212 211.

(5) 上記経過を踏まえた原告の投稿(甲9の1)の評価

10 原告が被告1に再加入したい旨を述べた投稿の内容をみても、原告は、「ほんらいなら冒頭の大内レポートでふれるべき重大な問題だと考えていますが、こうした形で一括繰り上げ請求について対策全国会議が一項をもうけて問題視した点は大いに評価します。長年訴えてきたかいがあったと思います(中略)思えば退会したのは約3年前かと記憶しています。その動機は一括繰り上げ請求に対する議論が深まらないことに疑問があり、会の外部からこれを批判することにありました。ここにきて、ようやく会内部で議論する機運ができたように思います」(甲9の1)などと述べており、結局、原告が被告1の外部から批判したことで、ようやく被告1が原告の見解に近づいてきたので、被告1に入りたい、という趣旨とみるほかない。

→ 74

20 そうすると、被告1としては、原告が、被告1の構成員として、同じ目的を共有する仲間として、互いの考え方の違いを埋めていく努力をしつつ、当面埋まらない部分はそれを前提に協力し合える部分で協力し合うという姿勢

⁸ なお、岩重事務局長は、原告に対し、原告の退会前にこの点を指摘していた(乙5の5・5頁)。

74 212 211. 212.
JCM 10 228 4.
20 2012 4, 3 10

74 212 211. 212.
JCM 10 228 4.
20 2012 4, 3 10

を有するに至ったとは到底評価できず、むしろ従前の態度を何ら改めていないと評価せざるをえない。

仮に原告が被告1に入会したならば、被告1において繰り返し「一括繰り上げ請求」を主たる課題として取り上げるよう求め、これと異なる見解を批判するばかりで歩み寄ろうとしないことが予想される。

(6) 小括

以上の経過を踏まえて、被告1は原告の入会の申込みがあったとしてもこれを承諾しないことを決定したものであり、入会拒否の理由は不合理でない。また、原告が「一括繰り上げ請求」を問題としていること自体を取り上げて入会拒否したのではなく、その態様を問題としたものであるから、思想差別でもない。

4 原告の入会拒否が原告に対する人格攻撃とならないこと

被告1が原告の入会を拒否したことが不法行為責任を構成しないことは上記のとおりであるし、被告1が原告の入会を拒否する旨を伝えた際の態様等は穏当であって（甲10）、必要もなく殊更に、不特定多数の目に触れる形で原告を誹謗中傷したものではないから、人格攻撃にあたらない。

5 結語

以上のとおり、被告1は原告に対し不法行為責任を負わない。

以上

(別紙)

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人目録

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-7-4 セラピュアビル4階

5

せたがや市民法律事務所（送達場所）

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人 弁護士 岩 重 佳 治

電 話 03-6453-4390

FAX 03-6453-4392

10

〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人 弁護士 西 川 治

電 話 045-222-4401

FAX 045-222-4405

令和4年（ワ）第19068号事件

原 告 三宅勝久

被 告 大内裕和 ほかに1名

答 弁 書

(被告大内裕和)

2022年（令和4年）11月28日

東京地方裁判所民事第43部へA係 御中

被告大内裕和代理人弁護士 樽 井 直 樹

【送達場所】〒453-0014

名古屋市中村区則武1-10-6

側島ノリタケビル2階

弁護士法人名古屋法律事務所

電話052-451-7746

FAX 052-451-7749

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 「第1 事案の概要」について

認否の限りでない。

2 「第2 当事者」について

(1) 「1 原告」について

1 記載の事実を認める。

(2) 「2 被告1」について

被告奨学金問題対策全国会議（以下「全国会議」という。）答弁書の記載を援用する。

(3) 「3 被告2」について

3 記載の事実を認める。

3 「第3 事実経過」について

(1) 1ないし8については被告全国会議答弁書の記載を援用する。

(2) 「9 被告大内、岩重事務局長らによる著書出版」について

第1段落記載の事実については被告全国会議答弁書の記載を援用する。

第2段落第1文、第2文記載の事実を認める。第3文記載の事実は不知。

第3段落第1文記載の事実は、被告大内が2017年に「奨学金が日本を滅ぼす」を出版したこと、及び、原告から被告大内に対して2020年7月になって「奨学金が日本を滅ぼす」の記述の一部が、原告が執筆した『日本の奨学金はこれでいいのか！』第2章の記述と類似している部分がある旨の指摘があった範囲で認める。

(3) 10ないし15については被告全国会議答弁書を援用する。

(4) 「16 被告大内による著作盗用について」について

第1段落第1文記載の事実は不知。また第2文記載の事実は、その後原告が被告大内に対して、記載の主張を行った範囲で認める。第3文記載の主張は争う。

第2段落第1文の記載は認め、第2文の記載は不知。第3文の記載は、朝日新聞出版が、「奨学金が日本を滅ぼす」を出庫停止とする判断をした範囲で認め

る。

第3段落記載の事実は、原告が、被告大内が原告の記事を盗用したと主張している範囲で認める。

第4段落記載の事実は、2020年10月から2021年3月にかけて、原告と被告大内の代理人間で協議を持ち、話し合いでの解決を模索したが、合意に至らなかったという範囲で認める。なお、原告は、本件訴状において原告が被告大内が原告の著作を盗用していると主張していることに関し、2021年3月に、被告大内に対して著作権侵害及び不法行為を理由として損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した（令和3年（ワ）10987号事件）。東京地方裁判所は、2022年2月24日、原告の請求を棄却する判決を下した（丙1）。原告が控訴した（知的財産高等裁判所令和4年（ネ）10035号）ことに対し、知的財産高等裁判所は、2022年8月31日、控訴を棄却する判決を下している（丙2）。

やめ
い
し
事
→

⇒ 盗用と否を
い

4 「第4 違法性」について

(1) 「1 被告全国会議の違法性」について

被告全国会議答弁書を援用する。

(2) 「2 被告大内の違法性」について

ア 「(1) 使用者責任」について

記載の主張は争う。

イ 「(2) 盗用に関連した責任」について

記載の事実是否認し、主張は争う。

5 「第5 損害」について

記載の主張は争う。

6 「第6 結語」について

認否の限りでない。

第3 擬制陳述

被告大内代理人は第1回口頭弁論期日に出頭できないため、擬制陳述を希望する。

以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

求釈明の申立

2022年12月5日

東京地方裁判所民事第43部へA係御中

原告 三宅勝久

原告の主張・立証に必要であるので下記の事項について被告らに釈明を求める。

第1 被告1(奨学金問題対策全国会議)に対する求釈明

- 1 被告1の構成員(人数、役員名。2020年7月～12月時点)をあきらかにせよ。
- 2 原告の入会時期および手続き状況(推薦人の有無、入会の経緯、提出書類等)を明らかにせよ。
- 3 原告のほかに入会申し出を拒絶した事例があるか、明らかにせよ。
- 4 「事務局会議の構成員が加入するメーリングリスト」(答弁書16頁3行目)の構成員名をすべて明らかにせよ(2013年7月時点)。
- 5 原告による再入会申し出に関する上記メーリングリストの投稿をすべて開示せよ。事務局会議の部分を含む。
- 7 2015年11月24日の事務局会議の内容を明らかにせよ。メールほか記録があれば開示されたい。また、同会議の内容を原告に知らせなかったのはなぜか、説明せよ。

8 被告1によれば、原告は、被告1が一括請求問題に「最優先に取り組むべき」だと繰り返し述べたとのことである（答弁書16頁最終行付近）。原告の発言（乙3-1～乙8）の中に「最優先」との文言は見あたらないが、なぜそう理解するのか、説明せよ。

第2 被告2（大内裕和）に対する求釈明

1 「解決案（骨子）」（甲13）の作成にあたり、訴外あけび書房（『日本の奨学金はこれでいいのか！』出版元、甲1-1）及び訴外朝日新聞出版社（『奨学金が日本を滅ぼす』出版元、甲7-1-7-3）と被告2の間で、事情説明、訂正内容等に関する交渉が行われたか。行われた場合は、具体的な内容を明らかにせよ。交渉状況がわかる文書（メール、ファクス、書簡等）があれば開示せよ。

以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

5

準備書面 1

2023年2月6日

東京地方裁判所民事第43部へA係御中

原告 三宅勝久

10

被告・奨学金問題対策全国会議（以下、「被告1」または「全国会議」という）の答弁書に反論する。

第1 事実関係（被告1答弁書の認否について）

1 全国会議の目的（答弁書3頁16～19行目）

15 全国会議の目的には、

「奨学金、学費、及びこれに関する学生支援制度の実態調査」（規約3条2項）

「奨学金制度、学費及びこれに関する学生支援制度についての調査・研究」（同条3項）

20 「真に学びと成長を支える奨学金制度・学費その他学生支援制度改革の意見表明・立法運動」（同条4項）

があり、これらと並んで「奨学金（名称の如何を問わず学費のための貸付金・給付全般を言う。以下、同様）トラブル・被害の相談及び救済」（同条1項）がある。

各項の間に優劣はない。

2 規約の「入会」に関する解釈（答弁書3頁23行目～4頁5行目）

25 規約の構文、会の設立趣旨、運営・勧誘・広報、入会手続きの実態、ならびに上位団体である「クレサラ対協」（後述）の運営実態の慣例を踏まえれば、全国会議

に入会を希望する者は、目的に賛同する者はだれでも、規約の目的に明らかに反するなどの事情がない限り（規約5条）、自由に入会できると解釈するのが自然である。

3 原告が全国会議に入会した経緯（答弁書4頁7～11行目）

- 5 原告は、被告らからの働きかけがない中で自発的に全国会議への入会を求めたこと
とはない。訴外岩重事務局長（以下「岩重」という）は、設立直前に、原告や岩重
が加入する「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」（以下、「クレサラ対協」と
いう。本書面8頁「1」参照）のメーリングリスト（以下「クレサラML」という）
などで広く入会を募った。当初入会希望者は5人程度と多くなかった模様である（甲
10 14）。

時期は不明であるが、原告はこれらの勧誘に応じて入会した。当時、原告はすでに奨学金問題に関する記事や著書（甲3）を発表していたことから、被告1は原告の加入を望んでいた。

4 共著出版の経緯（答弁書4頁12～24行目）

- 15 共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』（甲1-1）の出版における岩重の役割は、単に出版社と原告との間を取り次いだだけではない。原告に対して執筆を積極的に求めた。当時、原告は別の著書の作成中で多忙であり、かつ、締め切りまでの期間が短いこともあっていったん断った。その後、岩重から再三にわたり要請があったため、スケジュールをやりくりして受諾したものである。（甲15）

- 20 出版にあたって、岩重は、原告とあけび書房の出版契約の内容にも関与した。出版印税について、岩重は執筆者全員のものを被告1に支払ってほしいとの提案を行った。これに対して原告は、個々の執筆者について、著作権が各人に属することを前提に個別に印税を支払うべきだとの意見を述べ、最終的に原告の案を採用することで合意に至った。

- 25 また岩重は、原告の原稿についても修正を求めるといった形で関与した。原告の執筆部分である第2章末尾の追記、

「本稿は、多重債務問題に詳しいジャーナリストである筆者が、奨学金問題対策全国会議から独立した立場に立って取材・執筆したものです。文責のすべては筆者にあります。」(甲16)

——は、当初の原稿にはなかったが、次の事情により、岩重の求めによって記述したものである。すなわち、原告の未完成原稿を読んだ岩重が一部内容の変更を要求し、これを受け入れない原告との間で対立が生じた。協議の結果、岩重は、原告が執筆した第2章部分について、被告1に文責がない旨を明記するよう原告に求め、原告が応じたのである。追記の文案は原告が考案し、岩重が承諾した。

6 繰り上げ一括請求問題について

10 (1)「ア」(答弁書5頁4～8行目)

原告の取材に対して日本学生支援機構は「支払能力の審査は行っていない」旨回答している。一括請求(期限の利益喪失)にあたって、日本学生支援機構が、不十分であったとしても支払能力を審査した例はない。あるいは少なくとも原告は知らない。

15 (2)「イ」～「オ」(答弁書5頁9行目～7頁25行目)

被告の見解であり不知。

なお、原告は全国会議の会員であった期間中、これらの「一括請求」に関する被告1の見解、または会員らの見解を、岩重の個人的見解を除いては聞いたことがない。全国会議の活動の中で、「一括請求」の問題について原告を交えて会員らと議論したことは一度もない。

(3)「オ」(原告との間には、従前も、今も、大きな溝があるようである)との主張について(答弁書7頁26行目～8頁1行目)

原告が再入会を申し出た時点で「大きな溝」は存在しなかった(甲17)。原告が一貫して被告らに求めたのは、「一括請求」問題について開かれた議論をすることであり、原告の意見を押し付けることではない。2015年12月に退会してから約3年半が経過した2019年7月ごろ、被告らの中に問題意識が生まれたこと

を原告が偶然知ったことから、それを高く評価して再び一緒に調査・研究を行いたいと考えて再入会を申し出たのである。

7 「全国会議は一括請求に無関心だった」ことについて（答弁書8頁2～9行目）

乙3～5のメールは、2015年10月末から同年11月末にかけてのものであるが、内容の大半は原告の意見であり、「一括請求」に関するものは、かろうじて岩重の個人的意見がみられる程度である。原告が「一括請求」について問題提起をはじめたのは2013年10月の共著（甲1-1）の出版以降であり、以後約2年間にわたり、被告1の会員らから同問題についての意見が示されることはほとんどなかった。上記メールはそうした事実を裏付けている。原告の全国会議在籍中、被告らは一貫して「一括請求」の問題や原告の問題提起に無反応同然であり、無関心というにふさわしい態度であった。

また、「自らの考えに固執し、およそ聞く耳を持たなかった」（答弁書8頁7～9行目）は事実と反する。一括請求問題について原告が被告らからなんらかの説得を受けたことはない。原告が、原告を含む一般会員に開かれた形での議論を呼びかけたにもかかわらず、被告らはこの提案に耳を傾けなかった。

なお、被告1は2015年11月28日に事務局会議を開いて一括請求について議論した模様であるが、その内容は、1ヶ月後の同年12月末になっても原告をはじめとする一般会員には知らされなかった。原告には、現在に至るまで知らされていない。上記議論は原告の問題提起がきっかけとなって企画されたものである。

8 原告の退会後も全国会議は一括請求問題に無反応だった（答弁書8頁22行目～9頁1行目）

原告は全国会議を退会した後、全国会議会員多数が加入するクレサラMLや、原告の運営するブログ、雑誌記事等で一括請求について問題提起した。これらの問題提起に対して、被告らからの反響は皆無であった。上記事実は、後に全国会議が「一括請求」を理由にして原告の再入会を拒否した行為や手続きの違法性を主張・立証する上で関連がある。

9 被告大内、岩重事務局長の著書出版について（答弁書9頁10～15行目）

被告大内や岩重が、原告の退会后、各自の著書の中で「一括請求」に触れている事実や、それらの著書を出版する際、原告に連絡もしなかった事実は、全国会議がその後「一括請求」を理由にして原告の再入会を拒否した行為や手続きの違法性を

5 主張・立証する上で関連がある。

10 著作権侵害等請求訴訟の経緯（答弁書9頁16～20行目）

原告が被告大内を被告として著作権侵害等請求訴訟を提起し、一・二審が請求棄却判決を下したのは事実である。ただし、原告は上告・上告受理申し立て中であり、判決は確定していない。また、当該訴訟の一・二審判決は、著作権法上の著作物性を
10 を否定するなどしたにすぎない。被告大内が自己の著書等で原告の著作物の一部と類似した記述を行ったことは、研究倫理上または文筆業界の通念に照らして、「盗用」などの不正に問われる余地がある。なお、武蔵大学研究不正行為予備調査委員会は、2022年10月21日、上記著作権侵害等請求訴訟の対象となった被告大内の著作物多数について、研究不正の疑いがあるとして本調査を要するとの判断を
15 行った。現在、同大学研究不正行為調査委員会が学内規程に基づいて調査を実施している。（甲18）

11 冊子「提言」の作成に際し、被告らが原告に連絡しなかった経緯（答弁書9頁21～24行目）

冊子「提言」（甲8）の中で「一括請求」に言及する際、被告らが原告に連絡を
20 しなかった事実は、その後被告らが「一括請求」を理由にして原告の再入会を拒否した行為や手続きの違法性を主張・立証する上で関連がある。

12 再入会申し出の経緯（答弁書10頁1～23行目）

原告は被告らに対し、再入会申し出のメールを都合3度送信している。

①2019年7月17日（甲9-1）、

25 ②同18日（甲19）、

③同19日（甲9-2）

——である。①および③はクレサラ ML に投稿し、③は岩重のメールアドレスに直接送信した。

上記の方法による再入会申し込みの後、原告が岩重に電話で問い合わせをしたのは事実である。しかし不当な圧力をかけたことはない。すぐに入会が承認されると
5 予想していた原告は、被告らから返答がない状況をみて、もしかしたら再入会を拒否しようとしているのではないかとの疑念を抱いた。そして、仮に再入会を拒否するとすれば「一括請求」問題が原因かもしれないと予想した。だが、それは正当な拒否理由にはなり得ず、そればかりか、クレサラ対協の同様の活動（全国会議と類似の団体が多数活動している）において前例のない事態となるとの懸念を持った。

- 10 そこで、岩重に電話を掛けた際、クレサラ ML 上で上記の懸念を発言する意思がある旨を穏当な口調で伝えたものである。具体的な発言の文言については記憶になく不知。

上記電話から約 1 週間が経過しても被告らから回答がなかったため、原告は入会が拒否される可能性が高いと判断し、入会拒否は不当であり止めるべきだという意見
15 見を述べた投稿をクレサラ ML に行った。不当な圧力をかけるものではないことは文面から明らかである。（甲 17）

13 被告らが「提言」で「一括請求」に言及した経緯（答弁書 10 頁 12～15 行目）

- 『「奨学金」制度改善への政策提言』と題する冊子（甲 8、以下「提言」という）
20 で「一括請求」問題に言及した経緯について、被告 1 は「被告 1 は従前から繰り上げ一括請求を多くの問題の一つとして認識しており、そのとおり記載したに過ぎない。原告が長年訴えたからでも、原告の外部からの批判で議論の機運が出てきたからでもない。」と述べるが、事実と反する。

- 繰り上げ一括請求の問題（支払能力を審査せず、施行令を無視して期限の利益を
25 喪失させている回収手法）を記事や著作で世に問うたのは原告が最初であった。原告より前に、被告らが「一括請求」の問題を認識していた証拠はみあたらない。被

告らは原告の著作等を通じて「一括請求」の問題を知り、原告の再三の問題提起に促されて検討等を行い、「冊子」に関連記事の記載を行ったのである。

なお、原告が知る限り、「一括請求」について被告1が公式に議論等を行ったのは2019年11月28日の事務局会議のみである。

5 14 再入会拒否の手続きについて説明を求めた経緯（答弁書11頁1～8行目）

「必要な範囲で説明を行った」事実はない。原告は被告らに対して規約の開示を求めたがそれにすら応じなかった（甲20）。やむなく原告は自力で規約を探し、被告大内らとの共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』（甲1-1）に収録されていることに気づいた。そして、規約に基づいた手続きがなされていないのではな
10 いかという疑問を具体的に指摘し、被告大内や岩重が加入するクレサラ ML に投稿
した。これについても被告らから回答はなかった（甲21）。こうした経緯を経て、原告は、再入会申し込みは正式に受理されているものと考えた。原告がそう考えていることを被告らは知悉していた。

15 15 新里副代表との面談について（答弁書11頁14行目～12頁2行目）

15 新里副代表との面談の日時は2019年8月8日の日中、場所は東京の弁護士会館15階ロビーであった。原告が待っているところ新里副代表が現れ、笑いながら「三宅さん、あなた嫌われているよ」と発言した。悪意のない冗談とは知りながらも大きな衝撃を受けたので記憶に強く残っている。

クレサラ対協や全国会議の活動に共感し、ジャーナリストという立場から長年に
20 わたって協力してきた原告による、「一括請求」というテーマに関する問題提起や入会拒否という処遇の不当性をめぐる真摯な発言を少なからぬクレサラ対協関係者が嫌悪感をもって冷視していたことに対する深い落胆であった。

新里副代表の説明内容は、これ以上訴えても全国会議への入会が認められる余地はないということであった。「全国会議にあなたの居場所はない」という話があっ
25 たが、正式な申し込みが必要であるといった説明はなかった。

上記面談の後、原告は新里副代表の忠告を受け入れ、いったんクレサラ ML 上で

被告らに関するテーマの投稿を中止した。しかし、約1年後の2020年7月ごろ、被告大内による盗用を発見したことがきっかけで再び投稿を開始した。その際、「三宅さん、あなた嫌われているよ」という新里副代表の発言を引用したのは、強く記憶に残っていたためである。（甲22）

5

第2 原告の主張

要旨

全国会議（被告1）はクレサラ対協の下部団体である。慣例として、クレサラ対協の正会員または準会員がその各種下部団体に加入を希望した場合は実質無審査で認められてきた。全国会議においても、原告を除いてはそのような運用がなされている。再入会希望当時、原告はクレサラ対協の準会員の存在であり、再入会はすみやかに認められるというのがクレサラ対協や全国会議の一般的な認識であった。準会員が下部団体に加入を希望する際、クレサラ対協の正会員による推薦が必要であるとの認識は一般にはなかった。原告の「一括請求」に関する発言は一貫して全国会議が規約で定める目的の範疇であり、再入会の動機を踏まえても、再入会后、原告が「本会の目的に明らかに反する」（規約5条）言動をするおそれはない。被告らは、慣例や規約に従って原告の入会を認めなければならないことを知りながら、あるいは規約にのっとり入会審査をしなければならず、その場合は原告の入会が承認される可能性が高いことを知りながら、これらの義務を怠り、原告の入会を不当に拒絶した。入会拒絶後は手続きに関する説明義務を怠り、入会審査を受ける権利を侵害した。原告は入会を拒絶された直後にクレサラ対協の正会員になったが、その後も入会審査を行わなかった。これらの被告らの一連の行為は原告に対する思想差別であり人格攻撃である。

10
15
20

本論

1 規約を常識的に解釈すれば、クレサラ対協の準会員の存在であった原告の入会申し込みは正式な申し込みとして受理され、すみやかに承認されるべきであった

(1) 原告とクレサラ対協の関係

5 クレサラ対協とは、正式には「全国クレジット・サラ金問題対策協議会（現在はクレサラ・生活再建問題対策協議会と名称変更）」と呼ばれる任意団体である。被告1（奨学金問題対策全国会議）はクレサラ対協の実質的な下部団体であり、岩重をはじめとする多くの全国会議会員は、クレサラ対協の正会員または準会員の立場（後述する）にある。

10 原告は遅くとも2002年ごろにサラ金やヤミ金問題の取材を通じてクレサラ対協と接点を持ち、以来、取材や調査活動を通じて緊密な関係を持ってきた。クレサラ ML に加入し、積極的に意見表明も行っていた。クレサラ対協の正会員ではなかったが準会員というべき存在であった。これは、取材者と被取材者の間に一定の距離をおくべきだと原告が考え、あえて準会員の立場を選んだためである。

15 2006年には、クレサラ対協が実質的に主催する「第26回全国クレサラ商工ローン、ヤミ金被害者交流集会」という催しにおいて、原告は消費者金融武富士の問題を追及した著書『武富士追及』の出版に関して表彰を受けた（甲23）。全国会議の設立準備がはじまった2013年1月当時、クレサラ対協のなかで原告の存在はよく知られていた。

20 (2) 2013年当時の原告の被告入会経緯について

原告が全国会議（被告1）に入会した理由は、被告1から要請があったからである。原告は2010年ごろから奨学金問題の取材を開始し、記事や著作を発表していたが、一連の取材の端緒は、クレサラ対協の幹部会員で後に全国会議副代表となる今瞭美弁護士の問題提起と取材協力であった。

25 長年にわたるヤミ金サラ金問題への取り組みを通じて原告はクレサラ対協内部で一定の信頼を得ていた。したがって全国会議の設立にあたっては原告が加入するの

は当然であるというのがクレサラ対協関係者の一般的な認識であった。規約に厳密に従えば、原告はクレサラ対協の正会員ではなかったのであるから、クレサラ対協会員2名の推薦を得て申し込み、事務局会議の承認を得なければならないはずだが、そのような手続きは不要であった。問題視する者もいなかった。

- 5 (3) 原告の再入会に際して、推薦人をつけて申し込む必要があるなどといった理解をする者は被告や対協内部にいなかった

上記(2)のような状況であったため、2019年当時、原告が全国会議に再び入会したい旨をメールで通知した際も、規約を厳密に解釈してクレサラ対協会員2名の推薦をつけて申し込む必要があるなどといった理解をするものは、被告1の内部やクレサラ対協内部には皆無であった。

- 10 規約6条の「全国クレジット・サラ金問題対策協議会の会員以外の入会には、本会の会員2名の推薦を必要とする。」とする条項の主たる役割は、金融業者などが情報収集のために入るなどといった目的外の入会を防ぐことにあると原告は理解していた。クレサラ対協内部で知名度があり取材態度や執筆内容に対する信頼もあった原告に同条項を適用するというのは、原告はもちろん、全国会議会員を含むクレサラ対協会員のだれもが想定していなかった。

原告をのぞいて、過去、クレサラML会員（正会員であるか否かを問わず）が全国会議に入会するにあたり、クレサラ対協正会員の推薦人を求めた例はない。もとより、入会希望者の入会を拒絶した事例もないものと推認される。

- 20 (4) 被告らは規約に沿った入会審査をする義務を怠った

以上の経緯を踏まえれば、原告の再入会申し出が正規の申し込みではないとする被告の主張は信用しがたい。原告は過去の入会要領と同様の方法で再入会申し込みを行ったにすぎない。「入会の申込み自体が存在せず」との主張は、規約に基づいた入会審査を行う義務を負いながら、それをしなかったことを正当化するための強弁である。

25 事実、被告役員のひとり、原告の再入会には反対しない旨の意見を原告に宛て

たメールで明らかにしている。当該役員によれば、原告の再入会についての意見は求められていないとのことである（甲24）。規約に沿って事務局会議を招集し、そこで原告の入会申し出を審議していれば、承認すべきだとの意見が出され、結論に影響を与えた可能性は高い。

5 2 被告らは手続きについて説明する義務を怠った

仮に、原告の再入会申し出が「予告」に過ぎず、規約にのっとった入会審査を受けるために別途手続きが必要だったというのであれば、被告らはまず、原告に対して現行の規約を開示し、必要な手続きについて説明する義務があった。しかしながら、被告らは、原告の再入会申し出を拒否する通知を送付しておきながら、そうした意思決定に至る手続きについては説明をしなかった。そればかりか、被告は規約の開示にすら応じなかった（甲20、21）。

原告は2013年の入会当時、クレサラ対協正会員の推薦人をつけることなく、メールで意思表示をするだけで入会申し込みを行い、問題なくただちに承認された。再入会申し出はこのときと同じ方法によったのであるから、入会承認手続きが進められていたと原告が考えるのは当然であった。被告らは、原告がそう理解していることを知りながら、あえて手続きに関する説明をしなかった。原告には、規約に沿って入会審査を受ける権利があるが、被告らは悪意をもってこれを侵害した。

3 原告がクレサラ対協の正会員となった後も規約上の入会審査を行わなかった

原告は、被告らから入会拒否の通知を受けた後の2019年8月1日までに、クレサラ対協の正会員としての資格を得た（甲25）。そして、引き続き、被告らに対して、入会拒否に至る手続きについて説明を求めた（甲20）。その際、原告がクレサラ対協の正会員になったことから全国会議への入会申し込みには推薦人は不要であるとの見解を述べた。これらの原告の発言に対し、被告からはなんら意見や実質的な説明はなかった。

25 3 原告の「奨学金ローン」や「全国会議」の活動に関する言動は全国会議の目的に沿ったものであった

原告の全国会議入会中の言動の内容は、趣旨として次のようなものであった。

① 原告は取材を通じて、日本学生支援機構が「支払能力」を無視した繰り上げ一括請求をやっている事実を発見した。原告の取材に対して支援機構は、支払能力の審査を行っていないと回答した。施行令に違反した問題ある回収方法であると原告は考える。

② 全国会議は「一括請求問題」についてすみやかに議論や研究を行うべきであると原告は考える。

③ 全国会議は、支払能力を無視した一括請求をやめよというメッセージを発するべきであると原告は考える。

④ 原告の①～③の問いかけに対して、全国会議は最低限の議論すらはじめていないように見える。社会的に影響のある全国会議が一括請求問題に取り組む意義は大きく責任もあるので、原告としては、同問題への取り組みを促す狙いで、いったん会議を辞めて外部から批判する必要があると考えている。

これらの言動がすべて、規約が全国会議の目的として定める、奨学金制度の調査・研究の範疇であることは明白である。批判的な内容もあるが、調査研究を行うにあたって批判的な発言が出ることは想定されていることである。

4 原告が再入会しても規約違反のおそれはなかった

退会後の原告の発言は、全国会議が一括請求に積極的に取り組んでいない（少なくとも原告にはそう見えた。新聞でのコメントで一括請求を問うた内容は皆無である）ことを外から批判するもので、ジャーナリストとしての正当な言論である。また奨学金制度の問題を改善するためであり、全国会議の活動に資するものである。

原告が再入会を申し出たのは、従来「一括請求」に無関心だと原告が考えていた全国会議の状況が変わり、問題意識が出てきたと判断したことから、再び一緒に奨学金問題の調査研究に携わりたいと考えたためである。原告が仮に再入会したとしても、全国会議の趣旨目的に逸脱する言動をするおそれがないことは、再入会申し

出から1週間後（2019年7月23日）の原告によるクレサラ ML への投稿内容からも明白である（甲17）。

「このほど、一括請求をめぐる同会の運動針に一定の進展があったことを知りました（拡大幹事会の資料）。そこで、今後は再び会のメンバーとしてより議論や調査

5 行って世論喚起につなげたいと思い、先日再入会の申し出を行いました。」

原告は、「再び会のメンバーとしてより議論や調査を行って世論喚起につなげたい」と再入会後は全国会議の活動に協力したい旨、動機を述べているのである。

原告の「一括請求」に関する一連の言動が全国会議の目的に沿ったものであることは、以下に述べる裁判事例からも明らかである。日本学生支援機構が奨学金利用
10 者の連帯保証人を訴えた債権回収訴訟で、被告代理人を務めた全国会議会員の弁護士は、支払能力を調査せずに期限の利益を喪失させた債権回収は、期限の利益喪失の要件に「支払能力」を有していることを定めた施行令に違反し無効であるとの主張を行い、函館地裁はそれを認める判断を行っている（甲26）。全国会議内外における原告の問題提起が全国会議会員弁護士の訴訟活動に反映され、成果を挙げた
15 一例である。

5 クレサラ対協の準会員の立場にあった原告の再入会拒否は慣例に反する

原告は、会員当時は「一括請求」問題に関する私見の表明、議論の呼びかけ、会の活動方針に関する批判的な見解の表明を、いずれも穏当な方法で行った。自由意思でいったん退会した後、被告1の「一括請求」に対する取り組みを肯定的に評価
20 したうえで再び会員として活動したいと考えて再入会を申し出た。終始一貫して被告1の趣旨目的に沿った言動を行い、再入会を認めたとしてもその姿勢に変わりがないことを、被告らは容易に理解できた。また、2002年から2019年まで少なくとも約17年にわたってクレサラ対協の準会員の立場にあり、共著刊行に協力するなど全国会議の活動にも貢献した原告の再入会申し出に対して、被告は規約上
25 の手続きを無視してこれを拒否した。被告1の役員の中には原告の再入会を支持する意見があったにもかかわらず、それらの意見を聞くことなく、一部の者によって

入会拒否を不透明な方法で決定した。手続きについて原告が再三にわたって説明を求めたにもかかわらず、被告らはいっさい説明しなかった。

クレサラ対協の諸活動の慣例に従えば、すみやかに入会の承認がなされるべきであったことは、原告がクレサラ対協の正会員になりたい旨、2019年7月31日
5 にメールで意思表示をしたところ、8月1日に事実上承認された事実から明らかである（甲25。クレサラ対協の規約に基づく承認手続きは形式的なものにすぎなかった）。クレサラ対協の入会基準やその規約の運用状況が全国会議のそれと大きく異なる事情はない。

被告らによる原告の入会拒絶は、原告以外の者には決して行わない差別的な処遇
10 であり、原告の思想・人格に対する攻撃である。

以上

令和4年（ワ）第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

準備書面2

2022年4月14日

東京地方裁判所民事第43部へA係 御中

原告 三宅勝久

三宅勝久 

第1 当事者照会について

被告全国会議（被告1）の主張によれば、原告が2019年7月17日以降数回にわたって被告1への入会を申し出た後、メーリングリストによる事務局会議を開催し、その結果、原告の入会を支持する意見はなく、入会を認めない旨の意思決定を行ったとのことである。しかしながら、客観的に裏付ける証拠はなんら提出されておらず、上記主張は信用性を欠く。

これに関連して、原告の主張・立証準備に必要であるから下記のとおり当事者照会を行う。なお、被告が照会に応じない場合は文書提出命令を申し立てる予定である。

1 被告1に開示を求める文書

（1）原告の入会審査（2019年7月申し出分）に関して、事務局会議メーリングリスト（「全国会議の事務局会議構成員が登録されたメーリングリスト」と被告が説明するもの）になされた投稿のすべて。岩重事

務局長による7月17日付投稿及び「原告に対し入会には応じられないとの回答をすることを提案」した投稿、提案が「異議なく了承された」ことがわかる投稿、「他の役員からの意見」の投稿、7月24日付「最後の意見」の投稿、原告への回答作成に関する投稿。入会拒否を通告した後、原告からの問い合わせ等に対応した投稿を含む。

2 被告1に説明をもとめる事項

- (1) 事務局会議メーリングリストの加入者名（2018年7月当時）
- (2) 事務局会議構成員の氏名（同）

第2 甲24号のインカメラ審査について

甲24号証は、被告全国会議役員が原告にあてて送信したメールであり、原告の入会を支持するとの意見及び（全国会議の中心メンバーから）意見を求められていないとの内容が記載されている。送信者の氏名やメールアドレス、記述の一部を黒塗り処理したのは、それらを被告らに明らかにすれば原告との信頼関係を損なうおそれがあるためである。被告1は同書証の信頼性を疑っているようであるから、裁判所においてインカメラ審査を行うよう求める。

第3 反論の予定

被告1準備書面（1）に対する反論は追って行う予定である。

以上

令和4年（ワ）第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

win (win) 2022

三宅勝久
印

5

訴えの変更申立書

2022年12月15日

東京地方裁判所民事第43部へA係御中



10

原告 三宅勝久



訴状記載の「請求の原因」を次のとおり変更する。

15 第1 「第1 事案の概要」

訴状2頁9行目「求めている。」の後に以下を付け加える。

または、全国会議については、いったん退会した後に再入会を申し出た原告に
対して、活動方針に批判的な意見を持っているといった不当な理由から、正式な
20 入会申込みがなされていると原告に誤認させた上で、規約が定める必要な審査を
しないまま再入会を実質的に拒否したことが原告の人格権を侵害するとして、民
法709条又は一般社団法人法78条類推適用により損害賠償を求めている。

第2 「第3 事実経過」

25 訴状11頁24行目以降に以下を付け加える。

17 「正式な入会申込みではない」との説明はなかったことについて

原告はメールを通じて被告全国会議への再入会を申し出たが、これが正式な入会手続きであり、規約にのっとりた入会審査がなされているとの認識であった。

- 5 被告らから、原告の再入会申し出が正式な申し込みには当たらず、規約上の入会審査はなされていないという事情について、被告らは、再三にわたる原告の求めにもかかわらずいっさい説明しなかった。

第3 訴状14頁4行目以降に以下を付け加える。

10 3 正式な入会申し込みがなされたと悪意をもって誤認させた

- 原告がメールを通じて行った再入会申し込みについて、被告らは、これが正式な申し込みではないという恣意的な規約の解釈をした上で、そのことを説明せず、原告において、申し込み手続きは正式に受理されて規約にのっとりた審査がなされていると誤認させた。被告らの上記行為によって、原告は規約が保障する入会
- 15 申込みをする権利ならびに事務局会議において承認審査を受ける権利を不当に侵害された。被告らの原告に対する上記行為は他の入会希望者と比べて著しく均衡を欠いている。また上記行為に至った動機は、原告が「一括請求問題」に関心が深いこと、または、被告大内による原告の著作盗用の発覚を免れたいという不当なものであり、思想差別、または人格攻撃といえ、不法行為を形成する。

- 20 以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

準備書面(1)

(被告奨学金問題対策全国会議)

令和5年4月7日

東京地方裁判所民事第43部へA係 御中

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人 弁護士 岩 重 佳 治



同 弁護士 西 川 治



第1 「訴えの変更申立書」(令和4年12月15日付け)に対する認否

- 1 第1で付加する主張は、争う。
- 2 第2で付加する主張のうち、第1文は不知。第2文は被告全国会議が「原告の再入会申し出が正式な申し込みにとは当たらず、規約上の入会審査はなされていないという事情」を説明しなかったことは認め、「再三にわたる原告の求め」があったことを含めその余は否認する。
- 3 第3で付加する主張は、否認し争う。

第2 原告の準備書面1「第1」中原告の主張部分に対する認否

1 同1について

被告全国会議の目的(規約3条)に原告引用の文言が掲げられていることは認め、各項に優劣がないとの主張は否認する。

被告全国会議の構成員の相当部分は弁護士、司法書士といった法律関係者である（規約5条参照）。設立趣旨も実際の活動上も、被告全国会議の目的中、奨学金トラブル・被害の相談及び救済を重視しており、目的の筆頭にこれを置いている。少なくとも、「奨学金問題の調査研究等を目的に掲げる」（令和4年9月26日付け訴状訂正申立書2頁24行目）との規約3条3項記載の点が代表的な目的であるかのようにいう原告の主張は適切でない。

2 同2について

争う。念のため、「クレサラ対協」は被告全国会議と協力関係にあるものの、「上位団体」ではない。

3 同3について

否認する。被告全国会議の設立にあたり、広く入会者を募ったことはあるが、特に原告に対して入会を求めたことはない。

4 同4について

(1) 第1段落は否認ないし争う。

甲15に「あけび書房の久保さんから、出版の件、再考願えないかとのメールが来ました」とあるとおり、岩重事務局長は取り次いでいるに過ぎない。

(2) 第2段落は不知。原告の主張する経過について記憶はないが、結論として個別に印税を支払うこととなったことは争わない。

(3) 第3段落は、原告の原稿のうち機構の顧問弁護士・弁護士法人についての記載の表現について、あけび書房及び岩重事務局長から原告に対して修正を求めたが原告が応じず、編者である被告全国会議の岩重事務局長から原告に対して、原告指摘の追記を求めたという事実の限度で認める。

5 同6について

- (1) 同(1)は不知であるが、特に争わない。
- (2) 同(2)第2段落について、第1文は不知。

同第2文は否認する。他の会員がメーリングリストで意見を投稿したこともあるし（例として乙3の2・2頁¹）、事務局会議で議論したこともある。なお、原告も当該事務局会議に出席する予定であったが、結局欠席した（平成27年11月24日の事務局会議。乙4の2）。

- (3) 同(3)は知らないし否認する。

6 同7について

いずれも否認ないし不知。

なお、原告が指摘する「2015年11月28日に事務局会議を開いて」は正しくは平成27年11月24日の事務局会議であるとみられるが、同事務局会議の議論については原告も加入する被告全国会議のメーリングリストに投稿されている（乙10）。

7 同8について

原告が全国会議退会後に、クレサラ対協のメーリングリストや原告の運営するブログにおいて一括請求について投稿を行ったこと、それに対し被告全国会議が原告に連絡したり、原告に対して何らかの意見を述べたりしなかったことは認め、その余は知らないし否認し、本件と関連するとの主張は争う。

¹ なお、繰り上げ一括請求自体について意見を述べる投稿、繰り上げ一括請求を含む事案に関して繰り上げ一括請求の問題点を指摘する投稿、当時問題となっていた所得連動型返還の導入にあたって繰り上げ一括請求との関係での取り扱いについて指摘する投稿などがなされていた。

8 同9から11までについて

事実は知らないし否認し、評価は争う。

9 同12について

第1段落について、6頁1行目の「③は岩重の」が「②は岩重の」の誤記であれば、原告引用の書証のとおり原告がメールを送信したことの限度で認める。

第2段落について、原告の内心は不知、評価は争う。

第3段落について、被告全国会議の主張と異なる点は否認ないし争う。

第4段落について、争う。

10 同13以下について

事実は知らないし否認し、評価は争う。

11 同14について

第1文は争う。

第2文は、原告のメール（甲20）に返答しなかったことの限度で認める。

第3文は不知。

第4文は、原告のメール（甲21）に返答しなかったことの限度で認める。

第5文は不知。

第6文は否認する。

12 同15について

不知。

第3 原告の準備書面1「第2」本論に対する認否

要旨は本論の要約であるから、本論について認否する。

1 本論 1 について

同(1)第 1 段落第 1 文は認める。同第 2 文は被告全国会議の会員中にクレサラ対協の会員がいることの限度で認め、「多く」であるかは不知。

その余は知らないし否認し、評価は争う。

なお、若干補足する。

同(3)第 3 段落について、被告全国会議加入に必要な推薦人は、「クレサラ対協正会員」ではなく、被告全国会議の会員である（規約 6 条）。

同(4)第 1 段落第 1 文について、被告全国会議の答弁書第 3 の 2 (3)第 1 段落（15 頁 15 行目以下）の主張は、原告の行為は正式な入会の申込みと評価できないというものであるから、主張が信用できるかどうかは関係がない。

同(4)第 2 段落第 1 文について、甲 24 は作成者のメールアドレスのみならず作成者の氏名自体明らかでないし、真実役員であれば、原告の再入会についての意見は求められていないというのは事実に反する（乙 12）。

2 本論 2 について

否認ないし争う。

「規約に沿って入会審査」が事務局会議の承認をいうものであれば、被告全国会議は、メーリングリスト上での議論により事務局会議を行っている（答弁書第 3 の 2 (4)参照）。

原告について事務局会議の承認が得られず、入会が認められない以上、入会申込手続の不備を指摘して適式の手続を履践させるのは無意味であるから、適式の手続を履践するよう促すことなく、入会に応じられない旨回答したに過ぎない。

3 本論3（11頁18行目から24行目まで）について

否認ないし争う。

「規約上の入会審査」が事務局会議の承認をいうものであれば、被告全国会議は、メーリングリスト上での議論により事務局会議を行っている（答弁書第3の2(4)参照）。

仮に原告がクレサラ対協の正会員になったとしても、事務局会議の承認はクレサラ対協の正会員であることとは別個の要件であるから、改めて事務局会議を行う義務を負うものではない。

念のため、被告全国会議が原告の入会を認めないとした理由は、原告がクレサラ対協の正会員でないことと関係がない（甲10の2）。 ??

4 本論3（11頁25行目から12頁17行目まで）及び本論4について

否認ないし争う。

原告の言動の評価は答弁書第3の3のとおり。

原告は、原告の言動が被告全国会議の目的に沿ったものであり、入会後も規約違反のおそれはなかったと主張する。

しかし、入会（規約6条）にあつては、入会希望者の言動、意見等が被告全国会議の組織のあり方その他諸方面に及ぼす影響を総合的に勘案することは何ら問題がない。

除名（規約12条）であれば、原告が「本会の趣旨・目的に反する行動を行った」か否かが問題となるから、原告指摘の点がまさに問題となるが、本件は除名の可否が問題となる事案ではない。

6 本論5について

否認ないし争う。

組織運営についての考え方は組織ごとに異なるものであり、仮に「クレサラ

対協の諸活動の慣例」が原告主張のとおりであるとして、被告全国会議において同様の対応を行う法的義務を根拠づけるものではない。

第4 被告全国会議の主張

原告が被告全国会議のいかなる行為がいかなる理由により不法行為を構成すると主張するのかは判然としない面があるが、結局、次の3点の全部又は一部に着目して不法行為であると主張するものとみて反論に不十分な点はないとみられるから、順に指摘する。

- ①結果（原告を入会させなかった）
- ②手続（規約に沿った入会審査を行わなかった²⁾）
- ③入会拒否の理由（原告に対する入会拒否の理由）

1 原告を入会させなかったという結果について

(1) 原告の主張の要旨

ア 被告全国会議はクレサラ対協の下部団体であること、クレサラ対協の正会員又は準会員がその下部団体に加入を希望したときは実質無審査で加入が認められてきたこと、被告全国会議も今回の原告を除いてそのような運用がなされていること、原告が平成25年3月頃に被告全国会議に入会したときも無審査で加入が認められたこと、原告はクレサラ対協の「準会員の存在」であったこと、その後クレサラ対協の正会員になったことからすれば、被告全国会議は、原告との関係で、原告が被告全国会議への加入を希望したときは、原告を加入させる義務を負っていた。

イ 原告は「全国会議への再入会を望んだ場合には、規約にのっとってそれ

²⁾ 原告は、「原告には、規約に沿って入会審査を受ける権利があるが、被告らは悪意をもってこれを侵害した」（原告準備書面1・11頁16行目以下）と主張する。

が認められ、会員として平穩に活動をする人格権ないし人格的利益」を有していた（令和4年9月26日付け訴状訂正申立書14頁6行目以下）。

ウ 原告は、令和元年7月17日以降、岩重事務局長も加入するクレサラ対協のメーリングリストへの投稿、岩重事務局長へのメール及び電話の方法により、被告全国会議に対して入会を申し込んだ（甲9、19）。

エ 被告全国会議は、同月31日、原告に対し、原告の入会には応じられないと回答した（甲10）。

オ 上記ウの当時、原告の繰り上げ一括請求に関する発言は、被告全国会議の規約で定める目的の範囲内であり、再加入後も原告が「本会の目的に明らかに反する」（規約5条）言動をするおそれはなかった。

(2) 被告の主張

ア 被告全国会議は、奨学金トラブル・被害の相談及び救済に関わる弁護士、司法書士、教員・研究者、返済当事者、学生、その他奨学金問題の相談及び救済活動を行ってきた個人が結成した権利能力なき社団であり、法令上の根拠等を有するものではない。

したがって、憲法21条1項が結社の自由を保障していることを踏まえれば、被告全国会議は、入会希望者の入会の許否を任意に決定でき、特段の理由なく入会を拒否したとしても、それによって損害賠償の責めを負うことはない（答弁書第3の2(1)参照）。

イ 被告全国会議の規約（主に6条）は「事務局会議の承認を得る」ことを入会の要件とする一方、①入会希望者はすべて入会できる旨を定めておらず、かつ②入会拒否ができる場合を限定していない（事務局会議の判断に委ねており、要件を具体的に定めていない）から、規約上、入会希望者は誰でも入会させる義務を負うともいえない（答弁書第3の2(2)参照）。

ウ 原告が主張する上記(1)アの事情については次のとおりであり、いずれも

被告全国会議が入会希望者を誰でも入会させる義務を負うというべき事情ではないし、特に原告を入会させる義務を負うというべき事情にも当たらない。

- (7) 「被告全国会議はクレサラ対協の下部団体であること」は誤りである。協力関係に過ぎない。被告全国会議の規約上、クレサラ対協を上部団体とするような定めは存在しない。

なお、規約6条（入会）はクレサラ対協の会員に対し、被告全国会議の会員2名の推薦が不要となる効果を付与するにすぎず、クレサラ対協の会員であっても、別途会費を添えて入会申込書を提出する必要があるし、事務局会議の承認も必要である。

- (4) 「クレサラ対協の正会員又は準会員がその下部団体に加入を希望したときは実質無審査で加入が認められてきたこと」は、被告全国会議が「下部団体」ではないから誤りである。なお、クレサラ対協の規約上、「準会員」なる制度は見当たらないことを付言する。

- (5) 「被告全国会議も今回の原告を除いてそのような運用がなされていること」は、被告全国会議では実質審査を経て加入を認めてきたものであり、誤りである。審査により入会を拒否すべき入会希望者がいなかったに過ぎない。

- (6) 「原告が平成25年3月頃に被告全国会議に入会したときも無審査で加入が認められたこと」も誤りである。原告は被告全国会議発足時と同時に加入したものであるが、事前に設立準備にあたったメンバーで実質審査を行っている。なお、設立時会員の審査と本件を同列に論ずることはできない。

- (8) 「原告はクレサラ対協の『準会員の存在』であったこと、その後クレサラ対協の正会員になったこと」は不知だが、上記(7)のとおり、仮に正会員としても被告全国会議の会員2名の推薦が不要となるにすぎず、事

務局会議の承認は必要である。また、被告全国会議が原告の入会を拒否した理由はクレサラ対協の会員であるか否かと何ら関係のない事由であるから（甲10の2）、入会拒否が不法行為を構成することを基礎づける事情にはあたらない。

5 エ 特に本件の経過は別紙のとおりであって、原告の被告全国会議退会前及び退会直後の言動は、学生支援制度の問題全般を改善するという方向を共有するはずの会員間で、考え方の違いを殊更に取り上げ、協力ではなく分断を生み出すものであり、被告全国会議における闊達な意見交換を妨げるものであるから、被告全国会議の規約が想定する組織のあり方と相いれないものである。

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000 1005 1010 1015 1020 1025 1030 1035 1040 1045 1050 1055 1060 1065 1070 1075 1080 1085 1090 1095 1100 1105 1110 1115 1120 1125 1130 1135 1140 1145 1150 1155 1160 1165 1170 1175 1180 1185 1190 1195 1200 1205 1210 1215 1220 1225 1230 1235 1240 1245 1250 1255 1260 1265 1270 1275 1280 1285 1290 1295 1300 1305 1310 1315 1320 1325 1330 1335 1340 1345 1350 1355 1360 1365 1370 1375 1380 1385 1390 1395 1400 1405 1410 1415 1420 1425 1430 1435 1440 1445 1450 1455 1460 1465 1470 1475 1480 1485 1490 1495 1500 1505 1510 1515 1520 1525 1530 1535 1540 1545 1550 1555 1560 1565 1570 1575 1580 1585 1590 1595 1600 1605 1610 1615 1620 1625 1630 1635 1640 1645 1650 1655 1660 1665 1670 1675 1680 1685 1690 1695 1700 1705 1710 1715 1720 1725 1730 1735 1740 1745 1750 1755 1760 1765 1770 1775 1780 1785 1790 1795 1800 1805 1810 1815 1820 1825 1830 1835 1840 1845 1850 1855 1860 1865 1870 1875 1880 1885 1890 1895 1900 1905 1910 1915 1920 1925 1930 1935 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100 2105 2110 2115 2120 2125 2130 2135 2140 2145 2150 2155 2160 2165 2170 2175 2180 2185 2190 2195 2200 2205 2210 2215 2220 2225 2230 2235 2240 2245 2250 2255 2260 2265 2270 2275 2280 2285 2290 2295 2300 2305 2310 2315 2320 2325 2330 2335 2340 2345 2350 2355 2360 2365 2370 2375 2380 2385 2390 2395 2400 2405 2410 2415 2420 2425 2430 2435 2440 2445 2450 2455 2460 2465 2470 2475 2480 2485 2490 2495 2500 2505 2510 2515 2520 2525 2530 2535 2540 2545 2550 2555 2560 2565 2570 2575 2580 2585 2590 2595 2600 2605 2610 2615 2620 2625 2630 2635 2640 2645 2650 2655 2660 2665 2670 2675 2680 2685 2690 2695 2700 2705 2710 2715 2720 2725 2730 2735 2740 2745 2750 2755 2760 2765 2770 2775 2780 2785 2790 2795 2800 2805 2810 2815 2820 2825 2830 2835 2840 2845 2850 2855 2860 2865 2870 2875 2880 2885 2890 2895 2900 2905 2910 2915 2920 2925 2930 2935 2940 2945 2950 2955 2960 2965 2970 2975 2980 2985 2990 2995 3000 3005 3010 3015 3020 3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3075 3080 3085 3090 3095 3100 3105 3110 3115 3120 3125 3130 3135 3140 3145 3150 3155 3160 3165 3170 3175 3180 3185 3190 3195 3200 3205 3210 3215 3220 3225 3230 3235 3240 3245 3250 3255 3260 3265 3270 3275 3280 3285 3290 3295 3300 3305 3310 3315 3320 3325 3330 3335 3340 3345 3350 3355 3360 3365 3370 3375 3380 3385 3390 3395 3400 3405 3410 3415 3420 3425 3430 3435 3440 3445 3450 3455 3460 3465 3470 3475 3480 3485 3490 3495 3500 3505 3510 3515 3520 3525 3530 3535 3540 3545 3550 3555 3560 3565 3570 3575 3580 3585 3590 3595 3600 3605 3610 3615 3620 3625 3630 3635 3640 3645 3650 3655 3660 3665 3670 3675 3680 3685 3690 3695 3700 3705 3710 3715 3720 3725 3730 3735 3740 3745 3750 3755 3760 3765 3770 3775 3780 3785 3790 3795 3800 3805 3810 3815 3820 3825 3830 3835 3840 3845 3850 3855 3860 3865 3870 3875 3880 3885 3890 3895 3900 3905 3910 3915 3920 3925 3930 3935 3940 3945 3950 3955 3960 3965 3970 3975 3980 3985 3990 3995 4000 4005 4010 4015 4020 4025 4030 4035 4040 4045 4050 4055 4060 4065 4070 4075 4080 4085 4090 4095 4100 4105 4110 4115 4120 4125 4130 4135 4140 4145 4150 4155 4160 4165 4170 4175 4180 4185 4190 4195 4200 4205 4210 4215 4220 4225 4230 4235 4240 4245 4250 4255 4260 4265 4270 4275 4280 4285 4290 4295 4300 4305 4310 4315 4320 4325 4330 4335 4340 4345 4350 4355 4360 4365 4370 4375 4380 4385 4390 4395 4400 4405 4410 4415 4420 4425 4430 4435 4440 4445 4450 4455 4460 4465 4470 4475 4480 4485 4490 4495 4500 4505 4510 4515 4520 4525 4530 4535 4540 4545 4550 4555 4560 4565 4570 4575 4580 4585 4590 4595 4600 4605 4610 4615 4620 4625 4630 4635 4640 4645 4650 4655 4660 4665 4670 4675 4680 4685 4690 4695 4700 4705 4710 4715 4720 4725 4730 4735 4740 4745 4750 4755 4760 4765 4770 4775 4780 4785 4790 4795 4800 4805 4810 4815 4820 4825 4830 4835 4840 4845 4850 4855 4860 4865 4870 4875 4880 4885 4890 4895 4900 4905 4910 4915 4920 4925 4930 4935 4940 4945 4950 4955 4960 4965 4970 4975 4980 4985 4990 4995 5000 5005 5010 5015 5020 5025 5030 5035 5040 5045 5050 5055 5060 5065 5070 5075 5080 5085 5090 5095 5100 5105 5110 5115 5120 5125 5130 5135 5140 5145 5150 5155 5160 5165 5170 5175 5180 5185 5190 5195 5200 5205 5210 5215 5220 5225 5230 5235 5240 5245 5250 5255 5260 5265 5270 5275 5280 5285 5290 5295 5300 5305 5310 5315 5320 5325 5330 5335 5340 5345 5350 5355 5360 5365 5370 5375 5380 5385 5390 5395 5400 5405 5410 5415 5420 5425 5430 5435 5440 5445 5450 5455 5460 5465 5470 5475 5480 5485 5490 5495 5500 5505 5510 5515 5520 5525 5530 5535 5540 5545 5550 5555 5560 5565 5570 5575 5580 5585 5590 5595 5600 5605 5610 5615 5620 5625 5630 5635 5640 5645 5650 5655 5660 5665 5670 5675 5680 5685 5690 5695 5700 5705 5710 5715 5720 5725 5730 5735 5740 5745 5750 5755 5760 5765 5770 5775 5780 5785 5790 5795 5800 5805 5810 5815 5820 5825 5830 5835 5840 5845 5850 5855 5860 5865 5870 5875 5880 5885 5890 5895 5900 5905 5910 5915 5920 5925 5930 5935 5940 5945 5950 5955 5960 5965 5970 5975 5980 5985 5990 5995 6000 6005 6010 6015 6020 6025 6030 6035 6040 6045 6050 6055 6060 6065 6070 6075 6080 6085 6090 6095 6100 6105 6110 6115 6120 6125 6130 6135 6140 6145 6150 6155 6160 6165 6170 6175 6180 6185 6190 6195 6200 6205 6210 6215 6220 6225 6230 6235 6240 6245 6250 6255 6260 6265 6270 6275 6280 6285 6290 6295 6300 6305 6310 6315 6320 6325 6330 6335 6340 6345 6350 6355 6360 6365 6370 6375 6380 6385 6390 6395 6400 6405 6410 6415 6420 6425 6430 6435 6440 6445 6450 6455 6460 6465 6470 6475 6480 6485 6490 6495 6500 6505 6510 6515 6520 6525 6530 6535 6540 6545 6550 6555 6560 6565 6570 6575 6580 6585 6590 6595 6600 6605 6610 6615 6620 6625 6630 6635 6640 6645 6650 6655 6660 6665 6670 6675 6680 6685 6690 6695 6700 6705 6710 6715 6720 6725 6730 6735 6740 6745 6750 6755 6760 6765 6770 6775 6780 6785 6790 6795 6800 6805 6810 6815 6820 6825 6830 6835 6840 6845 6850 6855 6860 6865 6870 6875 6880 6885 6890 6895 6900 6905 6910 6915 6920 6925 6930 6935 6940 6945 6950 6955 6960 6965 6970 6975 6980 6985 6990 6995 7000 7005 7010 7015 7020 7025 7030 7035 7040 7045 7050 7055 7060 7065 7070 7075 7080 7085 7090 7095 7100 7105 7110 7115 7120 7125 7130 7135 7140 7145 7150 7155 7160 7165 7170 7175 7180 7185 7190 7195 7200 7205 7210 7215 7220 7225 7230 7235 7240 7245 7250 7255 7260 7265 7270 7275 7280 7285 7290 7295 7300 7305 7310 7315 7320 7325 7330 7335 7340 7345 7350 7355 7360 7365 7370 7375 7380 7385 7390 7395 7400 7405 7410 7415 7420 7425 7430 7435 7440 7445 7450 7455 7460 7465 7470 7475 7480 7485 7490 7495 7500 7505 7510 7515 7520 7525 7530 7535 7540 7545 7550 7555 7560 7565 7570 7575 7580 7585 7590 7595 7600 7605 7610 7615 7620 7625 7630 7635 7640 7645 7650 7655 7660 7665 7670 7675 7680 7685 7690 7695 7700 7705 7710 7715 7720 7725 7730 7735 7740 7745 7750 7755 7760 7765 7770 7775 7780 7785 7790 7795 7800 7805 7810 7815 7820 7825 7830 7835 7840 7845 7850 7855 7860 7865 7870 7875 7880 7885 7890 7895 7900 7905 7910 7915 7920 7925 7930 7935 7940 7945 7950 7955 7960 7965 7970 7975 7980 7985 7990 7995 8000 8005 8010 8015 8020 8025 8030 8035 8040 8045 8050 8055 8060 8065 8070 8075 8080 8085 8090 8095 8100 8105 8110 8115 8120 8125 8130 8135 8140 8145 8150 8155 8160 8165 8170 8175 8180 8185 8190 8195 8200 8205 8210 8215 8220 8225 8230 8235 8240 8245 8250 8255 8260 8265 8270 8275 8280 8285 8290 8295 8300 8305 8310 8315 8320 8325 8330 8335 8340 8345 8350 8355 8360 8365 8370 8375 8380 8385 8390 8395 8400 8405 8410 8415 8420 8425 8430 8435 8440 8445 8450 8455 8460 8465 8470 8475 8480 8485 8490 8495 8500 8505 8510 8515 8520 8525 8530 8535 8540 8545 8550 8555 8560 8565 8570 8575 8580 8585 8590 8595 8600 8605 8610 8615 8620 8625 8630 8635 8640 8645 8650 8655 8660 8665 8670 8675 8680 8685 8690 8695 8700 8705 8710 8715 8720 8725 8730 8735 8740 8745 8750 8755 8760 8765 8770 8775 8780 8785 8790 8795 8800 8805 8810 8815 8820 8825 8830 8835 8840 8845 8850 8855 8860 8865 8870 8875 8880 8885 8890 8895 8900 8905 8910 8915 8920 8925 8930 8935 8940 8945 8950 8955 8960 8965 8970 8975 8980 8985 8990 8995 9000 9005 9010 9015 9020 9025 9030 9035 9040 9045 9050 9055 9060 9065 9070 9075 9080 9085 9090 9095 9100 9105 9110 9115 9120 9125 9130 9135 9140 9145 9150 9155 9160 9165 9170 9175 9180 9185 9190 9195 9200 9205 9210 9215 9220 9225 9230 9235 9240 9245 9250 9255 9260 9265 9270 9275 9280 9285 9290 9295 9300 9305 9310 9315 9320 9325 9330 9335 9340 9345 9350 9355 9360 9365 9370 9375 9380 9385 9390 9395 9400 9405 9410 9415 9420 9425 9430 9435 9440 9445 9450 9455 9460 9465 9470 9475 9480 9485 9490 9495 9500 9505 9510 9515 9520 9525 9530 9535 9540 9545 9550 9555 9560 9565 9570 9575 9580 9585 9590 9595 9600 9605 9610 9615 9620 9625 9630 9635 9640 9645 9650 9655 9660 9665 9670 9675 9680 9685 9690 9695 9700 9705 9710 9715 9720 9725 9730 9735 9740 9745 9750 9755 9760 9765 9770 9775 9780 9785 9790 9795 9800 9805 9810 9815 9820 9825 9830 9835 9840 9845 9850 9855 9860 9865 9870 9875 9880 9885 9890 9895 9900 9905 9910 9915 9920 9925 9930 9935 9940 9945 9950 9955 9960 9965 9970 9975 9980 9985 9990 9995 10000 10005 10010 10015 10020 10025 10030 10035 10040 10045 10050 10055 10060 10065 10070 10075 10080 10085 10090 10095 10100 10105 10110 10115 10120 10125 10130 10135 10140 10145 10150 10155 10160 10165 10170 10175 10180 10185 10190 10195 10200 10205 10210 10215 10220 10225 10230 10235 10240 10245 10250 10255 10260 10265 10270 10275 10280 10285 10290 10295 10300 10305 10310 10315 10320 10325 10330 10335 10340 10345 10350 10355 10360 10365 10370 10375 10380 10385 10390 10395 10400 10405 10410 10415 10420 10425 10430 10435 10440 10445 10450 10455 10460 10465 10470 10475 10480 10485 10490 10495 10500 10505 10510 10515 10520 10525 10530 10535 10540 10545 10550 10555 10560 10565 10570 10575 10580 10585 10590 10595 10600 10605 10610 10615 10620 10625 10630 10635 10640 10645 10650 10655 10660 10665 10670 10675 10680 10685 10690 10695 10700 10705 10710 10715 10720 10725 10730 10735 10740 10745 10750 10755 10760 10765 10770 10775 10780 10785 10790 10795 10800 10805 10810 10815 10820 10825 10830 10835 10840 10845 10850 10855 10860 10865 10870 10875 10880 10885 10890 10895 10900 10905 10910 10915 10920 10925 10930 10935 10940 10945 10950 10955 10960 10965 10970 10975 10980 10985 10990 10995 11000 11005 11010 11015 11020 11025 11030 11035 11040 11045 11050 11055 11060 11065 11070 11075 11080 11085 11090 11095 11100 11105 11110 11115 11120 11125 11130 11135 11140 11145 11150 11155 11160 11165 11170 11175 11180 11185 11190 11195 11200 11205 11210 11215 11220 11225 11230 11235 11240 11245 11250 11255 11260 11265 11270 11275 11280 11285 11290 11295 11300 11305 11310 11315 11320 11325 11330 11335 11340 11345 11350 11355 11360 11365 11370 11375 11380 11385 11390 11395 11400 11405 11410 11415 11420 11425 11430 11435 11440 11445 11450 11455 11460 11465 11470 11475 11480 11485 11490 11495 11500 11505 11510 11515 11520 11525 11530 11535 11540 11545 11550 11555 11560 11565 11570 11575 11580 11585 11590 11595 11600 11605 11610 11615 11620 11625 11630 11635 11640 11645 11650 11655 11660 11665 11670 11675 11680 11685 11690 11695 11700 11705 11710 11715 11720 11725 11730 11735 11740 11745 11750 11755 11760 11765 11770 11775 11780 11785 11790 11795 11800 11805 11810 11815 11820 11825 11830 11835 11840 11845 11850 11855 11860 11865 11870 11875 11880 11885 11890 11895 11900 11905 11910 11915 11920 11925 11930 11935 11940 11945 11950 11955 1

会希望者の言動、意見等が被告全国会議の組織のあり方その他諸方面に及ぼす影響を総合的に勘案することは何ら問題がない。

規約5条ただし書きは、被告全国会議の目的に賛同する個人であっても、「本会の目的に明らかに反すると認められるもの」は構成員としてはならないとの原則を表明するものであり³、かつそれにとどまる。規約5条ただし書きは、事務局会議に対し、「本会の目的に明らかに反すると認められるもの」以外は入会を承認すべきことを命ずるものではないし、少なくとも入会希望者に対し、「本会の目的に明らかに反すると認められるもの」でなければ入会が認められる権利を付与するものではない。

念のため、原告は被告全国会議の規約6条に基づく申込みの手続（会費を添えた入会申込書の提出）を履践していない上、クレサラ対協の会員でなく、かつ被告全国会議の会員2名の推薦もなかったから、仮に事務局会議の承認があったとしても、令和元年7月31日当時、原告は被告全国会議に入会するための要件を充足していなかった。

この点でも原告を入会させなかったという結果について不法行為が成立する余地はない（答弁書第3の2(3)参照）。

→ 認めざるが如し

2 規約に沿った入会審査を行わなかったという手続について

(1) 原告の主張の要旨

被告全国会議は、原告が平成25年の被告全国会議結成時に加入した際、メールで意思表示をするだけで入会を認めていた。

原告は同様の方法で再加入の申出をしたのであるから、被告全国会議は原告がメールだけで入会できると信じていると知っていた。

³ したがって、規約5条ただし書きにより、事務局会議は、「本会の目的に明らかに反すると認められるもの」を入会させてはならず（規約6条）、かつ除名しなければならない（同12条）との義務を負うこととなる。

したがって、被告全国会議は、原告に対し、規約を開示し、必要な手続を説明する義務があった。

しかるに、被告全国会議はそれらの説明を行わず、ただちに原告の入会を認めない旨の回答をした。

被告全国会議は、原告の入会を認めないとの決定をするにあたり、原告に抗弁の機会を与えなかった。

(2) 被告の主張

ア 答弁書第3の2(4)のとおり、被告全国会議は、規約（主に6条）に基づき原告の入会の許否を事務局会議構成員からなるメーリングリストにおいて諮り、原告の入会は承認しないとの決定をしている。

被告全国会議としては、原告から規約6条に基づき会費を添えて入会申込書が提出され、かつ原告がクレサラ対協の正会員であるか、又は被告全国会議の会員2名の推薦があることを確認してから定例の事務局会議⁴で検討することもできたが、原告が早期の対応を求めているとみられたことから、上記メーリングリスト上での議論により事務局会議としての議決を行うこととした⁵。

仮に事務局会議において原告の入会を承認すると決定すれば、入会申込書の提出等、他の入会の要件を充足するよう求めることとなるが、本件では事務局会議の承認が得られないことが先に決定した以上、最終的に入会が認められないのに、他の入会の要件の充足を求めるのは無意味である⁶。

⁴ 定例の事務局会議は原則として月1回であり、令和元年7月の事務局会議は同月15日に実施済み、次回は同年8月22日であった。

⁵ 規約6条は、入会希望者が、会費を添えた入会申込書を提出し、かつクレサラ対協の会員であるか又は被告全国会議の会員2名の推薦が揃うまで、入会許否を事務局会議で議決してはならないと定めるものではなく、その順序は事務局会議に委ねられている。

⁶ 事務局会議で入会を認めないと決定しているのに、入会申込書の提出等の手続を履践させる方が問題であろう。

したがって、本件では規約に沿った入会審査(事務局会議における議決)が行われているし、事務局会議で入会を認めないと決して原告の入会は認められないことが決定した以上、入会申込書の提出等を行うよう求めなかったからといって不法行為を構成することはない。

イ なお、被告全国会議の規約上、除名(規約12条)と異なり、入会拒否にあたって弁明の機会を与える必要はない。

3 原告に対する入会拒否の理由について

(1) 原告の主張の要旨

ア 再入会拒否の理由は、再入会を認めれば原告が一括請求問題を強く主張することが予想され、被告全国会議の活動に支障が出る、というものであるが、原告は一括請求について議論を始めるべきだというごく常識的な意見を、被告全国会議のメーリングリストに投稿するという穏当な方法を取ったことしかなく、被告全国会議の活動に支障が出るおそれはない。

また、一括請求問題に取り組むこと自体、被告全国会議の活動の趣旨目的にかなうことである。

イ しかるに、被告全国会議は「一括請求問題」を理由に原告の入会を拒否しており、原告に対する思想差別であり、「一括請求問題」を口実にした原告に対する人格攻撃である。

(2) 被告の主張

ア 被告全国会議が原告の入会を拒否するにあたって考慮した事情は甲10の2記載のとおりである。

すなわち、原告の従前の言動は、「一括繰り上げ請求」が奨学金問題の本質であり、その改善が最優先課題であるという見解に固執し、これと異なる見解や運動方針は奨学金問題の改善に資さないもの、改善を妨げるも

C/142

のと位置付けて、被告全国会議内部のみならず、インターネット上でも公然と批判するというものであって、被告全国会議は、これが令和元年7月当時も変わっていないと考えられることから、入会を認めなかったものである。

5 これは原告の「一括請求問題」に取り組むべしという思想そのものを問題として入会を拒否したものではないから、思想差別に当たらない。

イ 加えて、被告全国会議が原告の入会を拒否する旨を伝えた際の態様は、上記事情を丁寧に説明する内容を添付したメールを原告のみに送信するというものであって、穏当である（甲10）。

10 原告に対する人格攻撃との評価は妥当しない。

4 結語

以上のとおり、被告全国会議が原告に対し不法行為責任を負う余地はない。

以上

15 一、原告は「一括請求問題」に取り組むべしという思想そのものを問題として入会を拒否したものではないから、思想差別に当たらない。
 イ 加えて、被告全国会議が原告の入会を拒否する旨を伝えた際の態様は、上記事情を丁寧に説明する内容を添付したメールを原告のみに送信するというものであって、穏当である（甲10）。
 原告に対する人格攻撃との評価は妥当しない。

以上のとおり、被告全国会議が原告に対し不法行為責任を負う余地はない。

以上

(別紙) 本件の経緯の概要

(平成25年)

3月31日 同日開催の被告全国会議設立シンポジウムにおいて、被告全国会議が結成され、原告も会員となる。同シンポジウムでは基調講演を被告大内裕和が行い、「当事者の訴え・奨学金実態報告」の報告者の1人として原告も報告を行った(甲2)。

4月17日 あけび書房が『日本の奨学金はこれでいいのか!』の出版を企画する。あけび書房作成の企画書には、第2章の執筆者として原告が予定されていた(甲4の2)。

23日 岩重事務局長が原告に対し、上記あけび書房作成の企画書を原告に転送する(甲4の1)。

5月8日 あけび書房が上記書籍を早く出版したいとして、岩重事務局長に「再考のお願い」と題するメールを送信し、岩重事務局長はこれを被告大内裕和及び原告に転送する(甲15)。

10月25日 編者を被告全国会議として、『日本の奨学金はこれでいいのか!』が発行される。原告はその第2章を執筆したほか、第4章の座談会に加わった(甲1、乙2)。

(平成27年)

10月27日 被告全国会議の西川治会員(当時は一会員)が被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、当時導入が検討されていた所得連動返還型奨学金制度⁷について、繰り上げ一括請求は原則として禁止すべ

⁷ 収入や所得によらず一定の額を割賦返還するのではなく、収入や所得に応じて返済額が変動する返還方法の貸与制奨学金制度をいう。日本においてはその後平成29年4月から、年間返還額を前年課税所得の9%とする返還方法が導入された。

きであるとの意見を投稿する（乙12）。

10月29日 原告が被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、「一括繰り上げ請求の問題を指摘した・・・以後2年がたちますが『対策会議』はいっこうにこの重大な問題が正面から取り組んでいません。議論の遡^(原文ママ)上にすら乗っていません。この点に関して私は『対策会議』の在り方に大いに失望しています。看過するという状況が今後も続くようであれば私としても見過ごすことはできず、いずれ『日の丸奨学金ローン』をめぐる重大な問題について『対策会議』は沈黙しているーといった批判を記事等でせざるを得なくなります」との投稿をする（乙3の1）。

これに対して、会員の篠田奈保子弁護士や岩重事務局長が投稿を行ったが（乙3の2・2頁、乙3の3・2頁、乙3の5・2頁以下）、原告は重ねて「学生支援機構ローンには超甘いということであれば・・・運動が力をうしなっていく」（乙3の2）、「喫緊の課題があるとすれば、まさにこの一括繰り上げ請求の凍結をおいてほかにありません」（乙3の3）、「最大の問題である『一括繰り上げ請求』に本格的に取り組まないという現状では・・・対策会議に対する余の期待もいずれしぼんでいく」（乙3の4）、「運動として、一括繰り上げ請求の全面凍結を高らかに訴えることを強く提案します。」（乙3の5）といった投稿を行った。

11月15日 原告が被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、「一括繰り上げ請求の凍結を求め、それを訴えていくという提案をさせていただきました・・・その後この提案はどういう扱いになったのでしょうか」との投稿をする（乙4の1）。

岩重事務局長が同月24日の事務局会議で話し合うことになる旨を投稿し、原告は同会議に参加することとなった。また原告は、重

ねて「根拠もない、正義もない、規則違反でもある一括繰り上げ請求をただちにやめよーと訴えるべきだと思います。世論の強い支持が得られるはずです。」といった投稿を行った（乙４の２）。

11月24日 原告は同日の被告全国会議の事務局会議を欠席した。

同日の会議では繰り上げ一括請求について検討がなされ、鴨田議事務局次長が被告全国会議の会員メーリングリストに投稿をして報告した（乙１０）。なお、原告は同投稿に対する返信等の反応をしていない。

11月28日 原告が早朝から被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、

「一括繰り上げ請求凍結を掲げるべしとする私の提案の件、その後どうなりましたでしょうか。提案事項の取り扱いについて教えてください。」との投稿をし（乙５の１）、続けて「『一括請求』がこういう活発な議論に発展しないこの会議の文化にもやや失望しています。したがって、一応年内まで待った上で、状況次第では対策会議をやめ、関連MLからの脱退をする必要もあるかと考えています。」（乙５の２）と投稿する。

これに対し岩重事務局長は、上記２４日の事務局会議において「かなり熱心に議論がなされました。慎重な意見や疑問も呈されました。集中して取り組むことに、違和感を持たれる方もいました。」などと投稿をした（乙５の３、５）。

これに対し原告は、被告全国会議の対応は「現状を『黙認』しているにほかなりません。違法不当な貸し剥がしに、『奨学金被害』の救済に取り組む専門家集団が加担していることになります。これほど後回しにしてきたというのは、やはり、一括請求がもたらす被害の深刻さを軽くとらえている証拠だと思います。被害者を減らしたいと考えるのであれば一刻の猶予もならないはずです。武富士やサ

う金問題であれほど貸金業法違反の細かい点を追及されたみなさんが、なぜ日の丸ローンにはかくもやさしいのか、それはそれで興味深い光景です。」（乙5の4）、「いまの対策会議は消費者よりも市ヶ谷⁸や霞が関に目が向いているようにも見えてきます。」などと投稿をした（乙5の5）。

12月30日 原告が被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、「このたび対策会議を脱会することにいたしました」との投稿を行い、被告全国会議を退会した（乙6）。ただし、原告のメールアドレスは、同メーリングリストからただちに削除されないままとなっており、削除されたのは後記1月30日の投稿の後であった。

（平成28年）

1月9日 原告は他のメーリングリスト⁹において、被告全国会議を退会したことを指摘した上で、「一括請求がなくなれば、何百万円借りていても返還期日の最終日があるまでには時間があるわけで、それほど慌てることはありません。」などとして、一括繰り上げ請求が止まるだけで奨学金をめぐる問題が大きく改善するとの主張を投稿する（甲5）。

1月29日 原告が自らのブログにおいて、「『奨学金』という官僚用語を使い続ける奨学金問題対策全国会議の限界」と題する投稿を行う（乙8）。
「日本学生支援機構がやっている事業の問題の本質」として「一括繰り上げ請求」を指摘した上で、被告全国会議の姿勢が原因で一括繰り上げ請求が注目されず、改善されないままであるなどとして、

⁸ 「市ヶ谷」には、機構（独立行政法人日本学生支援機構）の奨学金事業に係る事務所が設けられていることから、被告全国会議が奨学金利用者ではなく、同機構や「霞が関」すなわち文部科学省や財務省側の意向ばかりを重視しているという趣旨の批判とみられる。

⁹ team_chihuahuaと題するメーリングリストの構成員等は不知。

被告全国会議を公然と非難するものであった（詳細は答弁書第3の3(2)）。

1月30日 原告が被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、上記ブログ記事を引用して、「強烈なる反論をおまちしています。」と付記して投稿をした（乙7の1）

これに対し被告全国会議の柴田武男幹事は、『一括繰り上げ請求』が問題ないと指摘しているのではありません。大変な問題ですが、逆にこの問題だけが奨学金の問題ではありません」「みんな自分の意見はあります。それが正しいと思い込むことで運動は成立しますが、私だけが正しいというのでも運動は成立しません。『一括繰り上げ請求』は深刻な問題です。それは否定しませんが、それだけが問題であり、その問題を常に最優先としなければだめというのにも納得はできません。」などと投稿した（乙7の2）。

これに対し原告は、「拙稿＜『奨学金』という官僚用語を使い続ける奨学金問題対策全国会議の限界＞に関する反論は、公開を前提に直接メールにて頂戴したいと存じます。いただいた反論は基本的に私のブログで紹介させていただくつもりです。」などと投稿した（乙7の3）。

（平成29年）

2月 岩重事務局長が執筆した『「奨学金」地獄』、被告大内裕和が執筆した『奨学金が日本を滅ぼす』が発行される。いずれも繰り上げ一括請求を問題視する記載があった（甲6、甲7）。

4月 機構において、給付型奨学金の先行実施が始まる。新所得連動返還制度が導入される。

(令和元年)

5月18日 被告全国会議が『「奨学金」制度改善への政策提言—利用者の「負担」と「不安」を軽減するために—』を発表する¹⁰。

5 その中で「違法な繰り上げ一括請求」として、機構が独立行政法人日本学生支援機構法施行令5条4項の要件を満たしていることを確認していないにも関わらず、返還未済額全部の返還請求をしていることについて指摘する部分があった。

なお、その分量は本文32頁のうち、0.5頁程度であり、冒頭の「はじめに」の部分では触れていない¹¹（乙11、甲8）。

10 7月17日 原告がクレサラ対協のメーリングリストにおいて、「奨学金対策全国会議の役員のみなさまへ」と題して、被告全国会議へのお願いとして「貴会に再入会したいと思いますので検討いただけますでしょうか。」、退会した「動機は一括繰り上げ請求に対する議論が深まらないことに疑問があり、会の外部からこれを批判することになりました。ここにきて、ようやく会内部で議論する機運ができたように思います」などと記載した投稿をした（甲9の1）。原告は、翌18日に岩重事務局長に同旨メールを送信し（甲19）、翌19日にクレサラ対協のメーリングリストに同旨投稿した（甲9の2）。
15 岩重事務局長は、上記最初の投稿があった7月17日、被告全国会議の事務局会議構成員が登録されたメーリングリストにおいて、原告から入会したいという申し出があったことについて、次回の事務

20 18日、19日、20日

¹⁰ これは同月10日に大学等における修学の支援に関する法律が成立し、令和2年度から低所得者向けに高等教育段階において、国公立を通じ、また大学、短期大学、高専及び専門学校を通じて、授業料等減免と学資支給（給付制奨学金）を合わせ行う制度が創設されることとなることも踏まえ、改めて機構の貸与制奨学金の問題点を中心に、高等教育段階での学費負担の軽減等について政策提言をすることを目的としたものである。

¹¹ 本文は4頁から35頁までである。なお、甲8は何らかの企画の配布資料から抜粋したものとみられ、ページ数はすべて60頁増えている。

局会議を待たずにメーリングリスト上で意見交換をして回答したい旨を投稿した。

これに対し、他の役員から意見が投稿されたが、いずれも原告の入会に反対又は慎重なものであった。これを受けて岩重事務局長は、原告に対し入会には応じられないとの回答をすることを提案し、異議なく了承された。なお、原告の入会申し出については同月24日に最後の意見が投稿されたが、結局、原告の入会に賛成の意見はなかった。

23日 原告が岩重事務局長に電話し、その際、「もし入会できないことになれば、クレサラMLで問題にしなければならない」との発言をした。

同日、原告はクレサラ対協のメーリングリストにおいて、原告の被告全国会議再加入を認めるよう支援を求める「奨学金問題対策全国会議再入会でご支援のお願い」と題する投稿を行った（甲17）。

31日 岩重事務局長が原告に対し、原告の入会には応じられない旨の回答を送付する（甲10）。

（令和3年）

4月28日 原告が被告大内裕和を被告として、著作権侵害があると主張して損害賠償を求める訴訟を提起する（東京地方裁判所令和3年（ワ）第10987号）。

（令和4年）

2月24日 東京地方裁判所は、上記訴訟について原告の請求をいずれも棄却するとの判決を言い渡した（丙1）。これに対し、原告は控訴した（知財高裁令和4年（ネ）第10035号）。

6月29日 上記控訴審口頭弁論終結。

7月30日 本訴提起。

8月31日 知的財産高等裁判所は、原告の上記控訴を棄却するとの判決を言い渡した（丙2）。

以上

令和4年(ワ)19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

5

準備書面3

2023年6月19日

東京地方裁判所民事第43部 御中

10

原告 三宅勝久

★ 被告の主張は、原告の主張と異なる。

15

被告の主張は、原告の主張と異なる。

原告の主張は、被告の主張と異なる。

20

原告の主張は、被告の主張と異なる。

被告の主張は、原告の主張と異なる。

原告の主張は、被告の主張と異なる。

25

原告の主張は、被告の主張と異なる。

被告の主張は、原告の主張と異なる。

原告の主張は、被告の主張と異なる。

被告の主張は、原告の主張と異なる。

原告の主張は、被告の主張と異なる。

目 次

第 1	請求理由の補充	—— 3 頁
第 2	被告 1 準備書面 (1) 等に対する反論	—— 3 頁
1	私人間における不合理取り扱いの禁止	—— 3 頁
5	2 被告 1 は「閉鎖性を有する団体」ではない	—— 5 頁
	(1) 公益性がある	—— 5 頁
	(2) 入会資格は事実上存在しない	—— 5 頁
	(3) 事務局会議は民主的な意思決定の装置である	—— 5 頁
	(4) 一般に向けて広く入会を募集している	—— 6 頁
10	(5) 小括	—— 6 頁
3	原告には、入会がすみやかに認められると期待する事情があった	—— 7 頁
	(1) 被告 1 はクレサラ対協の関連団体である	—— 7 頁
	(2) 原告とクレサラ対協の関係及び原告が被告 1 に入会した経緯	—— 7 頁
	(3) 共著執筆の経緯	—— 9 頁
15	(4) 被告らは「一括請求」にかかる原告の見解の妥当さを認識していた	—— 10 頁
	(5) 退会動機について	—— 12 頁
	(6) 原告が再入会を申し出た動機の妥当性	—— 15 頁
	(7) 小括	—— 16 頁
4	原告の発言は「一括請求」に関する意見、提言であり、常識的であった	—— 17 頁
20	(1) 入会中の発言	—— 17 頁
	(2) 退会後の発言	—— 18 頁
	(3) 小括	—— 18 頁
5	本件入会拒否理由は「一括請求」に関する原告の思想そのものである	—— 18 頁
	(1) 被告 1 のいう「従前の態度」が原告の思想を意味していることについて	—— 18 頁
25	(2) 本件入会拒否の手続きの不合理性	—— 20 頁
	(3) 原告がクレサラ対協の正会員になった経緯	—— 26 頁
	(4) 小括	—— 29 頁
6	不利益は重大である	—— 29 頁
7	結語	—— 30 頁

第1 請求理由の補充

被告らは、原告が2019年7月17日～18日にかけて、被告・奨学金問題対策全国会議（以下「被告1」という）に行った入会申し込みに対して、同年7月31日付の文書でこれを拒否する旨を通告し、拒否理由や手続きのあり方について原告が疑義を唱えたにもかかわらず見直しをしなかった（以下「本件入会拒否」という）。本件入会拒否の真の理由は、原告が、日本学生支援機構による奨学金貸与事業の「繰り上げ一括請求」に関して（以下「一括請求問題」などという）強い問題意識を持っていること、つまり原告の思想それ自体であった。本件入会拒否は、希望者を例外なく全員入会させていた被告1の慣例に比してきわめて異例であった。また、入会の許諾を判断する手続きは、規約を無視、あるいは軽視したずさんなものであり、被告1の組織内の民意を十分に反映したものではなかった。被告1の会員の中には原告の入会を支持するものを含めて多様な意見があり得たにもかかわらず、それらを考慮せず、原告に事情を聞くこともせず、一部の者で拒否を決定した。これは不当きわまりない思想差別行為である。被告らに私的自治が認められるとしてもかかる差別はどこにも合理性がなく、社会的に許容できる限界を超えるというべきである。被告らの行為は法の下での平等を認める憲法14条1項の趣旨に反し、公序良俗違反の行為である。被告らの行為の違法性は明白であり、本件差別行為は民法709条または719条に基づく不法行為を形成する。または被告らは一般社団法人法117条1項類推適用による損害賠償責任を負う。

20

第2 被告1準備書面（1）等に対する反論

1 私人間における不合理取り扱いの禁止

被告1は、憲法が保障する結社の自由を理由に、「入会希望者の入会の許否を任意に決定でき、特段の理由なく入会を拒否したとしても、それによって損害賠償の責めを負うことはない」などと述べる（被告1準備書面1、8頁17～20行目付近）。たしかに被告1は権利能力なき社団であり、そこには私的自治の原則が存在する。しか

しながら、私人間であっても個人の基本的な自由や平等に対する侵害の態様、程度が社会的許容限度を超えるときは不法行為上の違法行為を認める余地がある。性同一性障害であること及びその治療をしたことを理由にゴルフクラブへの入会等を拒否したことの違法性を認めた東京高裁判決（甲27-1、27-2）は、次のとおり判示して
5 いる。

憲法における国民の権利に関する規定及び国際人権規約は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、私人間における権利や利害の調整は、原則として私的自治に委ねられるが、私人の行為により個人の基本的な自由や平等に関する具体的な侵害又はそのおそれがあり、その態様、程度が憲法の規定等の趣旨に照らして社会的に許容し得る限度を超えるときは、民法1条、9
10 0条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、当該行為を無効とし
たり、このような形で、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護することにより、両者の適切な調整を図ることが可能となる。したがって、本件入会拒否及び
15 本件承認拒否が、社会的許容し得る限度を超えるときは、不法行為を構成するとい
うべきである。

（甲27-2、2頁後段）

当該判決は上記判断枠組みに照らして、

- ・当該ゴルフクラブが「閉鎖性を有する団体とは認められない」（ゴルフクラブへの
20 入会要件が国籍を除いては存在せず、過去に入会を拒否した例がまれであった）
- ・性同一障害が本人の意思とは関わりなく罹患する疾患であり、クラブ側も認識すべきであった。
- ・看過できない損害がある。

——などの事実認定を行い、ゴルフクラブへの入会拒否などが「憲法14条1項及
25 び国際人権B規約26条の規定の趣旨に照らし、社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべきである」と判断した。

上記の事件と同様に、被告1による本件入会拒否は思想差別行為であり、それによる権利侵害の程度は社会的許容限度を超えて違法である。以下理由を述べる。

2 被告1は「閉鎖性を有する団体」ではない

5 被告1の団体としての性質について述べる。

(1) 公益性がある

被告1は、規約(乙1)において、活動対象として「本会は、奨学金と学費に関する問題をひろく活動の対象とし、日本学生支援機構の奨学金のみならず、自治体の奨学金その他、名称の如何を問わず学費のための貸付金・給付、学費、及びこれに関する学生支援制度の問題全般を取り扱うものとする」と規定し(第2条)、目的については「トラブル・被害の相談及び救済」「実態調査」「調査・研究」「制度改革の意見表明・立法運動」などを図ることを規程している(第3条)。新聞でもたびたび発言するなど、活動内容には高い公益性がある。

(2) 入会資格は事実上存在しない

15 入会資格についてみると、「本会は、個人会員(学者、弁護士、司法書士、その他本会の目的に賛同する個人)をもって構成する」と規定(第5条)、入会は、入会申込書の提出と会費を添えて行い、事務局会議の承認を得るものとする。なお、全国クレジット・サラ金問題対策協議会※の会員以外の入会には、本会の会員2名の推薦を必要とする旨規定している(第6条)。被告1は2013年3月の設立以降、希望
20 者は全員入会を認めており、本件入会拒否が唯一の例外であった。つまり、入会資格の制限は実質的に存在しない。

※2014年1月に、現在の「全国クレサラ・生活再建問題対策協議会」に変更されている。以下「クレサラ対協」という。

(3) 事務局会議は民主的な意思決定の装置である

25 事務局会議は被告1の意思決定の方法のひとつであり、その要領は次のとおりである。

「代表、副代表、幹事、事務局長、事務局次長、で構成する」(第9条2項1号)

「事務局会議は、事務局長により随時招集され、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を議決する。議決は出席者の過半数により行う。会員は、代表に対し事務局会議の招集を求め、また自由に事務局会議に参加し、発言をすることができる」(第9条2項2号)

すなわち、入会の承認事務を担う事務局会議は民主的に行う旨規定されている。

(4) 一般に向けて広く入会を募集している

会員募集の状況をみると、被告1は一般に向けて積極的に入会を呼びかけている。設立にあたっては、「奨学金問題対策全国会議に入りませんか？」と題するチラシを
10 作成し、不特定多数に配布した。当該チラシには入会呼びかけの対象として「子ども、学生の学費に関心を持っておられる皆さん」との記載があり、入会資格は問うていない(甲28)。被告1も「被告全国会議の設立にあたり、広く入会者を募ったことはあるが、…」と述べている(被告準備書面1・2頁13～14行目)。

規約ならびに入会申込書は、被告1が編集する著書『日本の奨学金はこれでいいのか!』に掲載されている(甲1-1)。また、クレサラ対協の案内冊子(甲29)には、

「返済しやすい奨学金制度を整備するとともに、給付制奨学金制度を設立・拡充させよう! 大学の授業料を無償化しよう!」

「この運動の成功のため、学者、研究者、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務
20 士などの専門職の方々、労働組合、消費者団体、市民運動団体、更には被害者の会、その他当事者の方々との積極的なご参加と物心両面に亘るご支援をお願いしています。多くの方々の、ご参加をお願い致します」

などの呼びかけ文とともに被告1の名称と連絡先等が紹介されており、広く一般に入会を募る姿勢は現在も変わっていない。

25 (5) 小括

以上の事情から、被告1は開かれた団体であり、いわゆる「閉鎖性を有する私的団

体」ではない。

3 原告には、入会がすみやかに認められると期待する事情があった

被告1が入会希望者の入会をすべて認めてきたという実情に加えて、原告と被告1、クレサラ対協の関係からも、入会がすみやかに認められると原告が期待したことには
5 合理性がある点について述べる。

(1) 被告1はクレサラ対協の関連団体である

クレサラ対協は権利能力なき社団であり、「多重債務被害の予防と救済並びに生活
再建に資する諸制度についての調査・研究」などを目的とする（規約2条。甲29）。
被告1は、このクレサラ対協における関連団体のひとつ位置づけられる。

10 クレサラ対協の活動方法は、専門的なテーマごとに設立された関連団体を承認し、
支援するというものである（規約4条の2。甲29）。関連団体は、拡大幹事会と呼
ばれるクレサラ対協が主催する会合などでそれぞれの活動報告を行う（甲30）。ク
レサラ対協には多数の関連団体がある（現在は被告1を含めて19団体。甲29）。
実質的に、クレサラ対協と関連団体は、「下位団体-上位団体」、あるいは「子団体-母
15 団体」というべき密接な関係にある。

関連団体への入会については、例えば貸金業者が情報収集目的で潜入を図るなどの
特殊な事情を除き、希望者は誰でも入会できるのが通常である。中でもクレサラ対協
の関係者（正会員およびクレサラ対協ML加入者）が入会を希望した場合は事実上の
無審査で認められている。

20 被告1とクレサラ対協の関係、及び被告1の入会要領が、他の関連団体と異なる事
情はない。

(2) 原告とクレサラ対協の関係及び原告が被告1に入会した経緯

原告とクレサラ対協との関係について述べる。原告がクレサラ対協関係者と交流を
持つようになったのは2002年ごろで、ヤミ金融被害や訴外株式会社武富士をはじ
25 めとする消費者金融問題取材する過程であった。同時期にクレサラ対協のメーリン
グリスト（以下「クレサラ対協ML」という）に加入、以後継続して多数の活動に参

加してきた。クレサラ対協は2019年6月に『クレサラ対協40周年記念誌』と題する出版物を刊行したいが、その際には、原告はクレサラ対協からの要請で編集会議に参加して意見を述べ、またクレサラ対協との交流に言及した記事を寄稿した

(甲31)。原告がクレサラ対協の関係者の間でよく知られた存在であり、被告1を含む関連団体に自由に入退会できる程度の信頼関係があったことは、記念誌の編集委員に訴外水谷英二司法書士(以下「水谷司法書士」という)ら被告1の役員(水谷司法書士は被告1の幹事である)が入っている事実や、水谷司法書士が編集後記で「本書では、研究者、マスコミ関係、行政関係の方々からも貴重な寄稿をいただき、外部から見た全国クレサラ対協に対する提言などをいただきました」(甲31・8枚目)と述べ、マスコミ関係者として原告の存在に言及している事実、また記念誌には、原告の原稿と並んで岩重事務局長が「奨学金問題対策全国会議——『被害に始まり、被害に終わる』の先にあるもの」と題して寄稿している(甲31・2枚目)事実から明らかである。記念誌が編集された時期(2019年5月ごろ)は、原告はすでに被告1を退会済みであったが、クレサラ対協の活動を通じて被告1の会員らとの交流は特
15 段の支障なく続いていたのである。

なお、本件入会拒否以後の2019年7月ごろまで原告はクレサラ対協の正会員ではなかった。これはジャーナリストとして取材対象と一定の距離を取るべきだとの考えから意図的に選択した結果である。準会員の立場にあったというのは誤りではない。

20 原告が奨学金の諸問題について取材をはじめた時期は2010年ごろで、きっかけはクレサラ対協会員の訴外今瞭美弁護士からの情報提供であった。原告は今弁護士の協力を得て取材を進め、記事や著書を発表した(甲3)。原告はクレサラ対協MLなどを通じてそれらの記事や著書をクレサラ対協関係者に紹介したり、情報交換や問題提起を行った。その後、2012年ごろになってクレサラ対協の内部で奨学金に関する
25 問題意識が高まり、電話相談などの活動が行われた。そして、2013年3月、クレサラ対協の支援を受けて被告1が設立された。今弁護士は被告1の副代表となった。

クレサラ対協関係者の間で、原告は日本学生支援機構による債権回収の実態について早期から問題提起したひとりであった。それゆえ、被告1は、少なくとも設立時においては、原告が入会して活動に協力することを期待していた。岩重事務局長が原告に対して、設立集会（2013年3月31日）での発言を原告に要請し（甲32）、「集会への参加及び入会を宜しく宜しく願います」と記したメールを送り（甲33）、また共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』（甲1-1～1-3。以下単に「共著」ということもある）の執筆を要請した（甲4-1、4-2、甲35）のも、上記の期待があったからである。

なお、被告1によれば、原告に対して個別の入会要請をしたことはないとのことであるが、事実ではない。原告の記憶では、クレサラ対協の会員から口頭で入会を求められた。当時原告は、2010年ごろから行っていた奨学金問題の取材をいったん終えて別のテーマに取り組んでいた。したがって自ら積極的に入会する強い動機はなかった。長年の交流があるクレサラ対協の関係者からの要請があったからこそ協力したいと考え、設立趣旨にも賛同したため入会することにしたのである。

この点について被告1は、「原告は被告全国会議発足時と同時に加入したものであるが、事前に設立準備にあたったメンバーで実質審査を行っている」とも述べ（被告準備書面1・9頁20～22行目）、あたかも原告が一方的に入会を希望し、拒否の可能性も含めて承認審査を行った結果、承認がなされたかのような説明をしているが、事実と反する。

20 （3）共著執筆の経緯

共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』（甲1-1～1-3）を原告が執筆した事情について述べる。

共著を原告が執筆したきっかけは岩重事務局長からの度重なる要請があったからである。原告はいったん断ったが最終的に引き受けた。被告1は、「訴外あけび書房株式

25 式会社から企画の打診を受けた岩重事務局長が、これを原告に取り次いだことがあるから（甲4）、その限度で認める」（答弁書4頁13～14行目）として、出版会社の

企画を原告に伝えただけであるかのような説明をしているが、事実ではない。岩重事務局長からの積極的な働きかけがあったことは、岩重事務局長が2013年5月8日付で原告に宛てたメールの内容から明らかである。

「関心が高まっている時期に出版するというのは、じっくりと長く使えるもの
5 を作るというのとは別の意味があるかもしれません。会議を知ってもらい、問題意識を広めることにも役立つかもしれません。一度、できれば、皆で、久保さんの話を聞きに行ってみませんか。」(甲34)

こうした要請を受けた原告は、できるだけ被告1の活動に協力したいとの考えから
打合せに出席することを決意し、2013年6月28日、岩重事務局長や大内被告ら
10 とともに都内にあるあけび書房の社屋を訪ね、企画の内容や、印税の支払い、著作権の所在などの条件を確認した上で執筆を引き受けたのである(甲33)。打ち合わせ
の場で岩重事務局長が印税を全額被告1に支払う提案を行ったのは事実である。ジャーナリストを職業とする原告にとって印税や原稿料は生活の糧であり、執筆条件には
常に注意を払っている。したがって原告の記憶は鮮明である。

15 また、編集作業においても被告1の関与があった。各著者と出版社の間で原稿やゲラを共有し、岩重事務局長は意見を述べる作業を行っている。
(甲36)。

被告1の名を冠した共著を出版するにあたり、岩重事務局長が単なる取り次ぎ役だとの被告1の主張は失当である。

20 なお、原告は共著を執筆するための取材を通じて一括請求にかかる問題を発見し、以後発言するようになった。また被告らが一括請求問題の存在を知ったのは原告が共著で記述するなどして公表した後である。原告が被告1に入会したことと、一括請求問題について強い問題意識を持ったこと、それを被告1の活動のなかで発言したことは、互いに関連性がある。

25 (4) 被告らは「一括請求」にかかる原告の見解の妥当さを認識していた

原告は被告1の会員になった後、「一括請求」問題に関する発言を行うようになった

た。その結果、遅くとも2014年2月までに、被告1の会員のうち少なくとも岩重事務局長は一括請求問題の重要性を認識するにいたった。「学生への経済的支援の在り方に関する検討会（第8回）」（2014年2月3日）における岩重事務局長の発言から明らかである。

5 **日本弁護士連合会（岩重）**

いやいや、今、発生している延滞金の負担というのが異常に大きいんです。それでこの延滞金ですけど、ちょっとお話ししますと、意見書にも簡単にお書きしていますが、制度的には延滞金は弁済期の来ているものについて発生するという建前ではあるんですが、弁済期末到来の分について繰上げ一括請求をして延滞金を請求されているケースがとても多いんですね。そして、実際には支払能力があるにもかかわらず、していない人に対して繰上げ一括請求することができるという制度になっているんですが、明らかに支払能力がない人に対して一括請求をなさっているんです。これはジャーナリストの方がちゃんと質問をして返ってきた回答なんですけど、どうやって支払能力がないかという10 ことを確認しているかという、何回も連絡するけれども、何の連絡もないと、救済を求めてこない、そういう人に対しては、支払能力があるというふうに認めざるを得ないということで一括請求がなされています。そういうような延滞金が積み積みもってきているんですね。

15 （甲37・2枚目後段）

20 ここでいう「ジャーナリスト」が原告を指すことは明らかである。また同日の検討会で資料提出した日弁連の報告書にも一括請求の問題が記載されている。

なお、近時、機構が、返済期限未到来の奨学金について期限の利益を失わせて繰上げ一括請求をし、これに多額の延滞金を付加して請求するケースが増えている。これについて日本学生支援機構法施行令5条は、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められる場合にかかる一括請求を25 認めているところ、実際には、支払い能力がないと思われるケースでも、この

ような繰上げ一括請求がなされていることが少なくない。これにつき、機構は、督促しても連絡がない場合は支払能力があると認識する旨説明しているが、乱暴という外はない。延滞金にも関わるこのような不当な運用は止めるべきである。(甲38・1枚目後段)

- 5 以上のとおり、被告1の事務局長が重要性を認める一括請求問題について、原告が被告1の活動のなかで、その重要性を訴えたり、組織として積極的に取り組むべきであるなどと発言したことには合理性がある。

(5) 退会動機について

- 原告が2015年12末日で被告1を退会した動機は、一括請求問題に対する被告10 1の取り組みが消極的だと考え、もっと積極的に取り組んでほしいとの期待からであった。たとえば大内代表(被告2)や岩重事務局長は、被告1を代表する形で奨学金の問題について頻繁に新聞等で発言を行ったが、一括請求問題に言及することはなかった。また会員の間での議論も不十分だと感じられた。そこで、いったん退会して、会の外から批判を行うことで取り組みを促したいとの考えであった。

- 15 したがって、被告1の「一括請求」への取り組み状況に変化があれば再入会するつもりであった。被告1を退会した後も、原告は従前どおりクレサラ対協ML加入者として特に支障なく活動に参加していた。クレサラ対協MLを通じて被告らと情報交換が続いていた。それゆえ、関連団体のひとつである被告1に原告が将来再入会を希望した場合は問題なく認められると考えていた。

- 20 原告のこうした認識は、退会直後、2016年1月9日の原告が被告1にあてたメールの内容から明らかである。

- 25 私の選択は、愛想をつかしたとかそういう類ではないことをご理解ください。一括請求の問題がなかなか「対策会議」で取り上げていただけないので(努力されていることは承知しています)、これ以上対策会議にいたばあい、「なぜ対策会議は一括問題を取り上げないのか」と私が指摘された際、いちいち言い訳をしなくてはなりません。いっそ組織を離れたほうが気楽に発言できるし、批

判すべきが批判できる、そのほうが事態の改善にはよいだろうと判断したわけ
です。

5 東京新聞が大きな記事にしているのに、このタイミングでなぜ一括請求の問
題が取り上げられないのか。やはりオピニオンリーダー委（ママ）である対策会
議から「一括はおかしいぞ」というメッセージが出てこなかったからです。と
ても残念です。これは意見です。今後はこうした意見を外に向かって発信する
ことが可能になります。だからといって対策会議が嫌いになって絶交したとか、
そんなのではないのです。

10 対策会議をやめたことで、いつまでたっても一括請求の問題への取り組みが
甘いようでしたら、ぼろくそに書かなければならない日がきますよ—というメ
ッセージを送ったつもりでもあります。借り手の身になったら当然です。返せ
ないヤツは米軍の二軍として使ってやろうという話まで公然とでてきているの
です。

15 学生に何百万円も貸せるのは与信不要の日の丸ローンだけです。普通のロー
ンではないからですが、ではなぜ普通のローンじゃないのに一括請求するのか。
すぐに中止しろ！ と大声を上げることが何よりも必要だし効果的だとも思う
のですよ。一括請求がなくなれば、何百万円借りていても返還期日の最終日が
くるまでには時間があるわけで、それほど慌てることはありません。

20 ということで、サラ金の「グレーゾーン」問題のときのように「一括繰り上
げ撲滅運動」をぜひ力をあわせてやろうではありませんか。

考えや立場のちがいを互いに認めたうえで共通した理念のもとに結集してこ
そ力になるのだと思います。

(甲5-1～5-2)

25 将来、再入会を希望した場合は問題なく認められると原告が考えたことに合理性が
あることは、退会から約2年4か月後の2018年4月19日から21日にかけて、

クレサラ対協ML上での原告と岩重事務局長とのやりとりからも明らかである。

(2018年4月19日、岩重事務局長→原告)

三宅様

5 有り難うございます。

意見の対立を嫌う気持ちは一切ありません。

奨学金の繰り上げ一括請求を、クレサラのグレーゾーン金利にたとえる意見には、異論も少なくないと思います。

10 一括請求されなければどれほどの人が救われるか、という問題意識も、困難にある生の当事者が置かれた状況や、救済の現場の感覚との間にずれを感じます。

ただ、ご指摘の問題を、全体としての制度や個別の救済のあり方とつなげ、捉え直して、提言し、前進にどうつなげられるかは、ずっと考えています。引き続き、考えていきたいと思いますので、今後とも、お考えをお聞かせ下さい。

15

岩重

(甲39-1)

(2018年4月21日、原告→岩重事務局長)

20 岩重さま

きょうの5周年集会は、あいにく多用と重なって伺えません。ご容赦ください。

先刻いただいたご意見、あらためて拝見しました。

25 「そうすると、繰り上げ一括請求の問題というより、そこから見えてくる「期限の利益」に関する基本的な考え方が大切だと、現時点では考えています。ここは、皆で、改めて議論してみたいと思います」

——とのお考えに、大変うれしく思います。ただ、私の捉え方は、一括繰上げ請求と「期限の利益」は、切り離して議論できるものではなく、表裏一体の問題だということです。そして、それはそのまま、「奨学金」はローンなのか、ローンだとすればいったい普通のローンなのか、それとも異なるローンなのか、
5 外国で一般につかわれている「学生ローン」というべきなのか、「学生ローン」をどう定義づけたらよいのか、という「奨学金」の本質的な問題にいきつきます。

本来ならもっと以前からこうした本質にかかわる問題をつきつめて議論しなければならなかったのだと思いますが、遅きに失した感があるとはいえ、議論
10 の端緒についたことはよいことです。奨学金問題対策全国会議の外部からではありますが、ぜひ議論に参加させてほしいと思います。

三宅勝久

(甲39-2)

原告は、自身が重要だと考えている一括請求問題について、意見の相違はあった
15 としても被告らと協力して取り組みたいとの意思を一貫して伝えており、被告らもそれに理解を示しているのである。

(6) 原告が再入会を申し出た動機の妥当性

2019年7月17日、原告は、クレサラ対協MLを介して「仙台拡大幹事会」(クレサラ対協主催の会議)の資料を見た(甲30)。当該資料には被告1が作成した報告書(甲8、乙11)が含まれていたが、そこに「一括請求」の問題点が的確に記述
20 されていることに気づいた。原告は、被告1の中で一括請求問題に対する関心が高まってきており、そうであればこれ以上退会を続ける理由が消滅したと考えた。そこで同日次のメールをクレサラ対協MLに投稿し、被告らに再入会の意思を伝えた。

25 こんにちは。三宅勝久です。拡大幹事会の資料のうち「奨学金対策全国会議」の報告をざっと拝見しました。

岩重さんが一括繰り上げ請求についての問題点を書かれています。ほんらいなら冒頭の大内レポートで（ママ）ふれるべき重大な問題だと考えていますが、こうした形で一括繰り上げ請求について対策全国会議が一項をもうけて問題視した点は大いに評価します。長年訴えてきたかいがあったと思います。

5 ひとつ指摘するなら、関連条項が、日本学生支援機構法5条4項から現在は5条5項に変更されています。（正しくは施行令。原告注）

そこでこの場をお借りして「奨学金対策全国会議」へのお願いですが、貴会に再入会したいと思いますので検討いただけますでしょうか。

10 思えば退会したのは約3年前かと記憶しています。その動機は一括繰り上げ請求に対する議論が深まらないことに疑問があり、会の外部からこれを批判することにありました。ここにきて、ようやく会内部で議論する機運ができたように思いますので、今後はぜひ会員にさせていただき、みなさんとともにより緻密で活発な調査研究をして、「奨学金ローン」問題の告発や解決にとりくめることをのぞみます。

15 関係者各位、よろしくご検討ねがいます。

（甲9-1）

一括請求に関する被告1の取り組みを促進したいとする動機から退会した原告は、被告1の問題意識の変化を知り、協力姿勢を示した上で再入会を申し出たのである。

20 こうした原告の言動には一貫性があり、かつ合理性がある。

（7）小活

原告は2019年7月に再入会を申し出た際、すみやかに認められるものと期待した。被告1が過去において希望者全員の入会を認めてきていることや、原告が長年クレサラ対協と交流をもっていること、退会及び再入会の動機、退会後も被告1会員と
25 一括請求について建設的な議論をしていること、などの事情を踏まえれば、かかる期待を持ったことは自然であり、合理性がある。

4 原告の発言は「一括請求」に関する意見、提言であり、常識的であった

原告が被告1に入会中及び退会後再入会を申し出るまでの間に行った発言が、いずれも「一括請求」に関する意見や、それに関する提言であり、被告1の目的や原告を取り巻く状況等に照らして常識的なものであったことについて述べる。

5 (1) 入会中の発言

2015年10月29日の投稿(乙3の1~3の5)は、共著(2013年10月刊行)によって一括請求問題を世に問うてから2年以上が経つにもかかわらず被告1の活動のなかでこの問題に正面から取り組んでいるように見えないとの見解を持った原告が、「運動が力を失っていく」(乙3の2・最終行付近)などの懸念を会員の立場
10 から述べたものである。批判記事を出す可能性について言及したのは(乙3の1)、ジャーナリストとしての職業倫理からそうすべき場合があるかもしれないとの考えを述べたものであるが、会員の立場でそれをする意図はなかった。また、「一括請求の凍結」を求めるメッセージを被告1は出すべきだとの発言は、日本学生支援機構の一

2015年11月15日(乙5の1)、28日の投稿(乙5の2)の投稿は、「一括
15 請求の凍結」に関する提案の問い合わせ、ならびに退会を考えていることを伝えた内容である。

いずれも、一括請求のあり方に違法性が高いとの考えに立った提案である。すなわち、一括請求問題やそれにかかる被告1の活動方針に関する一会員の立場からの意見表明や提言である。他の会員に対して、考えの違いを殊更に取り上げ、協力ではなく
20 分断を生み出そうとしたり、闊達な意見交換を妨げるような発言はいっさいみられない。

なお、2015年11月24日の事務局会議に原告は欠席したが、理由は別の用事と重なり物理的に出席できなかったためである。また会議の結果を報告した投稿(乙10)を原告は見た記憶がない。見落としたか、何らかの原因で不着だった可能性が
25 ある。もし見ていれば必ず返信をしたはずである。

(2) 退会後の発言

退会后、原告は主にクレサラ対協MLを通じて一括請求に関する投稿を行い(甲5)、また一括請求問題について消極的な被告1の活動姿勢を批判する記事を発表した(乙8)。いずれも、外部からの視点による、被告1やクレサラ対協の趣旨目的を理解した上での事実に基づく正当な言論である。「強烈な反論をおまちしています」「いただいた反論は基本的に私のブログで紹介させていただくつもりです」との記事(乙7の3)をクレサラ対協MLに投稿したのは、活発な議論を呼びかけるのと同時に、被告1に批判的な記事を公にした以上、反論の機会を保障するのがフェアだと考えたからである。

10 被告1やクレサラ対協のメーリングリストに投稿された記事を、投稿者や管理者に無断で外部に公表するといった元会員として信用失墜のおそれがある行為を原告は行っていない。いずれも、クレサラ対協ML加入者として許された範囲の意見表明であり、またはジャーナリストとしての~~政党~~^{正々}な言論活動である。被告1の会員が発言するのを妨げたり、闊達な意見交換を妨げることにつながる言動はいっさいみられない。

15 (3) 小活

上記のとおり、一連の原告の発言は、被告1の規約に反していないことはもちろん、クレサラ対協の関連団体としての常識に照らし、また調査研究活動に批判的な発言は常にあるのであるから、そうした社会通念に照らしても穏当かつ妥当なものであった。

20 5 本件入会拒否理由は一括請求問題に関する原告の思想そのものである

本件入会拒否の理由について述べる。

(1) 被告1のいう「従前の態度」とは原告の思想のことである

被告1は、原告の一括請求問題にかかる発言について次のように述べる。

「…原告の被告全国会議退会前及び退会直後の言動は、学生支援制度の問題全般を改善するという方向を共有するはずの会員間で、考え方の違いを殊更に取り上げ、協力ではなく分断を生み出すものであり、被告全国会議における闊達な意見交換を妨げる

25

ものであるから、被告全国会議の規約が想定する組織のあり方と相いれないものである」(被告準備書面1・10頁5～10行目)

しかしながら、原告の発言に一貫しているのは、一括請求問題は重要であるとする見解と、その問題に組織として積極的に取り組むべきであるとの提言、あるいは意見
5 である。これらの発言をすることが「闊達な意見交換を妨げる」というのであれば、もはや被告1の内部で一括請求問題を自由闊達に議論することは不可能になってしまう。被告1の上記主張には矛盾がある。

原告は自己の見解を述べてはいるが、議論を尽くすことを求めているのであって、押し付けているわけではない。再入会を申し込むにあたって、次のように述べて協力
10 姿勢を表明している事実から明らかである。

思えば退会したのは約3年前かと記憶しています。その動機は一括繰り上げ請求に対する議論が深まらないことに疑問があり、会の外部からこれを批判することにありました。ここにきて、ようやく会内部で議論する機運ができたように思いますので、

15 今後はぜひ会員にいただき、みなさんとともにより緻密で活発な調査研究をして、「奨学金ローン」問題の告発や解決にとりくめることをのぞみます。

関係者各位、よろしくご検討ねがいます。(甲9-1)

協力して活動したい旨を申し出ている原告に対して、被告1は「…原告が入会希望
20 を伝えた経過からは、原告が従前の態度を何ら改めないまま入会を希望していることが窺われるのであり、…」(被告準備書面1・10頁11～12行目)とも述べる。被告1の一括請求問題に対する従来の消極姿勢に改善がみられたと評価し、協力を表明した原告に対して、「従前の態度を何ら改め」ていないとはどういうことであろうか。「一括請求問題は重要である」と原告が考えている事実そのもの、原告の内心、
25 思想それ自体をさして「従前の態度」と非難し、問題視して入会を拒否した、そう理解するほかない。

付言すれば、原告が退会（2015年12月）してから再入会を申し出る（2019年7月）まで3年半の時間が経過しているにもかかわらず、被告1は原告の意見を聞くことなく入会を拒否したが、真の入会拒否理由が原告の思想だとすれば理解可能である。被告1にとっては、原告が退会時と同程度に一括請求問題に強い関心を持つ
5 ていることを確認するだけで判断に事足りたのである。

上に述べたとおり本件入会拒否は原告の思想自体が理由である。当該拒否理由は思想差別であり、不合理である。

（2）本件入会拒否の手続きの不合理性

本件入会拒否の真の理由が原告の一括請求問題に係る思想そのものであることは、
10 入会拒否にかかる手続きがずさんかつ不合理であった事実とも符合する。

本件入会拒否は被告1にとってはじめての拒否事例であった。拒否の可能性を含めて入会審査をすること自体がきわめて異例であるのだから、他の入会希望者と比して差別的にならないよう公正な手続きを行う義務が被告らにはあった。すなわち、規約6条ならびに9条に定める手続きを厳格にとるべきところ、これを無視あるいは軽視
15 した。9条に定める事務局会議の招集がなされた形跡はみあたらず、出席者数の確認や、採決の状況も不明である。また、事務局会議には、一般の会員が自由に事務局会議に参加し、発言をすることができる旨規定されているが、会員への告知はなされなかったと推認される。会員のなかに原告の入会を支持する意見があったにもかかわらず顧みられていないという結果をもたらしている。原告が意見を述べる機会を与えな
20 かった理由について、被告1は規約に定めがなく義務がなかった旨述べるが、きわめて異例の事例である以上、当事者の意見を聞かずして手続きの公正さを担保することはできない。こうしたずさんな手続きを行ったのは、原告の思想を理由として入会拒否をはじめから決定していたからにほかならない。

事務局会議が正式に開かれず、開いたとしてもおざなりなものであったことは、以
25 下の事実からも明らかである。

本件入会拒否の後、原告は手続に関する説明を再三求めたが、被告らはいっさい答

えることができなかった。この点、被告1は「再三にわたる原告の求め」はなかったとの主張をしているようであるが（準備書面1・1頁）失当である。原告は少なくとも5度にわたって被告らに説明を求めている。

5 ①2019年8月1日23時35分（原告がクレサラ対協MLに投稿したメール）

クレサラ対協の関連団体である奨学金問題全国対策会議が私の再入会を拒否した件で、同対策会議がいかなる規約を持ち、いかなる手続きで入会拒否をしたのか、現在のところ当事者である私には「事務局で検討した」という以外いっさいの説明がなされていません。まことに残念ながら密室でかつ独裁的な組織運営というほかありません。クレサラ対協の一会員（予定）として、とても看過できない問題だと思っています。

奨学金問題全国対策会議の役員 みなさんにおかれましては、一刻も早く、今回の入会拒否の手続きがどのような規約にもとづくどのような手続きなのかを明らかにしてくださいよう、重ねてお願い申し上げます。

15 また、あわせて奨学金問題全国対策会議の現役員のお名前と規約のすべてを開示してくださいようお願いいたします。

三宅勝久

（甲20）

②2019年8月2日17時49分（同上）

20 （規約を発見したことを踏まえて＝原告注）ホームページでは、入会申請にあたって2人の推薦人を要すると記載されていますが、この規約をみるとクレサラ対協会員であれば推薦人は不要のようです。推薦人の願いは撤回します。

25 以上の規約によれば、入会は事務局会議で承認するとなっています。私の場合、入会不許可という結論ですから、形式的なものではなく、臨時事務局会議による議決が必要なのではないのでしょうか。そして不許可事由としてあり得るのは、「本会の目的に反すると認められる」「本会の趣旨・目的に反する行動を行った」のいずれかで

ないかと思います。

「一括請求」に関する独自の意見をもち、入会後はその意見を発言することが予想される私について、そのことのみをもって入会不許可とするのは、規約上はむづかしいのではないのでしょうか。

- 5 また、仮に不許可の可能性を含めて検討する場合も、弁明の機会を与えられるべきではないかとも思います。

そもそも、規約に基づく事務局長会議が招集されたのかすら疑問があります。回答には「事務局を中心とするメンバー」によって検討、結論がだされたとあるだけです。

- 10 本MLの会員資格について厳密な運営を求められた経緯と比べて、ずいぶんずさんな手続きではないかという印象があります。

三宅

(甲21)

③2019年8月3日 7時59分(同上)

- 15 奨学金問題全国対策会議が三宅の入会を拒否した問題で、きょう事務局長あてに以下の質問をメールでおくりました。

クレサラ対協の関連団体であり、クレサラ運動全体にかかわる重大な問題かと思いますので、ここに転載します。

三宅勝久

20 =====

奨学金問題全国対策会議御中

先日いただいた再入会拒否の回答に関して以下お尋ねします。早急の回答をお願いします。

- 25 1 『日本の奨学金はこれでいいのか』巻末に収録している規約は現行の内容と相違ありませんか。

2 私(三宅)の入会審査をしたのは規約にうたっている事務局会議ですか。招集

および開催の日時を教えてください。開催（ママ）回答にある結論は採決の結果ですか。

3 入会希望者の不利益になる結論を出していますが、三宅に抗弁の機会を与えなかったのはなぜですか。規約違反にはなりませんか。

5 4 入会を認めないという判断をした規約の根拠規定を教えてください。

三宅勝久

(甲41)

④ 2019年8月4日16時47分（同上）

奨学金問題全国対策会議の規約6条によれば、入会は申請の後に「事務局会議の承認を得るものとする」とあります。

(同会議は当方の求めにもかかわらず規約を開示していませんが、『日本の奨学金はこれでいいのか』の巻末に収録されています)。事務局会議は同会の意思決定機関で、代表、副代表、幹事、事務局長、事務局次長で構成し、「代表によって臨時（ママ＝正しくは随時。原告注）招集され、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を議決する」と定めています。議決は出席者の過半数、会員は代表に対して事務局会議の招集を求め、また自由に事務局会議に参加し、発言できるとあります。

私の再入会を拒否する内容の回答書には、「事務局を中心としたメンバー」で検討し、判断した旨が書かれています。これが規約にうたう事務局会議なのかを質問していますが、現在のところ説明はありません。

20 三宅勝久

(甲42)

⑤ 2019年8月5日12時57分（訴外柴田・水谷幹事に原告が送ったメール）

柴田・水谷幹事への質問

クレサラ対協関連団体である奨学金問題対策全国会議の柴田幹事と水谷幹事にお尋ねします。

1 同会議の私（三宅）の入会審査に関与されましたか。

2 入会審査にあたり、規約に基づく事務局会議は開催されましたか。

簡単な質問ですのですみやかに回答ねがいます。

三宅勝久

(甲43)

5

上記のとおり原告は繰り返し問い合わせを行っている。これに対して被告らからは回答がなかった。これは、手続がずさんだったために回答しようにもできなかったと考えるのが自然である。

2019年8月2日には、原告は今瞭美副代表と新里副代表にもメールを送り、手
10 続きに関して事情を尋ねている。これに対して今副代表から8月3日付で次の返信があった。

申し訳ないのですが、私は、この数年対策会議に出席しておりません。立ち
上げ段階で少しは寄与したと思っています。そもそも、三宅さんが、私が担当
した事件について、本に書いてくださったことが当時のきっかけの一つだった
15 ように思います。しかし、その後の運動は、岩重先生、水谷さん、柴田先生た
ちが一生懸命に携わってくださって今日に至っています。三宅さんの入会問題
について、意見を求められたこともなかったのです。最初から、役員の改選等
がなされていままになっているのではないのでしょうか。

三宅さんが主張されている一括請求問題について、私は先にちょっとメール
20 しましたが、その程度の意見しかもっていないので、三宅さんの熱い思いを
後押しできないのではないかと思います。しかし、三宅さんの入会を認めない
ということには、私は賛同いたしかねます。勿論、私話、意見を求められてい
ないので、……。

今

25

(甲44)

このメールによって、原告は、規約にもとづいた手続き（事務局会議での検討）が

なされず、被告1会員の意見が十分に反映されないまま本件入会拒否が決定されたのではないかとの疑念を深めた。

一方、新里副代表から「面会したい」旨の連絡があり、2019年8月~~6~~⁸日、弁護士会館で面会した。その際、被告1には原告の居場所はないといったことを言われ、
5 抗議をやめるよう説得された。新里副代表の説明からは、規約にもとづいた手続きがなされた様子はいかがえなかった。冒頭「あなた嫌われているよ」との発言があった。笑いながらではあったが、内心はショックであった。被告1の内部に原告に対する嫌悪感情があることを知った。原告は、納得できないながらも新里副代表の助言を受け入れ、以後入会拒否に関する発言をクレサラ対協ML上ですることを控えたのである。

10 なお、被告1は答弁書において、この面会時の状況について次のように述べている。

なお、新里弁護士と原告との面談に際しては、岩重事務局長が、事前に、新里弁護士から電話で事情を聞かれ、面談後も、同弁護士から電話で報告を受けている。

15 事前の電話の際、新里弁護士は、原告の再入会を認めなかったことにつき、クレサラ対協のメーリングリスト上への原告の投稿がヒートアップしていることを懸念し、冷静な対応を求めるため、面談しようとしているとのことであった。その際、岩重事務局長は、新里弁護士から、電話でそれまでの経緯を聞かれ、再入会についての原告への回答書（甲10の2）に沿う内容を、丁寧に説明した。（後略）

20 （被告1・答弁書11頁14～22行目）

新里弁護士は被告1の副代表である。したがって、仮に規約に基づいて事務局会議が開催されているのであれば、上記説明を受けるまでもなく本件入会拒否にいたる手続きに参加し、経緯を把握しているはずである。ところが、被告1によれば、新里副
25 代表は、本件入会拒否の経緯を岩重事務局長に尋ね、説明を受けたというのである。この事実は、事務局会議が開かれなかったことを強く推認させる。仮に事務局会議に

類するものがあつたとしても、前例のない判断をする手続きとしてはきわめてずさんだったことは明らかである。

(3) 原告がクレサラ対協の正会員になった経緯

被告1は、原告が入会申し込み時にクレサラ対協の正会員でなかったことを取り上げて、入会資格がなかったなどと縷々述べる。また入会申込書による申し込みではないもので、申し込みの予告に過ぎないなどと述べる（被告1答弁書・15頁15～22行目）。しかしそうした形式的な点について殊更に主張すること自体が、原告とクレサラ対協の関係に照らして不自然であり、本件入会拒否手続の不合理性を裏付けている。

10 原告は2019年8月1日までにクレサラ対協の正会員となったが、その経緯は次のとおりであった。

・ (2019年)7月17日、原告はクレサラ対協MLへの投稿メールにより、被告1に再入会を申し出た。クレサラ対協MLの管理人で被告1の幹事でもある水谷英二司法書士から、原告のメールを被告1の「事務局メーリングリスト」に転送した旨の返答がきた。(甲45)

・ 7月18日、原告はあらためて岩重事務局長宛個人メールで入会を希望する旨を伝えた。(甲40)

すみやかに承認されると予想していたところ、19日深夜になっても返信がなかったため、原告は入会申し込みを拒否しようとしているのではないかとの疑念を抱きはじめた。そこで原告は、

・ 7月19日、「なんらかのお返事をいただければと思います。万が一再入会が不可ということであればその理由をご説明ください」と説明を促すメールを被告らに送った。(甲46)

25 なおも返事がなかったため、

・ 7月23日、原告は岩重事務局長に電話をかけて事情を尋ねた。岩重事務局長は、「対

応を検討している」「検討の上手紙で回答する」「手紙で返答する。回答がいつになるかはわからない。こちらも忙しい。1か月もかからない」などと答えた。

その説明を聞いた原告は、被告1が入会を拒否する可能性が高いと判断した。拒否する理由として思い当たるのは、原告が「一括請求」について強い問題意識を持っていることくらいしかなかった。仮に「一括請求」を理由に入会を拒否するようなことになれば、きわめて不当であると同時に、クレサラ対協の活動においても前代未聞の出来事だと考えた。そこで、万が一拒否した際には、クレサラ対協のMLを通じてその不当性をクレサラ対協の会員ら関係者に訴えたいという考えを電話で岩重事務局長に伝えた。

- 10 ・7月23日夕方、原告はクレサラ対協MLを通じて、被告1が原告の入会を拒否しようとしていること、拒否した場合はそれが異例かつ不当であること、入会が認められるよう支援をしてほしい、といった趣旨の投稿を行った（甲47）。

上記投稿に対して、

- ・7月25日、被告1副代表の今弁護士から「応援します」とのメールが届いた。

15

私が、力になるかどかわかりませんが、推薦人になります。

なぜ、そんなにこだわるのですかね。三宅さんが一生懸命取材して頑張ってくれたことは間違いないのに。

- 20 そもそも、組織かできるまえに問題提起したのですよね。私は、最近、あまり出席していないので、発言力はないのですが。三宅さんになんど電話しても通じません。電話番号変えました。

弁護士今

（甲48）

- 25 ・7月24日、被告1の幹事でクレサラ対協MLの管理人でもある水谷司法書士から原告に宛ててメールが届いた。原告がクレサラ対協の正会員ではないことを指摘した上

で、クレサラ対協MLは正会員のものであり、原告は本来なら投稿資格がなく、正会員になるには正会員2名の推薦を得て申請する必要があるとの内容だった。当該メールには申し込み書類が添付されていた。(甲49)

5 クレサラ対協MLに原告は2002年ごろから加入し、以来長年にわたって多数の投稿を行ってきた。その間会員資格を問われたことは一度もなかった。したがって原告は驚き、クレサラ対協正会員の申し込みをするかどうかの判断を保留した。

被告らからは引き続き再入会申し出に対する回答がなかったため、

- ・7月30日、原告は被告らを含むクレサラ対協の関係者に対して経過を報告するメールをクレサラ対協MLに投稿した。(甲17)

10 ・7月31日、入会拒否を伝える回答が被告らからメールで届いた。(甲10-1、10-2)

- ・7月31日夜、原告はクレサラ対協の正会員になるという判断を行い、クレサラ対協MLを通じて入会申し込に必要な推薦人を募集した。推薦人はすぐに集まった。(甲50)

15 ・8月1日、2名以上の推薦者がいることを確認した旨の連絡がクレサラ対協事務局の水谷司法書士から原告にあり、事実上入会が承認された。このときの推薦人には被告1の副代表である今瞭美弁護士もいた。(甲51、45)

- ・8月2日朝、被告1の規約が共著に収録されていることに気づいた原告は、規約上入会申し込みには会員2名の推薦がいると知り、クレサラ対協MLを通じて推薦人を募った。(甲52)

20 ・8月2日午後、規約上クレサラ対協会員は推薦人不要であることを確認した原告は、被告1への入会に必要な推薦人の募集を中止する旨のメールをクレサラ対協MLに投稿した。

(甲53)

25 上記の経緯のとおり、原告がクレサラ対協の正会員になったのは、クレサラ対協MLを利用して本件入会拒否に関する抗議や質問を被告らに行っていたところ、同MLの管理人である水谷司法書士から投稿資格を問われたためであった。入会申込書は原告

が求めるまでもなく送付され、原告が入会申請をするとすみやかに認められた。

クレサラ対協に原告が入会を申し込んだ際の手続きの流れと比較して、被告1の手続きのずさんさはきわだっている。原告が繰り返し規約の開示を求めたのにもかかわらず、被告らは応じなかった。水谷司法書士は被告1の幹事でもあるが、クレサラ対協MLの投稿資格を指摘する一方で、被告1への入会資格については説明をしなかった。正当な手続のもとで入会の許諾が判断されるべきだと考えた原告は、自力で規約を探し出して入会申し込みの規定を調べ、要件を充足すべく推薦人の募集を開始したものの、クレサラ対協会員であれば不要であることに気づいて募集を中止した。そして、入会申し込み要件は満たしているはずだとの見解を被告らに伝えた。それでも被告1は何一つとして説明を行わなかった。

上記のいきさつを経て、今日になって入会申込書や入会資格云々と言い出した被告らの態度は不自然というほかない。拒否がまずありきで、公正な手続きをする意思が当初から希薄だったことを裏付けている。かかる手続きのあり方は不合理きわまりない。

15 (4) 小活

以上の事情を踏まえれば、本件入会拒否理由が原告の一括請求に関する思想そのものであり、かつ不合理なものであったことは明白である。

6 不利益は重大である

20 被告1はクレサラ対協の関連団体である。関連団体への加入を希望した場合は、たとえば利害関係⁷⁶（業者など）が団体の設立趣旨に反する目的で潜入するといった特段の事情がない限り、例外なく入会できている。原告はクレサラ対協と長年の交流を通じて一定の信頼関係があった。関連団体のひとつである被告1について、原告は活動姿勢を批判する言動を行い、いったんは退会したものの、その動機は一貫して被告1
25 の趣旨目的に沿ったものであった。被告1を退会した後も、原告と被告1やクレサラ対協の関係は良好であり、再入会を望んだ場合は問題なく入会できると期待するのは

ごく自然のことであった。

「一括請求」問題は、被告らからの働きかけで引き受けた共著の取材がきっかけとな
って原告が発見したものであるが、よもやそれを理由にして再入会を拒否されるとは、
原告は予想だにしなかった。クレサラ対協関連団体が、特定の意見を持っていること
5 を理由に入会を拒否した事例は本件入会拒否を除いて絶無である。関連団体の入会承
認を定めた規定は、当該団体やクレサラ対協の会員らの面識がない者が入会を希望し
た場合や、あるいは趣旨目的に反するおそれがある場合を想定した制度であり、原告
のような長年クレサラ対協に関わり、後に正会員となり、また被告1に一時在籍して
いた者に対して、形式的ではない形でそれを使うというのは、クレサラ対協及び被告
10 1の常識や慣例に照らしておよそありえないことであった。

本件入会拒否によって、原告は多数の被告1関係者、ならびにクレサラ対協関係者
(約1000人と推定される)の中で公然と差別をされたのであり、多大なる精神的
苦痛を受けた。同時にジャーナリストとしての名誉感情を大きく傷つけられた。また、
原告が再入会を望んだ動機のひとつに、会員として情報交換をすることで記事執筆の
15 取材に役立てたいとの考えがあった。じっさい、過去において原告はクレサラ対協の
関連団体との交流を通じて取材活動を行ってきた(甲31)。そのような取材手法が
本件入会拒否によって困難になり、経済的損失を被った。

本件入会拒否行為によって原告が被った不利益は重大である。

20 7 結語

上に述べたとおり、本件入会拒否が思想差別であることは明らかである。被告1は
いったんは原告に対して活動への協力を求めておきながら、原告がそれに応えて取材
を行い「一括請求」というあらたな問題点を発掘すると、その妥当性や重要性を認識
しながら、なんらかの事情で、「一括請求」に原告が強い問題意識を持っていること、
25 それ自体を理由にして入会を拒絶した。入会を希望するものは誰でも自由に入会させ
てきたにもかかわらず、原告にのみ異例の対応をとり、しかもその手続きは規約を無

視あるいは軽視したずさんきわまりないものだった。

被告大内代表（被告2）に至っては、共著者である原告の記述ときわめて類似した文章を無断で自己の記事等で使うという、被告1の代表者としてはもちろん、研究者としてもあるまじき行為を働き、その発覚を免れたいとの不当な動機も加わって共同
5 代表の地位と影響力を行使して本件入会拒否に加担した。この点については追って主張・立証する予定である。

本件入会拒否は思想差別行為であり、憲法14条1項の趣旨に照らして、その程度は社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべきである。

以上

別 紙

- ・ 2010年ごろ 原告、長年のクレサラ対協との交流（正会員ではないがクレサラ
5 対協MLに加入）をきっかけとして奨学金問題の取材を開始、記事や著書を発表する。

（2013年）

- ・ 3月 クレサラ対協内部の承認により被告1が設立、原告は協力を求められる形で
入会する。
- ・ 10月 被告1からの依頼で共著『日本の奨学金はこれでいいのか』第2章を執筆。
10 その取材過程で日本学生支援機構の「一括請求」にかかる問題を発見、問題提起する。

（2014年）

- ・ 2月 文科省の検討会で、被告1の岩重事務局長は原告の取材成果を紹介した上で
一括請求問題に言及する。

（2015年）

- 15 ・ 12月 原告、被告1を退会。一括請求問題に消極的であることなどを疑問視、同
問題に取り組むよう外部から促すのが狙い。

（2016年）

- ・ 1月 原告、自身のブログで、一括請求問題に対する被告1の取り組みが消極的な
点を批判する内容の記事を発表する。

（2018年）

- 20 ・ 4月 原告、クレサラ対協ML上で岩重事務局長と一括請求をめぐって議論。岩重事
務局長は「意見の対立を嫌う気持ちは一切ありません」と発言。

（2019年）

- ・ 5月ごろ 原告、クレサラ対協40周年記念誌の編集会議に参加、記事を寄稿。記
25 念誌の編集には被告1の幹部が関与。
- ・ 7月17日 被告1作成の報告書に一括請求問題の記述があることを原告が認識、
評価した上で再入会を申し込む。
- ・ 7月19日～30日 原告、回答に時間がかかっていることから、被告1に対して
状況説明を求める。
- 30 ・ 7月23日 岩重弁護士に電話にて問い合わせ。「手紙で返答する。回答はいつに

なるかわからない。1ヶ月もかからない」との回答。入会拒否の可能性があると懸念した原告は、クレサラ対協MLを通じて、入会が認めらるよう支援を呼びかける投稿をする。

・ 7月25日 今弁護士から「私が推薦人になります」とのメールあり。

5 ・ 7月31日 被告1、原告の再入会を拒絶する。理由は原告の一括請求問題に関する「態度」にあるとの説明。原告は納得せず、クレサラ対協ML上で規約の開示や事務局会議開催の有無などについて説明を求める。

・ 7月31日 被告1の幹事でクレサラ対協ML管理人の水谷司法書士から、原告はクレサラ対協正会員ではなく同MLへの投稿資格がない旨の指摘を受ける。被告1への入
10 会資格については特段言及はなかった。

・ 8月1日 原告、クレサラ対協MLに入会するため、入会に必要な推薦人を募集。同日朝、推薦人の要件を満たしていることを水谷司法書士は確認。入会が事実上認められた。

・ 8月1日～5日 原告、被告1に対して、クレサラ対協MLなどを通じて「事務局会議による入会審査はなされたのか」と繰り返し説明を求めたが回答はなかった。
15

・ 8月3日 今副代表からメールで「三宅さんの入会を認めないということには、私は賛同いたしかねます」「意見を求められていないので、」と回答が届く。

・ 8月8日 被告1の副代表・新里弁護士から面会の依頼があり弁護士会館で面会。クレサラ対協ML上での抗議をやめるよう説得される。原告の「居場所はない」「嫌われているよ」との発言あり。事務局会議に新里事務局長が参加したことは確認できず。
20

(2020年)

・ 7～8月 大内代表の著作多数の中に原告の著作の記述と類似した部分があることが発覚する。

(2023年)

25 ・ 12月 上記類似の問題について武蔵大学研究不正行為調査委員会が調査を開始する。

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

準備書面(2)

(被告奨学金問題対策全国会議)

令和5年6月12日

東京地方裁判所民事第43部へA係 御中

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人 弁護士

岩 重 佳 治

代
印

同

弁護士

西 川

治

第1 原告準備書面3について

1 同第1及び第2の1について

- (1) 原告引用の判決によれば入会拒否が不法行為を構成する場合は例外的であること

原告は、静岡地浜松支判平成26年9月8日判時2243号67頁及びその控訴審判決である東京高判平成27年7月1日(甲27。以下、「別訴」という。)を指摘して、被告全国会議による入会拒否が不法行為を構成するという。

しかし、別訴の事案は、ゴルフクラブ及び当該ゴルフ場の経営会社(以下、「別訴被告クラブ」「別訴被告会社」ということがある。)が、株式会社である別訴原告2の入会申込に対し、その代表者である別訴原告1が性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項に基づき、女性への性別

の取扱いの変更の審判を受けていることを理由として入会を拒んだというものである。

第一審判決は、別訴被告クラブへの本件入会拒否及び別訴被告会社の株式譲渡に係る本件承認拒否は別訴原告1に対する不法行為を構成すると判断し、慰謝料及び弁護士費用相当額の一部である110万円を認め、控訴審判決も補正を加えた上で、結論を維持している（なお以下、単に「別訴判決」というときは控訴審判決による補正後の第1審判決をいう。）。

別訴判決は、本件入会拒否及び本件承認拒否が不法行為を構成するか否かの判断方法について、次のとおり判示する。

原告らは、一連一体の行為たる本件入会拒否及び本件承認拒否について、性同一性障害を理由とする不合理な差別であり、憲法一四条一項や国際人権B規約二六条の規定の趣旨に照らし公序良俗に反し違法であると主張するのに対し、被告らは、憲法二一条一項が保障する結社の自由ないしこれに基づく構成員選択の自由に照らせば違法とはいえないと主張する。

憲法における国民の権利に関する規定及び国際人権規約は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、私人間における権利や利害の調整は、原則として私的自治に委ねられるが、私人の行為により個人の基本的な自由や平等に関する具体的な侵害又はそのおそれがあり、その態様、程度が憲法の規定等の趣旨に照らして社会的に許容し得る限度を超えるときは、民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、当該行為を無効としたり、当該行為が不法行為に当たるものと解したりして救済を図るのが相当であり、このような形で、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護することにより、両者の適切な調整を図ることが可能となる。したがって、本件入会拒否及び本件承認拒否が、社会的に許容し得る限度を

5
10
超えるときは、不法行為を構成するものというべきである。そして、憲法一
四条一項や国際人権B規約二六条は、上記不法行為上の違法性を検討するに
当たっての基準の一つとなるものと解される。

そして、たとえ私人間においても、疾病を理由として不合理な取扱いをす
ることが許されるものではないところ、本件入会拒否及び本件承認拒否がさ
れた平成24年当時、既に特例法が施行されてから約8年が経過していたこ
となどの社会情勢を考慮すると、性同一性障害が医学的疾患の一つであるこ
とは公知の事実であったということができ、したがって、性同一性障害及び
その治療を理由とする不合理な取扱いをすることが許されないことは、その
他の疾病を理由とする不合理な取扱いが許されないのと同様であったという
ことができる。なお、控訴人らは、平成24年当時、性同一性障害に対する
社会的関心が低かった旨主張するが、かかる事情は、上記判断を直ちに左右
するものではない。

(補正後の第一審判決「第三」「二」「(2)」。下線は補正部分)

15
すなわち、「憲法における国民の権利に関する規定及び国際人権規約は、
私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、私人間におけ
る権利や利害の調整は、原則として私的自治に委ねられる」のであるから、
原則として入会拒否が不法行為と評価されることはなく、不法行為との評価
を受けるのは「社会的に許容し得る限度を超えると時」に限られる。

20
(2) 被告全国会議にとって奨学金制度の現状認識や改善方法についての意見
は団体としての根幹をなすものであること

25
ところで、後記(3)でもみるとおり、別訴は別訴被告クラブの特質を踏まえ
て、別訴原告が性同一性障害であること及びその治療を受けたことはクラブ
入会の許否と本来関係のない事情であり、疾病を理由とした不合理な取扱い

であるとして不法行為と判断している。

他方、本件は、①奨学金トラブル・被害の相談及び救済、②奨学金、学費、及びこれに関する学生支援制度の実態調査、③奨学金制度、学費及びこれに関する学生支援制度についての調査・研究、④真に学びと成長を支える奨学金制度・学費その他学生支援制度改革の意見表明・立法運動等を目的とする被告全国会議が（乙1・3条）、原告の入会を拒否したというものである。そして、原告は以前、被告全国会議の会員であったが、被告全国会議は公的奨学金制度を運営する日本学生支援機構の繰り上げ一括請求の問題を取り上げないと非難して退会した経過がある。

原告は、被告全国会議が入会を拒否したのは、原告の繰り上げ一括請求に関する主張を問題としたものであり、思想差別であるという。

被告全国会議は、原告の思想そのものを問題として入会させなかったものではないが（答弁書第3の3、被告全国会議準備書面(1)第4の1(2)）、仮にそうだとしても、被告全国会議は現在の奨学金と学費、さらに学生支援制度には課題があるとの認識の下、具体的なトラブル・被害の相談及び救済にとどまらず、政策提言等によってその改善を図っていくことを目的とする団体であって、奨学金制度等についての現状認識や制度改善に向けた意見は団体としての根幹をなすものであるから、この点について現状認識や意見を異にする者の入会を拒否することは社会的に許容されるものであり、不法行為を構成しない¹。

¹ 例えば、①政党が政治的主張の異なることを理由に入党を拒否することは社会的に許容される。②再生可能エネルギーを増やすべきとの考えの下、太陽光発電を推進するとの意見を有する団体が、加入希望者が太陽光発電よりも風力発電を拡大すべきと主張していることを理由に加入を拒否することも社会的に許容される。再生可能エネルギーを増やすべきとの考えは同じでも異なる。③鉄道に乗ることが好きな人たちのサークルが、加入希望者が鉄道に乗ることではなく、自動車で撮影ポイントに移動して鉄道写真を撮影することが好きで鉄道に乗ることには興味がないことを理由に加入を拒否することも社会的に許容される。

いずれも、当該団体の根幹をなす部分について異なる見解を有するからである。

(3) 別訴と本件の異同を踏まえれば不法行為を構成しないこと

念のため、別訴と本件の事案をみると、次のとおり異なる点があり、本件において不法行為を構成するとはいえない。

5
10
ア 別訴被告クラブと被告全国会議の特質（別訴判決第3の2(3)）

(7) 別訴被告クラブに入会すると、正会員料金として非会員よりも安価な料金でプレーできるほか、別訴被告クラブが主催する競技会等の諸催物に参加できる。正会員は1000名ほどであり、入会者は年平均で個人12.6名、法人6.1名程度、設立後約50年に対し、入会を拒否されるのは過去一例あるかどうか程度であった²。

被告全国会議に入会しても特に経済的なメリットはない。被告全国会議の会員は100名程度であり、入会者はいない年の方が多く、本件入会拒否当時、設立後約6年であった。

15
そうすると、入会を拒否された例が過去になかったとしても何ら原告の期待を基礎づけるものではない。

(4) 別訴被告クラブの入会資格は日本国籍を有することのみであるが、被告全国会議は、上記(2)第1段落記載の被告全国会議の目的に賛同する個人でなければ入会できない（規約5条本文）。すなわち、奨学金制度等に関する意見は被告全国会議の入会資格と直結している。

20
(5) 別訴被告クラブは株主会員制であるが、その株式はインターネット等を通じたゴルフ会員権市場にて一般に売買されているから、株式を購入するなどの手続を行えば通常は入会できるであろうとの期待を生じさせ

² 被告クラブの設立時期は明確な言及がないが、ゴルフ場を経営する被告会社が昭和35年12月20日に設立されていること（別訴判決第3の1(3)ア）、被告クラブは本件ゴルフ場等の開設に伴って設立されたこと（同(4)ア）、被告会社設立から52年目にあたる平成24年7月1日に第53期臨時理事会を開催していること（同(7)）から、被告クラブも設立後約50年を経ているとみるのが自然である。

る事情となる。他方、被告全国会議には「会員権」自体がなく、会員となるのに必要な資格が売買されているということもない。

- (エ) 別訴原告1は戸籍のみならず声や外性器を含めた外見も女性であり、別訴原告1が本件ゴルフ場を含めたゴルフ場その他の場所において女性用の施設を使用した際、特段の混乱等は生じていなかった。

これに対し、原告は繰り上げ一括請求が奨学金問題における最重要課題であるとの認識を繰り返し表明し、被告全国会議の会員メーリングリストにおいて、繰り上げ一括請求の問題を取り上げないならば被告全国会議を記事等で批判する(乙3の1)、被告全国会議は違法不当な貸し剥がしに加担している(乙5の4)、被害者よりも日本学生支援機構や文部科学省の方を気にしている(乙5の5)といった、現状認識や改善の方法についての議論の範疇にとどまらない投稿を行っている。さらに自ら被告全国会議を退会した後も被告全国会議を非難する投稿をインターネット上で公開した上(乙8)、その旨を被告全国会議の会員メーリングリストに投稿する(乙7)などしており、特段の混乱等は生じていなかったとは到底言えない。

イ 原告が被る不利益(別訴判決第3の2(4))

別訴原告1は、上記アの事情のほか、別訴被告クラブに入会手続を問い合わせた際に被告らから入会を認めないことがあることをうかがわせるような対応は受けていなかったことから、別訴被告クラブの定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を抱いていたものと認められ、そのような期待ないし信頼を寄せるべき事情があったということができると判断されている。

これに対し、原告は上記アのとおり事情が異なる上、被告全国会議の入会手続の説明を受けたり、実際に入会申込書の提出と会費を添えて入会を

5
10
15
20
25
申込むこともなく（規約6条本文）、入会希望を表明したのみの段階で入会には応じられないとの回答を受けている。すなわち、原告が被告全国会議の定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を抱いていたかどうかも疑わしいし、仮にそうであるとしても、そのような期待ないし信頼を寄せるべき事情はない。

なお以下、原告が被告全国会議の定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を抱いており、そのような期待ないし信頼を寄せるべき事情があることを「入会への合理的期待（があった）」と表現し、他方、上記期待ないし信頼を抱いておらず、仮に抱いていたとしてもそのような期待ないし信頼を寄せるべき事情があるとはいえないことを「入会への合理的期待はなかった」というように表現することがある。

ウ その他の事情（別訴判決第3の2(6)）

別訴判決は、別訴原告1が平成10年に性同一性障害と診断された後、平成16年に戸籍上の名を男性名から女性名に変更し、平成22年に性別適合手術を受けた上で、同年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき性別の取扱いの変更の審判を受けたことを踏まえ、「性同一性障害であること及びその治療を受けたことを理由として・・・このような理由による本件入会拒否及び本件承認拒否によって、被控訴人は、自らの意思によってはいかんともし難い疾病によって生じた生物的な性別と性別の自己意識の不一致を治療することで、性別に関する自己意識を身体的にも社会的にも実現してきたことを否定されたものと受け止め、人格の根幹部分に関わる精神的苦痛を受けたことも否定できない」と判示している。

これに対し、仮に原告に対する入会拒否の理由が原告の思想であるとしても、思想は自らの意思によって作り上げたものであって、「自らの意思によってはいかんともし難い疾病」とは異質である。

さらに、別訴判決は、別訴原告1が改名や性別適合手術、戸籍の性別表記の変更を経てきたことも踏まえて「人格の根幹部分に関わる」としたものであり、仮に原告が繰り上げ一括請求の問題に強い思い入れを持ち、取材や執筆を続けてきたとしても、同列に論ずることはできない。

なお、原告は、平成25年の被告全国会議の設立当時、「奨学金問題の取材をいったん終えて別のテーマに取り組んでいた」ことから、被告全国会議に「自ら積極的に入会する強い動機はなかった」という（原告準備書面3・9頁11行目から13行目まで）。そうであれば、仮に原告が繰り上げ一括請求の問題に強い思い入れを持っていたとしても、それは長くとも数年程度のものであり、いわゆる「ライフワーク」のように原告の人格の重要な一部と評価できるほどのものとはいえない。

エ 小括

以上のとおり、別訴と本件で異なる点を踏まえ検討すれば、本件について入会への合理的期待があるとはいえず、被告全国会議による入会拒否が社会的に許容し得る限度を超えて不法行為を構成するものではない。

2 同第2の2について

- (1) 同(1)は、第1文は規約に合致する限度で認め、「新聞でもたびたび発言する」は被告全国会議の役員を主語とするものであれば認め、評価は争う。

団体の活動自体の公益性と構成員選択は関係するものではなく、入会への合理的期待を基礎づけるものではない。

- (2) 同(2)は、第1文は規約に合致する限度で認め、第2文は令和元年7月まで

に規約6条に基づく適式の入会申込がありながら、事務局会議の承認を得られなかったとして入会を拒否した例が原告のほかないことは認め、その余は否認ないし争う。

上記1(3)ア(7)、(ウ)のとおり、別訴被告クラブと異なり、被告全国会議には加入による経済的メリットはなく、会員数は10倍異なり、毎年の入会者はさらに少なく、設立後の年数も別訴被告クラブの方が約10倍ある。被告全国会議において、たまたま不適切な入会希望者が他にいなかったことは何ら不自然でなく、他に入会を拒否した例がなかったとして、入会資格の制限が実質的に存在しないという根拠とはならない。

(3) 同(3)は、事実は認め、評価は争う。事務局会議の民主的運営は、入会への合理的期待を基礎づけるものではない。

(4) 同(4)は、記載の事実は認め、評価は争う。会員は募集しているが、被告全国会議の性質の根幹に関わる部分について不問に付して募集しているものではないから、入会への合理的期待を基礎づけるものではない。

(5) 同(5)は争う。

3 同第2の3について

(1) 同(1)は、第1段落から第2段落第3文(13行目)までは認め、第2段落第4文(14行目)から第3段落は否認し、第4段落は不知。

「関連団体」は「本会の目的に賛同して活動する団体のうち、幹事会において承認された団体」であり、クレサラ対協は「関連団体と協働」するものとされている(規約4条の2第1項、2項)。

すなわち、クレサラ対協とは異なる、独立した団体であることを前提に、クレサラ対協と協力関係にある団体を「関連団体」として位置付けているものであって、そこに指揮命令その他構成員の選定に影響を及ぼすような上下関係はない。

(2) 同(2)、(3)のうち新たな事実の主張は知らないし否認し、評価は争う。

5 なお、原告は、「原告の記憶では、クレサラ対協の会員から口頭で入会を求められた」「長年の交流があるクレサラ対協の関係者からの要請があったからこそ協力したいと考え」て入会したというが（9頁9行目以下）、要するに被告全国会議の岩重事務局長その他被告全国会議の役員が要請したわけではないのであるから、被告全国会議が「原告に対して個別の入会要請をしたことはない」との点は妥当であるし、被告全国会議との関係では、原告が一方的に入会を希望したということになる。

10 また、本件では原告が被告全国会議とは考えが異なるとして一方的に退会した後に、改めて入会を希望したがこれを拒否したことが問題となっているのであるから、退会前の経緯、すなわち仮に最初の入会時の経過及び共著執筆の経過が原告主張のとおりであるとしても、それらは入会への合理的期待を基礎づけるものではない。

15 (3) 同(4)から(6)までは、書証に記載された内容をそのまま引用する部分は認め、その余は知らないし否認、評価は争う。

20 同(4)につき、そもそも被告全国会議は繰り上げ一括請求がまったく問題のない行為であるなどとは認識していないし、そのような主張もしていない。ただし、数ある課題の中の1つと認識しており、特に重要な課題であるとは位置付けていない。数ある課題の1つとして言及したことが、原告の入会への合理的期待を基礎づけるものではない。

25 同(5)、(6)につき、原告の退会及び再度の入会を希望するに至った動機は、原告側の主観的事実にすぎず、その内容も被告全国会議から原告の入会を求める働きかけがあったというものではないから、原告の入会への合理的期待を基礎づけるものではない。

(4) 同(7)は、争う。

4 同第2の4について

新たな主張は知らないし否認し、評価は争う。

原告の繰り上げ一括請求に係る主張の評価については既に述べたとおりである（答弁書第3の3参照）。

5

5 同第2の5について

新たな主張は知らないし否認し、評価は争う。

同(1)について、仮に「思想」であるとして、上記1で指摘したとおり、被告全国会議の根幹に関わる部分について異なる「思想」を有しているのであれば、むしろ入会を拒否することは正当である。

10

同(2)について、原告が指摘する点はいずれも被告全国会議が原告の入会には応じられないことを回答した後の事情である。原告の主張の趣旨は、被告全国会議は「再入会のお申し出に対するご回答」（甲10の2）を送付したものの、その後の原告の投稿に何ら対応しておらず、これは被告全国会議が適切な手続を経ていなかったためであると推認できるというもののようであるが、被告全国会議は、そもそも入会には応じられない理由を説明する義務がないにもかかわらず丁寧に説明をしているのであり（甲10の2）、重ねて対応する義務はないから、原告の主張は当を得ない。

15

同(3)について、被告全国会議が原告の入会には応じられないと回答したのは、原告が入会手続を履践しないからではなく、入会の条件である事務局会議の承認が得られないことが決定したからである。原告は、入会申込書の提出等、他の入会の要件を充足するよう求めていることを指摘するが、事務局会議の承認を得られず、他の入会の要件を充足しても入会できないことが分かっているにもかかわらず、入会申込書の提出等を求めることこそ不誠実であろう。

20

25

6 同第2の6について

争う。

原告の主張する不利益は要するに、クレサラ対協関係者が、クレサラ対協「関連団体」に入会を希望して拒否された例はないのに、原告だけが拒否されたことは、①「公然と差別をされ」②「ジャーナリストとしての名誉感情を大きく傷つけられた」ことであるほか、③会員として情報交換をすることで記事執筆の取材に役立てることが困難になり経済的損失を被った、ということのようである。

①について、これまで指摘したとおり、入会拒否は「差別」でない上、被告全国会議は、原告に対し、原告の入会には応じられないことをクレサラ対協のメーリングリスト上の返信で明らかにしたわけではなく、原告のみにメールを送信して伝えたにとどまるから（甲10）、「公然と」したものでもない。上記メーリングリスト上で入会拒否を明らかにしたのは原告である。

②について、被告全国会議のメールの回答（甲10）の表現が、原告のジャーナリストとしての名誉感情を特に傷つけるものとはいえないから、結局、原告の主張は、入会を拒否されたこと自体によってジャーナリストとしての名誉感情を傷つけられたというに尽きる。しかし、かかる事情は入会を拒否された際に定型的に見込まれる事情であるから、特に不利益が重大であると評価すべき事情には当たらない。

③について、会員として情報交換することで記事執筆についての取材費用等が節約できるというのか、新たな記事を執筆でき収入につながりえたということというのか不明であるが、いずれにせよ原告の主張は抽象的可能性をいうにすぎず、経済的損失として考慮できる程度の因果関係があるとはいえない。

7 同第2の7について

争う。

既に主張したとおり、原告の入会を拒否したことは社会的に許容し得る限度を超えて不法行為を構成するものではない。

第2 原告の文書提出命令申立てについて

1 「事務局会議メーリングリストの加入者名」について

(1) 文書、準文書いずれも存在しない。

原告の求める「事務局会議メーリングリストの加入者名」は、令和元年7月17日から24日までにかけての加入者を特定するに足りるものをいうものとみられるが、インターネットを通じて提供されるメーリングリストサービスの性質上、加入者リストはダウンロード時点のもの以外ダウンロードできない。令和元年7月17日から24日までの時期に加入者リストをダウンロードしていないため、存在しない。

なお、当時使用していたメーリングリストサービスであるFreeMLは令和元年12月2日に終了しているため、その後のものを含めダウンロードすることはできなくなっている。

(2) 必要でない。

本件において原告の入会希望に対して入会には応じられないことを回答したことが不法行為を構成しないことは既に主張したとおりである。

事務局会議の承認は入会の要件であり、入会申込に対して事務局会議の開催を義務付けられるものでもないが、上記の甲40、甲45、乙13の記載に加え、甲10の内容から、被告全国会議が事務局メーリングリスト上で事務局会議を行って原告の入会を承認することはできないとの決定をしたことは立証十分である。

そもそも事務局メーリングリストに投稿・配信されたメールは、被告全国会議としての意思決定を行うために内部の者の利用に供する目的で投稿・配

信されるものであり、外部の者に開示することが予定されていないものであって、開示されると団体の自由な意思決定が阻害される。

なお、原告は今瞭美弁護士が副代表でありながら「意見を求められたこともなかった」としている点を指摘するのかもしれないが、今弁護士も事務局
5 メーリングリストに投稿したことがあるから（乙14）、事務局会議の構成
員が適切にメーリングリストに登録されていなかったということもない。

(3) 文書提出義務がない。

ア 民事訴訟法220条1号について

10 被告全国会議は、事務局会議メーリングリストの加入者名を記載した文
書又は準文書を引用したことがない。

イ 民事訴訟法220条4号について

15 民事訴訟法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための
文書」について、最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁
は「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持す
るに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に
供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書
であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団
20 体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に
看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事
情がない限り、当該文書は民訴法二二〇条四号ハ所定の『専ら文書の所持
者の利用に供するための文書』に当たる」と判示している。

25 事務局会議メーリングリストの加入者名を記載した文書又は準文書を取
得するとすれば、メーリングリストサービスのウェブサイトからダウンロー
ードすることになるが、これはその作成目的、記載内容、これを現在の所

持者が所持するに至るまでの経緯等に照らし、メーリングリストの管理用にダウンロードするもの、すなわち専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないものである。

そして、開示されると個人のプライバシーが侵害されるほか、団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるから、民事訴訟法 220 条 4 号ニにより同号の文書提出義務はない。

2 「2019年7月17日付 岩重事務局長による投稿（原告の入会申し出の告知、出席者の入会を認めない旨の提案、採決の状況・結果がわかるもの）」について

上記かっこ書きをすべて満たす文書、準文書は存在しない。

念のため、同日付岩重事務局長による投稿を乙13として提出する。甲40の「水谷さんから奨学金対策全国会議のMLに転送」、甲45の「投稿いただいたこのMLはクレサラ対協のMLですので、三宅様のメールを、勝手ながら奨学金事務局MLに転送しました」で示される水谷英二司法書士の転送したメールに続いて投稿したものである。

なお、上記かっこ書きが事務局メーリングリスト参加者による意見の投稿の提出を求めるものであれば、これに対する意見は後記3のとおり。

3 「2019年7月24日付 事務局メーリングリスト加入者による意見の投稿」について

(1) 必要でない。

上記1(2)同旨。

(2) 文書提出義務がない。

ア 民事訴訟法 220 条 4 号について

5 最決平成 11 年 11 月 12 日（上記 1(3)イ）に沿って検討すると、事務局
メーリングリスト加入者による意見の投稿は、被告全国会議の構成員の
うち一部（事務局会議構成員）のみで構成するメーリングリストの投稿で
あつて、各構成員は事務局会議の構成員として被告全国会議の意思決定を
10 するためにメールを受信して所持するに至ったものである。特に原告が提
出を求める投稿は、原告の入会希望に対する対応という意思決定をするた
めになされたものである（上記(1)）。

10 被告全国会議の意思決定をする上で表明した意見が開示されうるとすれ
ば、事務局メーリングリスト上での意見表明には慎重にならざるをえなく
なり、団体の自由な意思形成が阻害される。特に事務局会議の構成員には
クレサラ対協の会員も一定程度含まれており、原告がクレサラ対協のメー
リングリストや自らのブログでしてきた投稿を踏まえれば、原告に自らの
15 表明した意見を知られることを恐れ、事務局メーリングリスト上で自由に
意見を表明できなくなることは十分予測できる。

20 そうすると、事務局メーリングリストの投稿は、「専ら内部の者の利用
に供する目的で作成され、外部の者の開示することが予定されていない」
のであり、「開示されると団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、
開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがある」から、
民事訴訟法 220 条 4 号ニにより同号の文書提出義務はない。

イ 民事訴訟法 220 条 1 号について

25 原告が引用する被告全国会議の答弁書 16 頁の記載は、事務局会議構
成員から原告の入会について反対又は慎重な意見が相次ぎ、原告の入会を承
認すべきであるという意見は 1 件もなかったという主張を含むものである

が、かかる意見が出されたという主張をもって、当事者が積極的に文書の存在・内容を引用したものとはいえない。

5 このように解さなければ、類型的に文書ないし準文書が存在しうるメーリングリストやチャットソフト等での議論は、かかる議論がなされたこと自体を含めて一切主張できないことになる。

すなわち、緊急に意思決定をするために行われるメーリングリストやチャットソフト等での議論は、上記アのとおり、民事訴訟法220条4号との関係では、同号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」として開示義務が認められないことも多いとみられる。

10 ところが、メーリングリストやチャットソフト等で議論が行われたことを主張することのみでただちにその議論を構成する投稿がすべて引用文書に該当するとすれば、民事訴訟法220条1号には同条4号ニのような例外がないことから、すべて文書提出義務ありとされてしまう。

15 したがって、具体的に日時や投稿者、投稿された文言等を特定して主張したのであれば別段、概括的にメーリングリスト上で「反対や慎重な意見が相次ぎ、原告の入会を承認すべきであるという意見は1件もなかった」と主張した程度では、これらを構成する「反対意見」「慎重な意見」を記載した投稿を引用したものとはいうべきでない。

20 なお、1件もなかった「原告の入会を承認すべきであるという意見」は存在しない以上、提出は不可能であることを付言する。

以上

令和4年（ワ）19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

文書提出命令申立書

2023年5月22日

東京地方裁判所民事第43部 御中

原告 三宅勝久

1 文書の表示

（1）原告の再入会申し込みに対する被告1による事務局会議の内容が記載されたメールないしメーリングリスト

・事務局会議メーリングリストの加入者名

・2019年7月17日付 岩重事務局長による投稿（原告の入会申し出の告知、出席者の入会を認めない旨の提案、採決の状況・結果がわかるもの）

・2019年7月24日の事務局メーリングリスト加入者による意見の投稿

2 文書の所持者

被告1および被告2

3 文書提出義務

（1）上記1（1）文書について

民事訴訟法220条1号及び4号

なお、被告1の答弁書16頁には「岩重事務局長は、被告1の事務局会議の構成員が加入するメーリングリストに、原告から再加入したい旨の連絡があったことを受けて意見を募ったが、反対又は慎重な意見が相次ぎ、原告の入会を承認すべきであるという意見は1件もなかった。被告1においては、定例（月1回）の事務局会議のほか、メーリングリスト上での議論により事務局会議を

行い、運営等について意思決定を行うこともあり、本件でも原告が再加入したい旨の連絡（甲９の１）をした２日後には催促をするなど（甲９の２）、早期の回答を希望しているとみられたことを受け、この方法によって事務局会議を行っているから、規約６条、９条の手続きを経ている」（被告準備書面（１）１２頁、同２０頁も同旨）とあることから、上記１（１）文書は民事訴訟法２２０条１号が規定する引用文書に該当する。

４ 証すべき事実

（１）上記１（２）文書について

被告１が規約６条、９条に定められた手続きを履践せずに原告の再加入申し込みを拒否したこと。

以上

令和4年(ワ)19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

5

準備書面 4

2023年12月25日

東京地方裁判所民事第43部 御中

原告 三宅勝久 

10

被告全国会議・準備書面2に対する反論ならびに追加主張を行う。

1 原告の言動は、全国会議の目的に沿ったものである。

被告全国会議は、本件入会拒否について「奨学金制度等についての現状認識や制度改善に向けた意見は団体の根幹をなすものであるから、この点について現状認識
15 や意見を異にする者の入会を拒否することは社会的に許容される」と述べる(被告
全国会議準備書面2、4頁17～20行目)。日本学生支援機構による繰り上げ一括
請求の実情(以下「一括請求問題」ということもある)について強い問題意識を
持ち、この問題に関する被告全国会議の姿勢を批判する発言を行った原告の存在は、
被告全国会議の「根幹」について「現状認識や意見を異にする者」であり、それを
20 理由にして入会を拒否したことは社会的許容範囲だというのである。

この主張は失当である。被告全国会議が問題視する原告の言動は、すべて日本学
生支援機構の債権回収の在り方について問題提起する内容である。規約第3条の
「実態調査」「調査・研究」という目的に沿った正当なもので、かつその態様も社
会通念に照らして常識的であった(乙3～5、乙28、甲5-1～5-2、甲9-

25 1、甲39-2)。

被告全国会議は、原告が被告全国会議を批判している点を難じているようであるが、奨学金制度の「実態調査」「研究」を目的に掲げているという団体の性格からも、ときに批判的意見の表明や、意見が対立して議論がなされるのは当然であり、被告全国会議内部で広く認識されていた。

- 5 また、被告全国会議が編集し、原告が第2章を執筆をした『日本の奨学金はこれでいいのか』の「あとがき」において、岩重佳治事務局長は次のように述べている。
- 「執筆者は、それぞれ、研究者・教育者として日々学生と接している立場から、現場を綿密に調査・取材し続けたジャーナリストの視点から、具体的な相談と救済活動の取り組みから、当事者・支援者としての問題への関わりから、今起こっている
- 10 ことをありのまま伝えて告発し、「事実」に基づく警告と提言をしています。これは、本書のもっとも優れた特徴であると自負しています」（甲54、193～194頁）

- ジャーナリストとは、丹念に事実を調べ、検証し、批判精神をもって発言する職業であることは周知の事実である。被告全国会議はそうした原告の職業を承知し、
- 15 さらに、団体が活動するうえで批判的言論もあり得ることを理解して、当初は原告の入会を認めておきながら、その発言内容がなんらかの事情で不都合になったために不合理な方法で排除したというのが、本件入会拒否の本質である。

2 性同一性障害等を理由にしたゴルフクラブ入会拒否の判例について

- 20 性同一性障害などを理由にしたゴルフクラブへの入会拒否をめぐる損害賠償事件の判例（甲27-1～2）について述べる。

- 被告全国会議は、本件入会~~拒~~否とは事情が異なるなどと主張するようである。すなわち、「別訴原告が性同一性障害であること及びその治療を受けたことはクラブ入会の許否と本来関係のない事情」（被告全国会議・準備書面2、3頁25～26
- 25 行目）によるものであり不法行為に当たるとした上記判例に対して、本件入会拒否は「奨学金制度等についての現状認識や制度改善に向けた意見は団体としての根幹

をなすものであるから、この点について現状認識や意見を異にする者の入会を拒否することは社会的に許容されるものであり、不法行為を構成しない」(同準備書面2、4頁17～20行目)というのである。

しかしながら、この主張は失当である。

- 5 当該ゴルフクラブの入会拒否とは、性同一障害や性転換をした者は入会させないという会則や申し合わせ等は存在しなかったものの、トイレ設備などの問題が起きうるとして拒否した事案である。社会通念に照らせば不合理な差別であっても、当該ゴルフクラブにとっては円滑なクラブ運営を実現したいという一定の理由が存在している。つまり、拒否理由が団体の運営や目的にどう関係するかを問わず、不合理の程度が社会的許容範囲か否かを判断しているのである。

本件入会拒否も、その拒否理由の不合理さが社会的許容範囲か否かが争点となっているのであり、上記判例の事案と構図は共通している。

3 元国籍を理由にしてゴルフクラブ入会を拒否した判例について

- 15 さらに、団体の規約等に基づく入会拒否であっても、差別の程度が社会的許容範囲を超えていれば不法行為を構成すると判断した判例も存在する。

旧国籍を理由にゴルフクラブの入会を拒否したことが民法の不法行為を構成するとして、元韓国籍の男性がゴルフクラブを訴えた訴訟の控訴審(名古屋高裁・令和5年(ネ)487号、原審・津地裁四日市支部令和4年(ワ)138号)で、名古屋高裁は2023年10月27日、ゴルフクラブに慰謝料77万円の支払いを命じる判決を言い渡した(甲55～56)。被告のゴルフクラブは、意思決定機関たる理事会の申し合わせによって外国籍または元外国籍の者の会員数に上限を設け、空きが出た場合にのみ入会を認める旨を定めており、入会拒否はこれに従った判断であった。

- 25 控訴審判決では、まず私的団体たる当該ゴルフクラブの性格について、「会員数が約1500名に及び、新たに200口の新規会員を広く募集しており、本件ゴル

フ場では全国規模の大会も開催されていたことに加えて、今日、ゴルフが一般的なレジャーの一つとなり、ゴルフクラブが親睦の場にもなっていることが顕著な事実である」として、「一定の社会性をもった団体」で判断している。そして、憲法や国際条約の趣旨、社会通念に照らせば、差別の程度が社会的許容範囲を超えており、

5 不法行為を構成するとの判断に至っている。

私的団体が、その運営の必要性から規定等を定め、それに従って入会を拒否した場合でも、不法行為を構成する場合があることを示しているのである。

4 判例に照らして本件入会拒否は不法行為を構成する

10 上に示した2つの判例に照らしても、本件入会拒否が不法行為を構成することは明らかである。まず、団体の性格についてみると、被告全国会議の会員数は100名程度で一定の規模がある。出版物等を通じてひろく募集しているほか、本件入会拒否を唯一の例外として希望者は全員入会が認められてきた。会員資格は特にはなく、会員の属性は、弁護士、大学教授、記者、奨学金利用者や元利用者ら多職種に
15 わたり、居住地は全国各地に及ぶ。入会申込書を収録した出版物を発行し、新聞等の発言や政策提言を行っているほか、一般の者が参加可能な集会をたびたび開くなど社会性と公益性のある活動を公然と行っている。知名度は高い。これらの事情から、被告全国会議は「社会性を持った団体」「開かれた団体」といえる。

そして、本件入会拒否の理由についてみると、「一括請求問題」に関する原告の
20 考えや言動だというのであり、以下の各事情をあわせて考慮すれば不合理な思想差別であることは明白である。

▽原告はクレサラ対協と長年良好な関係にあった。被告全国会議はクレサラ対協の関連団体であり、構成員の多くが重なっている。そうした立場の原告が入会拒否されることは、クレサラ対協会員の常識に照らして想定し得ないことであった

25 ▽原告の退会および再入会希望の事情が一貫して日本学生支援機構の業務や被告全国会議の活動姿勢に関する問題提起であり、規約が掲げた目的に沿ったもので

あった

▽被告全国会議の役員の中には原告の入会に賛成する意見があった

▽被告全国会議の中には一括請求に問題意識のある弁護士会員がいる。それにもかかわらず、原告のみが「一括請求」を理由に排除された（甲26、57。それ

5 ぞれの事件の被告代理人である西博和弁護士は被告全国会議会員である）

本件入会拒否の不合理性の程度ははなはだしく、いじめという表現も過言ではない。上記2件の判例に照らし、~~上掲2件~~ 憲法14条、19条の趣旨、社会通念に照らして社会的許容範囲を超えているというべきである。

10

5 事務局会議は開催されていない

被告全国会議によれば、本件入会拒否の判断は、規約が定める事務局会議を開いて決定したとのことである。しかし事務局会議を開いたことを裏付ける証拠は示されていない。被告全国会議副代表である訴外今瞭美弁護士のメール（甲44）で明
15 らかなとおり、事務局会議が開催されたとの認識は役員の中に徹底されていなかった。もとより、希望者は全員入会を認めてきた前例を踏まえれば、事務局会議に諮ること自体が異例であった。その手続きは「はじめに拒否ありき」だったのである。事務局会議は事実上開かなかったか、開いたとしても会員の意見を反映させないず
20 めるべきだとの意見が出た可能性があったことを今副代表のメールは意味している。

かかるずさんな手続きの在りかたと入会拒否理由の不合理性は一体のものである。まず拒否してから、後付けで縷々理由を並べているのである。

6 武蔵大学の調査について

25 武蔵大学は2022年10月21日付で被告大内の著作等に関する研究不正調査委員会を設置した。予備調査の結果、本調査が必要だと判断した。被告大内の前職

場である中京大学は、予備調査の結果「本調査不要」としてそれ以上の調査はしなかったが、武蔵大学はこれと異なる判断をしたものである。この事実は、研究不正調査は、調査対象の研究者が所属する研究機関が行うことになっていることから、研究機関によって判断のありようが異なることを意味している。

- 5 武蔵大学調査委員会は調査を実施し、2023年7月5日付で報告書をまとめた。当該報告書によれば、調査委員会は、被告大内の著作物の一部が原告の著作物のそれと類似している事実、ならびに原告の著作物にある誤記と同じ誤記が被告大内の著作等にみられる事実を認定している。その上で「研究者が研究結果に対して果たすべき説明責任やデータの出典、参考文献の扱いについて、不十分な点があり、
10 重なる注意が必要と思われる行為」があったと結論づけている（甲58、5頁最終行付近）。

改ざん、捏造、盗用など文部科学省が定義する「特定不正行為」には当たらないと判断した。しかしながら、報告書の記載内容をよくみれば、研究不正を認定されてもやむを得ない状況であったことがうかがえる。一例を挙げて以下に述べる。

- 15 調査対象となった問題のひとつに、原告が2012年に雑誌『選択』で発表した無署名記事（甲59。以下『選択』記事という）の一部と被告大内がそれ以後に発表した記事（甲60、甲12）の一部が類似している件がある。この類似について、被告大内は従来、『選択』記事は読んでおらず、公表データを使って自身で調査して書いた結果、偶然類似した表現になった——旨の説明を行ってきた（甲61）。
20 ところが、武蔵大学の調査の過程で、原告が書いた『選択』記事中、「1兆円」という記述がじつは誤りであり、正しくは「3800億円」であることが判明した。「1兆円」という記述は被告大内の記事中にもみられた。つまり原告と被告大内の双方が同じ誤記をしたことになる。原告の取材方法（文科省などに直接取材）と被告大内が説明する取材方法（公表データを利用）はまったく異なるため、別々の方法でそれぞれが独自に書いた結果、偶然「1兆円」という同じ間違いが生じたこと
25 になる。こうしたことは常識的に起こりえないが、報告書によれば、被告大内は調

査委員会に対して次のような釈明をしている。

「同様の誤りのある箇所につき、情報公表元（独立行政法人日本学生支援機構）に確認した上での記述であるとの説明がなされた」（甲 60・6 頁 12～13 行目）

- 5 「いつ、誰にどのように確認したのか等についての十分な説明や根拠資料の提出はなかった」

（甲 60・6 頁 17～18 行目）。

「1 兆円」は公表データに基づいて書いたのではない、日本学生支援機構に確認した結果、誤って書いたのだ。それが偶然、原告と同じ誤りになったというのである。

- 10 証拠を示すことはできていない。信用性を欠く説明である。

文部科学省の研究倫理に関するガイドラインは、研究者側が裏付けの証拠をもって説明できなければ研究不正と判断すると定めている（甲 62）。証拠を示すことができなかったにもかかわらず、被告大内の説明を容認した武蔵大調査委の判断には疑問があるところだが、少なくとも被告大内の著作等に研究不正を疑う余地があ

- 15 ったことは明らかである。

付記するならば、被告大内は、原告との示談交渉のなかで、『選択』記事を読んだうえで類似した記事を書いたことを認め、訂正や謝罪、解決金を支払う内容の和解案を原告代理人に示している（甲 12）。和解が決裂すると、一転して『選択』記事は読んでいないと説明を大きく変えた。示談交渉と並行して、中京大学の予備

- 20 調査委員会に対しては、『選択』記事は読んでいない旨の矛盾する説明をしている。

こうした説明の変遷をみても、被告大内の上記武蔵大学調査委員会に対する説明には信用しがたいものがある。

本件入会拒否がなされた当時、原告は、被告大内が原告の著作と類似した著書を発表している事実を知らなかった。原告の著作を盗用・剽窃したとの不正を疑われ
25 る行為の発覚を免れたいとする不当な動機によって、原告の入会拒否に賛同した蓋然性は高い。

本件入会拒否理由の中に、被告全国会議の共同代表である被告大内のかかる不当な動機が含まれていることは明らかである。

7 損害

- 5 原告は訴外クレサラ対協（全国クレジット・サラ金問題対策協議会＝2014年に全国クレサラ・生活再建問題対策協議会に名称変更。原告準備書面3・5頁14～23行目参照）と長年緊密な関係にあった。したがって、関連団体である被告全国会議への再度の入会が認められるのはごく自然なことであり、原告は当初期待していた。拒否されるなどとは想像しなかったのである。これは多くのクレサラ対
- 10 協関係者の常識感覚であった。

- ところが入会したい旨を伝えてもすぐに返事がなかったため、まさか拒否する考えではないかと原告は不安を覚え、真意を確認したいと、その後メールや電話で被告連絡会議に連絡を取ったものである。本件入会拒否は原告にとっては晴天の霹靂であり、筆舌に尽くしがたい苦痛を受けた。クレサラ対協の関係者の知るところとなり名誉を傷つけられた。クレサラ対協の会員と長年交流している者が、特段の不祥事を起こしたわけでもないのに関連団体への入会を拒否されるというのは前代未聞の事態であるからである。原告は、本件拒否の不当性を訴え、支援を仰ぐためにクレサラ対協の関係者に事実を知らせざるを得なかった。
- 15

- 原告の職業はジャーナリストである。取り組んだテーマについて首尾一貫した責任ある発言をし行動することは、ジャーナリストの信頼の根幹に関わる問題である。30年に及ぶ職業生活のなかでそれを実現すべく努力してきた。原告にとって、サラ金問題と奨学金問題はつながっているテーマであり、それを追及する中で発見したのが「一括請求」の問題だった。被告全国会議を批判し、退会したのは、そうすることが誠実で責任ある行動だと判断したためであり、被告全国会議が「一括請求」に関心を持ってほしいとの考えからである。そして、再入会を希望したのは、被告全国会議の「一括請求」に対して問題意識を持っていることを確認したからで
- 20
- 25

あった。原告は退会に際して、「サラ金の「グレーゾーン」問題のときのように「一括繰り上げ撲滅運動」をぜひ力をあわせてやろうではありませんか」と呼びかけているとおり（甲５－１～５－２、原告準備書面３・１３頁）被告全国会議が一括請求に関心を持つようになれば再び入会し、協力して活動する意向であった。再
5 入会を申し出たのは、かつての自分の発言に矛盾をきたしてはならないと考えたためである。

被告全国会議の親団体であるクレサラ対協と原告は、２０００年初頭のサラ金問題から約２０年の長きにわたって密接な関係を持ってきた。被告全国会議を退会した後もその関係はいささかも変わっていない。ときにマスコミに対する厳しい批判
10 を受けながら、原告は、多重債務問題や貧困問題に取り組むクレサラ対協の関係者や読者の信頼を得るべく、ジャーナリストとして真摯に活動してきたのである。本件入会拒否は、こうした原告のジャーナリストとしての活動を頭ごなしに否定するに等しい行為であり、原告の受けた苦痛には甚大なものがある。

また本来であれば、被告全国会議の会員らと協力して、奨学金問題の取材を行い、
15 記事や著作を発表することができたはずであるのにそれが困難となり、取材活動に重大な支障が出た。

仮に原告が再入会することによって被告全国会議がなんらかの不利益を被ったとしても、原告が受けた不利益と比較衡量した場合、後者のほうがはるかに大きいことは明らかである。

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅 勝久

被告 奨学金対策全国会議ほか1名

2023年12月21日

文書送付嘱託申立書

東京地方裁判所民事第43部 御中

原告 三宅 勝久

原告は次の通り文書送付嘱託を申し立てる。

1 文書の表示

名古屋高等裁判所・令和5年(ネ)487号 事件の判決書
(2023年10月27日言い渡し)

2 文書の所持者

津地方裁判所四日市支部

510-8526 三重県四日市市三栄町1-22

電話 059-352-7151

3 証すべき事実

私的団体であるゴルフクラブが、理事会申し合わせ事項にしたがって、旧国籍を理由に入会を拒否したことが、憲法14条などの趣旨に照らして社会的許容範囲を超える差別にあたるとして、民法の不法行為を構成するとの司法判断がなされた事実など。

以上

令和4年（ワ）第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

準備書面(3)

(被告奨学金問題対策全国会議)

令和6年1月18日

東京地方裁判所民事第43部へA係 御中

被告奨学金問題対策全国会議訴訟代理人 弁護士 岩 重 佳 治



同 弁護士 西 川 治



第1 原告準備書面4について

1 はじめに

原告の主張は、被告全国会議の準備書面(2)に対する反論とみられるが、同書
面における被告全国会議の主張の要旨は、仮に原告に対する入会拒否の理由が、
原告主張のとおり、原告の思想にあるとしても、これが不法行為を構成する
という原告の請求は理由がないというものである（被告全国会議の準備書面(2)第
1の1）。すなわち、

- (1) 本件は除名の可否ではなく、入会拒否が不法行為を構成するか否かが争わ
れている事案であり、「憲法における国民の権利に関する規定及び国際人権
規約は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、私人
間における権利や利害の調整は、原則として私的自治に委ねられる」のであ
るから、原則として入会拒否が不法行為と評価されることはなく、不法行為

との評価を受けるのは「社会的に許容し得る限度を超えるとき」に限られる
(別訴判決＝東京高判平成27年7月1日・甲27)。

5 (2) そして、被告全国会議にとって奨学金制度の現状認識や改善方法について
の意見は団体としての根幹をなすものであるから、この点について現状認識
や意見を異にする者の入会を拒否することは社会的に許容されるものであ
り、不法行為を構成しない

10 (3) 加えて、別訴と本件は、加入による経済的メリット、規模、入会者数、入
会資格、会員権の有無、入会希望前に混乱を生じさせたか否か、入会を拒否
されたことで被る不利益、入会を拒否された理由として主張するものが本人
にいかんともし難い疾病か本人が自らの意思で作り上げたものかといった
多くの点で事案を異にする。

(4) したがって、本件について入会への合理的期待があるとはいえず、被告全
国会議による入会拒否が社会的に許容し得る限度を超えて不法行為を構成
するものではない。

15 原告準備書面4への反論は、上記被告全国会議の準備書面(2)第1の1で足り
ると思われるが、念のため補足する。

2 原告準備書面4の1について

20 上記1(2)に関し、原告は、原告の言動は被告全国会議の目的に沿ったもので
あるから、入会拒否は違法であると主張するようである。

25 そもそも規約3条の目的にいう「奨学金、学費、及びこれに関する学生支援
制度の実態」についての現状認識や「真に学びと成長を支える奨学金制度・学
費その他学生支援制度改革の意見表明・立法運動」としての改善方法について
の意見は、多様なものがありうる。

原告の現状認識や意見が、被告全国会議が形成してきた現状認識や意見と異

なることは既に指摘したとおりであるが、入会の許否の検討にあつては、入会希望者の現状認識や意見が、団体が形成してきた現状認識や意見と異なるか否かを考慮して入会の許否を決することはもとより許されることである。

これは、入会希望者の現状認識や意見が、団体の目的と同趣旨の真摯な意識から形成されたものであるとしても異なるものではない。

さもないければ、例えば「クリーンな発電を目指す」という目的を掲げ、「原子力発電には反対し、太陽光発電を推進する」という意見を形成している団体が、「クリーンな発電を目指す」ためには「まず火力発電を減らすべきで、そのために原子力発電を推進すべき」という意見の入会希望者の入会を拒否しても、当該入会拒否は不法行為を構成することになる。当該入会希望者の意見が「クリーンな発電を目指す」という真摯な意識から形成されたものであるか否かによらず、かかる結論が当を得ないことはいうまでもない¹。

原告の主張は、原告の現状認識や意見が、被告全国会議が現に有する現状認識や意見と異なるとしても、被告全国会議の目的と同趣旨の真摯な意識から形成されたものであるから、これを理由として入会を拒否することは「社会的に許容し得る限度を超えるとき」に当たるといふものと解されるが、原告の主張は私人が形成する団体の会員選択の自由を過剰に制約するものである。

3 同2について

争う。被告全国会議の準備書面(2)第1の1で述べたとおりである。

¹ そもそも、「クリーンな発電を目指す」という目的のための具体的な意見として、「原子力発電には反対し、太陽光発電を推進する」「まず火力発電を減らすべきで、そのために原子力発電を推進すべき」「太陽光パネルを設置するために森林を切り開き、自然破壊がされている現状があるから、太陽光発電はクリーンではない」「水資源に恵まれた日本では水力発電を推進すべき」「ダム開発は環境を破壊するからクリーンではなく、断固反対すべき」といった様々な意見がありうる。

およそ「クリーンな発電を目指す」という目的で一致していれば、具体的に形成された意見が異なっているとしても、入会を認めなければならないというのは無理がある。

4 同3について

争う。

原告引用の裁判例の内容は不知であるが、ゴルフクラブの入会をめぐる判断であり、入会拒否の理由は原告が外国籍又は元外国籍の者であるという本人にはいかんともしい難い事由であることを踏まえると、被告全国会議の準備書面(2)第1の1で述べた別訴と本件との相違点(上記1(3))が同様に妥当すると考えられる。

5 同4について

(1) 第1段落で原告の主張する事実については、次の点を除き、否認ないし争う。その余は争う。

ア 第2文のうち「被告全国会議の会員数は100名程度」は認める。

イ 第3文のうち「出版物等を通じてひろく募集している」は、書籍『日本の奨学金はこれでいいのか!』に規約及び入会申込書を掲載したことを指すのであればその限度で認め、「本件入会拒否を唯一の例外として希望者は全員入会が認められてきた」は本件入会拒否前に、規約に基づく適式の入会申込をした者で事務局会議の承認を得られなかった者がいなかったことは認める。ただし、設立時及び設立直後を除き、入会者はいない年の方が多く、本件入会拒否当時、設立後約6年にとどまる。

ウ 第4文のうち「会員資格は特にはなく」は、弁護士でなければ事務局会議を経るまでもなく当然に入会が認められないといった類の会員資格の定めはないという趣旨であれば特に争うものではない。「会員の属性は、弁護士、大学教授、記者、奨学金利用者や元利用者ら多職種にわたり」は記者にジャーナリストを含め、「奨学金利用者」が奨学金貸与中又は返還中の者をいう趣旨であれば入会時の属性としては認め、「居住地は全国各地に及ぶ」は会員が北海道から沖縄県まで存在しているという意味で認める

(全体で100名程度のため、会員のいない県も複数存在する。))。

エ 「入会申込書を収録した出版物を発行し、新聞等の発言や政策提言を行っているほか、一般の者が参加可能な集会をたびたび開くなど社会性と公益性のある活動を公然と行っている」は認め、「知名度は高い」は奨学金問題に相当の関心を有する者に限っていえば争うものではない。一般の国民に知名度が高いという趣旨であれば争う。

(2)ア 原告のいう「社会性を持った団体」「開かれた団体」の趣旨は明らかでない。「社会性を持った団体」は原告引用の名古屋高裁令和5年10月27日判決の判示を参照するものとみられるが、同判決の内容が確認できないため、同判決がいかなる趣旨で「社会性を持った団体」という判示をしたのかは明らかでない。「開かれた団体」は引用元が不明である。

なお、同判決が基本的にゴルフ愛好家の集まりであるゴルフクラブについて²、「社会性を持った団体」と評価した趣旨としては、団体の根幹をなす要素がゴルフ以外に考え難く、それ以外の要素を入会許否にあたって考慮する合理性が乏しいことを指摘する趣旨であることが想定できる。ゴルフ愛好家の集まりであっても、例えば特定の高校の同期のゴルフ愛好家の集まりであれば、ゴルフ以外に、特定の高校の同期であることを入会許否にあたって考慮する合理性があるが、そういった団体ではないことをいう趣旨で「社会性を持った団体」と述べたのではないと思われる。

イ もっとも、上記判決の第1審被告であるゴルフクラブと本訴の被告全国会議とを比較すれば、前者の会員数は約1500名で後者の約15倍、設立後の経過期間も10倍近いこと、前者の入会資格は特にないのに対し、被告全国会議の目的に賛同する必要があること、前者の会員権はゴルフ会員権市場で一般に売買されているのに対し、被告全国会議には「会員権」

² 以前は投機目的のゴルフクラブ会員も少なくなかったと思われるが、バブル崩壊以降、投機目的のゴルフクラブ会員はごく一部であろう。

自体がなく会員資格が売買されていることはないことといった大きな差異があり（被告全国会議の準備書面(2)第1の1(3)ア参照）、仮に原告の主張する点がすべて真実であるとしても、これをもって「社会性を持った団体」「開かれた団体」との評価は妥当しない³。

5 ウ 加えて、本件ではゴルフクラブにとってのゴルフに相当する、団体の根幹部分である奨学金制度の現状認識や改善方法についての意見を異にしているのであるから（前記2参照）、原告の主張は当を得ない。

6 同5について

10 否認ないし争う。

被告全国会議の準備書面(1)第4の2(2)のとおり。

7 同6について

否認ないし争う。

15 原告は、本件入会拒否がなされた理由として、被告全国会議の共同代表である被告大内が、不当な動機で原告の入会拒否を行ったものであると主張するが、原告主張の事実はないから前提を欠く。

20 原告が主張する点は、原告が被告大内に対する損害賠償請求訴訟（丙1、2）において主張した内容であるが、同訴訟において原告の被告大内に対する請求は東京地判令和4年2月24日（丙1）、知財高判令和4年8月31日（丙2）で全部が棄却されている。原告の主張の実質は同訴訟の蒸し返しである。

8 同7について

否認ないし争う。

³ ゴルフクラブの会員数や設立後の経過期間、入会資格は、上記判決の第1審判決の争いのない事実及び認定事実による。

原告は、被告全国会議への入会が認められることへの期待が高かったことを述べるが、かかる期待に合理的な理由があるとはいえないことは、被告全国会議の準備書面(2)第1の1(3)イで指摘したとおりである。

取材活動に重大な支障が出たというが、いかなる支障があったのか何ら立証はない。なお、そもそも被告全国会議はジャーナリストの取材に協力することを目的にしていないから、仮に取材活動への支障があったとして、その点について原告に合理的な期待があったとはいえないし、被告全国会議の会員が奨学金問題に関して、原告の取材を一律拒絶しているということはない。

現に、被告全国会議の弁護士が代理人として関与した東京地方裁判所令和元年(ワ)第12070号不当利得返還等請求事件(日本学生支援機構(保証人過払)事件⁴)に関し、令和4年4月26日の尋問後、岩重事務局長は原告を含む数名による取材に対応している。

第2 令和5年12月21日付け文書送付嘱託申立書について

必要性なしと思料する。

以上

⁴ 日本学生支援機構では、貸与奨学金について連帯保証人・単純保証人各1名を徴しているが、このうち単純保証人に対し、分別の利益を無視して主債務の全額を保証債務として請求して支払わせていたため、分別の利益によって分割された保証債務(主債務の2分の1)の額を超える部分について不当利得として返還を求めるとともに、民法704条に基づく利息及び慰謝料の支払いを求めたもの。

日本学生支援機構が原告ら以外の単純保証人に対しても不当利得を返還することなどを表明したことを受け、令和4年10月13日、訴訟上の和解が成立した。

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

準備書面 5

2024年3月18日

東京地方裁判所民事第43部御中

原告 三宅勝久

以下主張を補充する。

被告1は「原告の現状認識や意見が、被告全国会議が形成してきた現状認識や意見と異なる」と述べ、本件入会拒否が不法行為を構成しない旨主張する（被告1準備書面（3）2頁最終行～）。繰り上げ一括請求は重大な問題であるから被告1がその活動のなかで積極的に取り組むべきであるとの認識と意見を原告が持っており、こうした意見等が被告1の意見等と大きく隔たっている——といった趣旨と思われる。しかしながら、繰り上げ一括請求に関する原告の現状認識や意見が被告1のそれと大きく異なることを客観的に示す事実は存在しない。奨学金制度に関する被告1の現状認識や意見は、被告が作成した「提言」のなかで詳細に記載されているが（甲63）、そこには日本学生支援機構の繰り上げ一括請求のあり方に問題があるとの記載はあるものの（甲8、甲63・72頁）、一括請求問題の重要性が他の諸問題よりも小さいといった趣旨を述べた箇所はない。したがって、「原告の現状認識や意見が、被告全国会議が形成してきた現状認識や意見と異なる」とする被告1の主張は、「提言」の記載内容と矛盾しており、根拠を欠いている。奨学金問題に関して原告が行った言動は一貫して被告1が規約で定める目的に沿ったものであった。そして、原告の現状認識や意見もまた、日本学生支援機構の債権回収の方法には問題があり改善を要するというものであり、被告1が組織として形成した認識や意見と基本的な部分で大きな隔たりはなかったのである。

以上

令和4年（ワ）19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議 外1名

証拠申出書

2024年3月18日

東京地方裁判所民事第43部御中

原告 三宅勝久



第1 証人尋問の申し出

1 証人の表示

〒154-0004 世田谷区太子堂4-7-4 セラピュアビル4階

氏名 岩 重 佳 治（被告全国会議事務局長）

主尋問20分

（1）立証の趣旨

奨学金問題に関する原告の言動が被告1の趣旨目的に沿ったものであった事実、本件入会拒否の手続きがずさんだった事実、被告1の会員内部に原告の入会を支持する意見があり得た事実、および本件入会拒否が思想差別であり、社会通念に照らして著しく不合理であった事実を証す。

（2）尋問事項

- ①被告1の設立経緯、会員の入退会状況、募集状況、活動状況
- ②原告の被告1への入会経緯
- ③原告が共著（甲1-1）を執筆するに至った経緯
- ④証人が一括請求問題の存在に気が付いた経緯
- ⑤被告1の一括請求問題に関する取り組み状況
- ⑥原告が退会するにいたった経緯
- ⑦「提言」（甲63）の作成経緯
- ⑧原告が再入会を申し出た後の被告1内部における対応状況
- ⑨その他必要な事項

第2 本人尋問の申し出

1 証人の表示

〒176-8534 練馬区豊玉上1-26-1 武蔵大学

氏名 大内 裕 和 (被告)

主尋問15分

(1) 立証の趣旨

奨学金問題に関する原告の言動が被告1の趣旨目的に沿ったものであった事実、本件入会拒否の手続きがずさんだった事実、被告1の会員内部に原告の入会を支持する意見があり得た事実、および本件入会拒否が思想差別であり、社会通念に照らして著しく不合理であった事実、被告大内が原告の著作と類似した文章を発表するという研究不正が疑われる行為を働いた事実、当該不正疑惑行為の発覚を免れる動機により、原告の入会拒否に被告1代表者として賛同した事実などを証す。

(2) 尋問事項

- ①一括請求問題に関する証人の見解、発言内容
- ②原告の入会を拒否するに至った経緯
- ③原告の著作と類似した著作を発表した経緯
- ④原告との示談交渉、著作権侵害訴訟の経緯、大学の調査を受けた経緯
- ⑤その他必要な事項

2 証人の表示

〒113-0022 文京区千駄木2-40-13 真能荘203

氏名 三宅 勝久 (原告)

主尋問20分

(1) 立証の趣旨

奨学金問題に関する原告の言動が被告1の趣旨目的に沿ったものであった事実、本件入会拒否の手続きがずさんだった事実、被告1の会員内部に原告の入

会を支持する意見があり得た事実、および本件入会拒否が思想差別であり、社会通念に照らして著しく不合理であった事実などを証す。

(2) 尋問事項

- ①被告1の親団体であるクレサラ対協と原告が長年密接に交流してきた経緯
- ②原告が奨学金問題を取材するに至った経緯
- ③原告が被告1に入会した経緯
- ④原告が共著(甲1-1)作成に協力するに至った経緯
- ⑤原告が一括請求問題を発見した経緯
- ⑥原告が退会するにいたった経緯
- ⑦原告が再入会を申し出た経緯ならびにすみやかに認められると考えた経緯
- ⑧入会を拒否された後の原告の被告1に対する問い合わせ状況
- ⑨入会拒否は原告にとって予想外であり強い精神的衝撃を受けた状況
- ⑩被告大内による著作盗用の疑いを原告が発見した状況
- ⑪その他必要な事項

以上